

## 第2章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

### 2.1 対象事業実施区域及びその周辺の範囲

#### 1. 対象事業実施区域及びその周辺の範囲

対象事業実施区域及びその周辺の範囲（以下、「調査対象地域」という。）は、事業の実施による環境影響の及ぶおそれがある範囲が最も広いと考えられる猛禽類（オオタカ）の行動圏（約3 km）を考慮して、対象事業実施区域より概ね4 kmまでの範囲とした。

調査対象地域の範囲は図 2-1-1 に示すとおりである。

#### 2. 地域特性を把握した範囲

地域特性のうち、行政単位でデータが公表されているものについては、調査対象地域に係る市町村等を単位として把握するものとして、対象事業実施区域が位置する浜松市全域及び浜松市天竜区を対象に把握した。

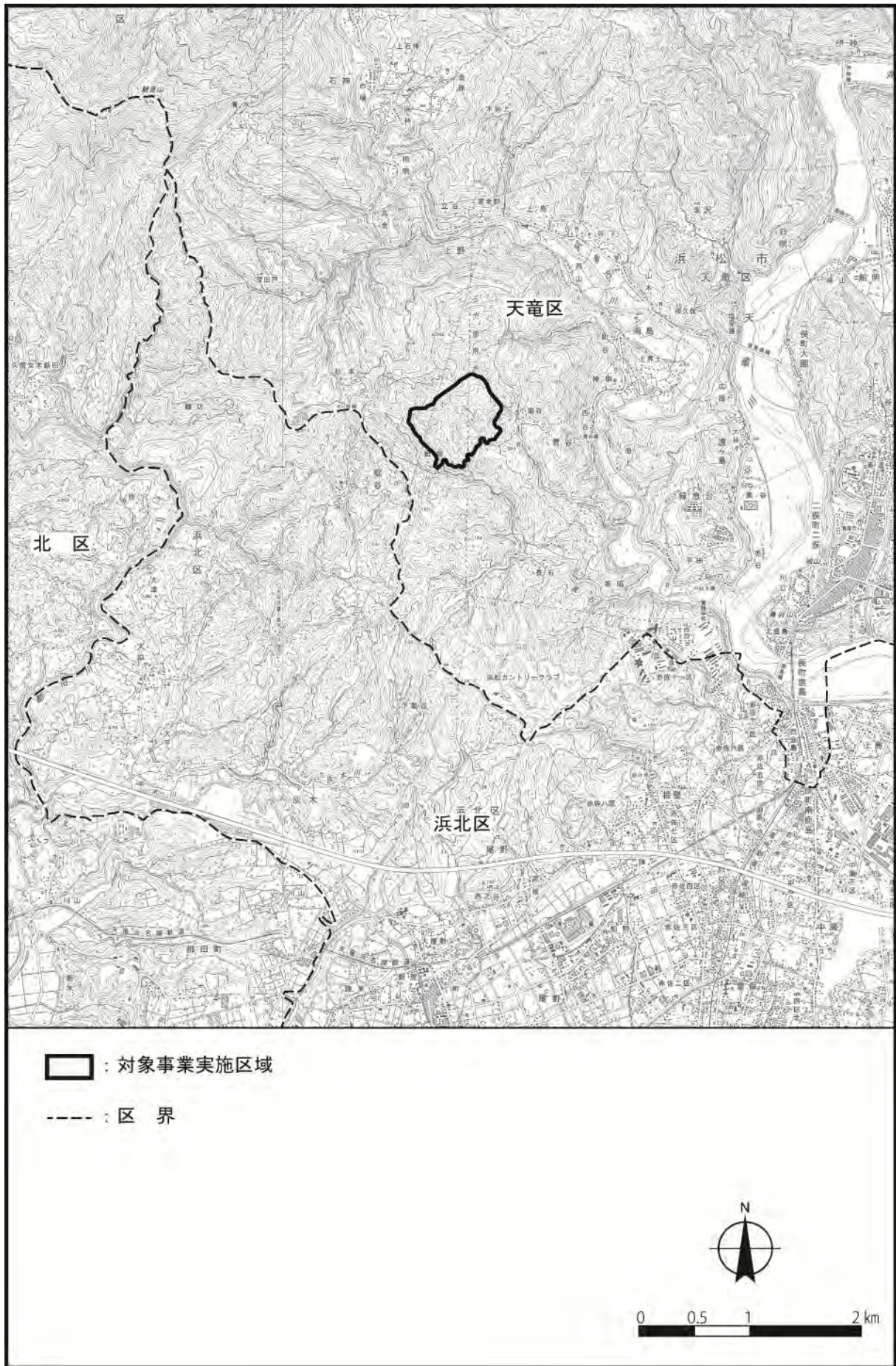


図 2-1-1 調査対象地域及び対象事業実施区域の位置

## 2.2 地域の自然的状況に係る項目

### 1. 気象

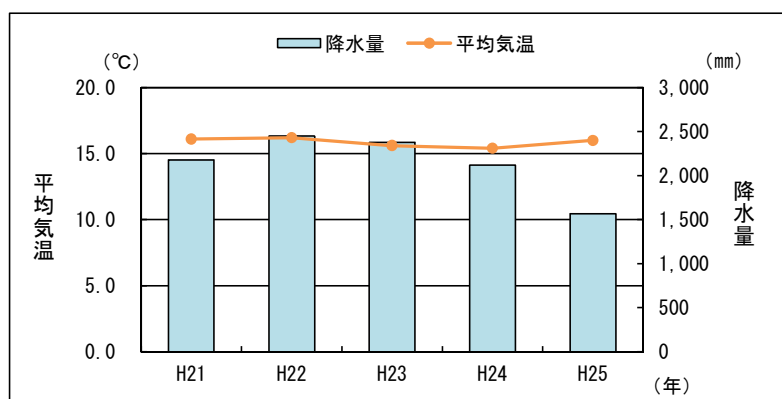
対象事業実施区域に最も近い気象観測所は天竜地域気象観測所(図 2-2-4 参照)である。

天竜地域気象観測所における過去 5 年間(平成 21 年～平成 25 年)の気象概況は表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示すとおりであり、平均気温は 15.4℃～16.2℃、最高気温は 35.8℃～39.8℃、最低気温は-3.0～-5.6℃、平均風速は 2.3m/s～2.5m/s、降水量は 1,567.0 mm～2,449.5 mmとなっている。

表 2-2-1 気象概況(平成 21 年～平成 25 年)

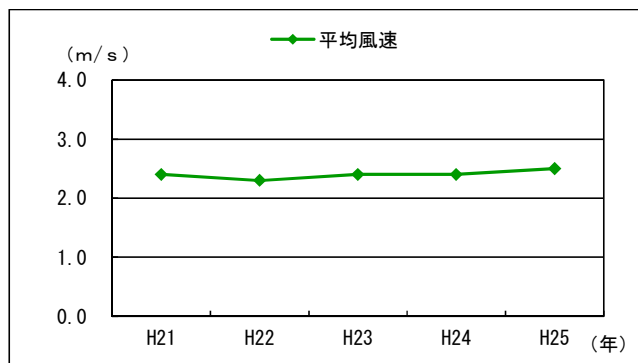
区分	気温(℃)			平均風速 (m/s)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低		
平成21年	16.1	35.8	-3.8	2.4	2,178.5
平成22年	16.2	37.2	-3.1	2.3	2,449.5
平成23年	15.6	37.4	-3.7	2.4	2,375.0
平成24年	15.4	37.1	-5.6	2.4	2,117.5
平成25年	16.0	39.8	-3.0	2.5	1,567.0

出典：「気象統計情報」(気象庁ホームページ)



出典：「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

図 2-2-1(1) 平均気温及び降水量の経年変化(平成 21 年～平成 25 年)



出典：「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

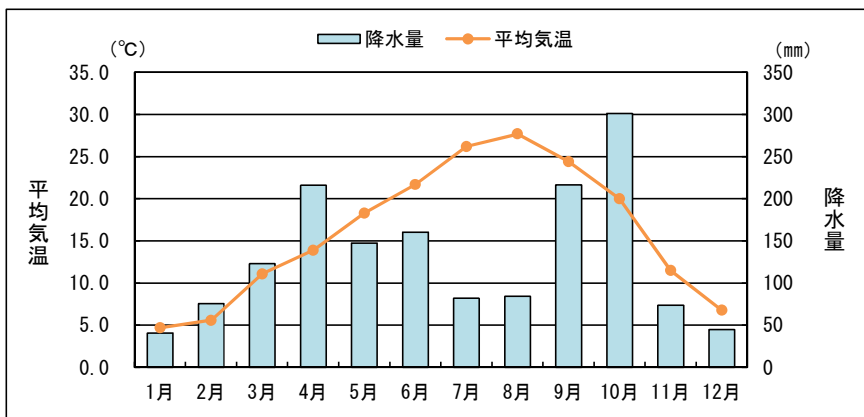
図 2-2-1(2) 平均風速の経年変化(平成 21 年～平成 25 年)

平成 25 年の月別の気象概況は表 2-2-2 及び図 2-2-2 に、風配図は図 2-2-3 に示すとおりである。最高気温は 8 月の 39.8℃、最低気温は 2 月の -3.0℃、降水量は 10 月の 301.5 mm が最も多くなっている。風速は冬季に強くなる傾向にあり、風向は年間を通じて北北西～北の風が卓越している。

表 2-2-2 気象概況（平成 25 年）

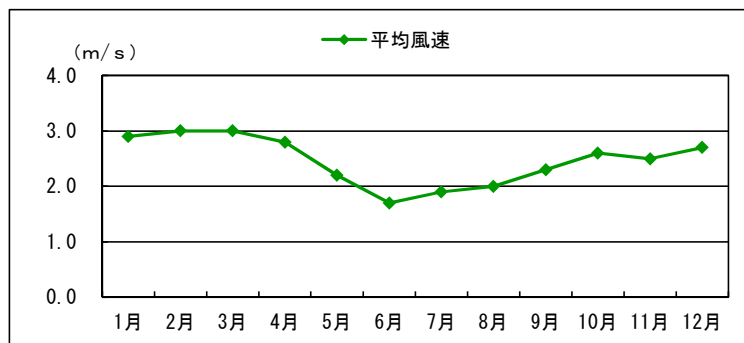
区 分	気 温 (°C)			平均風速 (m/s)	降水量 (mm)
	平 均	最 高	最 低		
1月	4.7	14.5	-2.3	2.9	41.0
2月	5.6	18.7	-3.0	3.0	75.5
3月	11.1	23.4	-0.6	3.0	123.0
4月	13.9	24.6	1.8	2.8	216.0
5月	18.3	29.0	5.9	2.2	147.5
6月	21.7	31.6	15.1	1.7	160.5
7月	26.2	37.9	18.7	1.9	82.0
8月	27.7	39.8	19.2	2.0	84.5
9月	24.4	34.1	15.4	2.3	216.5
10月	20.0	34.1	10.9	2.6	301.5
11月	11.5	23.6	-0.5	2.5	74.0
12月	6.8	16.5	-2.2	2.7	45.0

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）



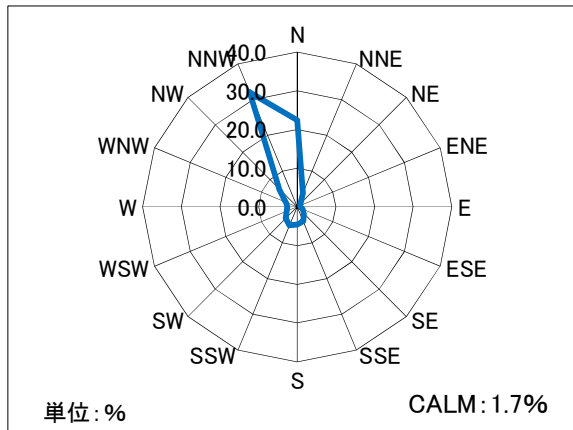
出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

図 2-2-2(1) 平均気温及び降水量の概況（平成 25 年）



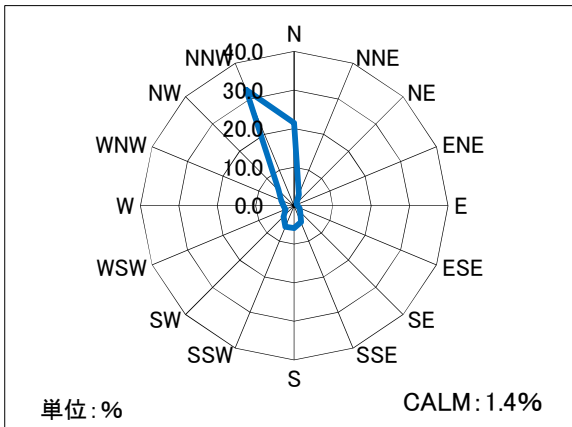
出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

図 2-2-2(2) 平均風速の概況（平成 25 年）



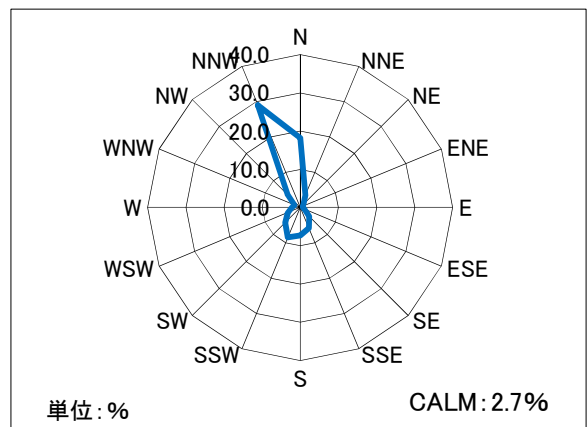
注) CALMは、静穏(0.4m/s以下)の割合を示す。

[年 間]



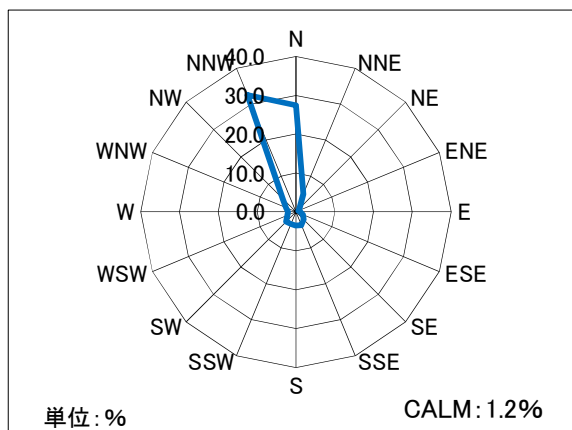
注) CALMは、静穏(0.4m/s以下)の割合を示す。

[春季 (3月~5月)]



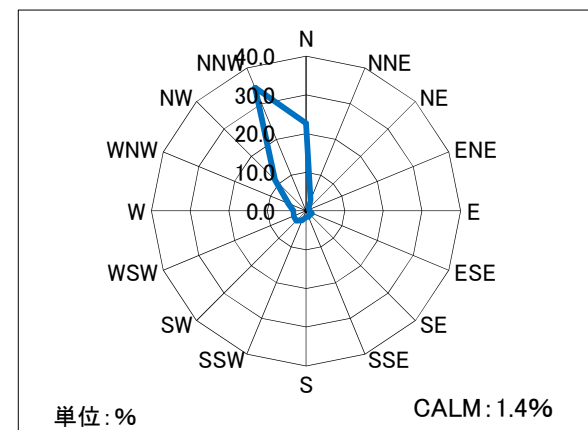
注) CALMは、静穏(0.4m/s以下)の割合を示す。

[夏季 (6月~8月)]



注) CALMは、静穏(0.4m/s以下)の割合を示す。

[秋季 (9月~11月)]



注) CALMは、静穏(0.4m/s以下)の割合を示す。

[冬季 (12月~2月)]

出典: 「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

図 2-2-3 風配図 (平成 25 年)

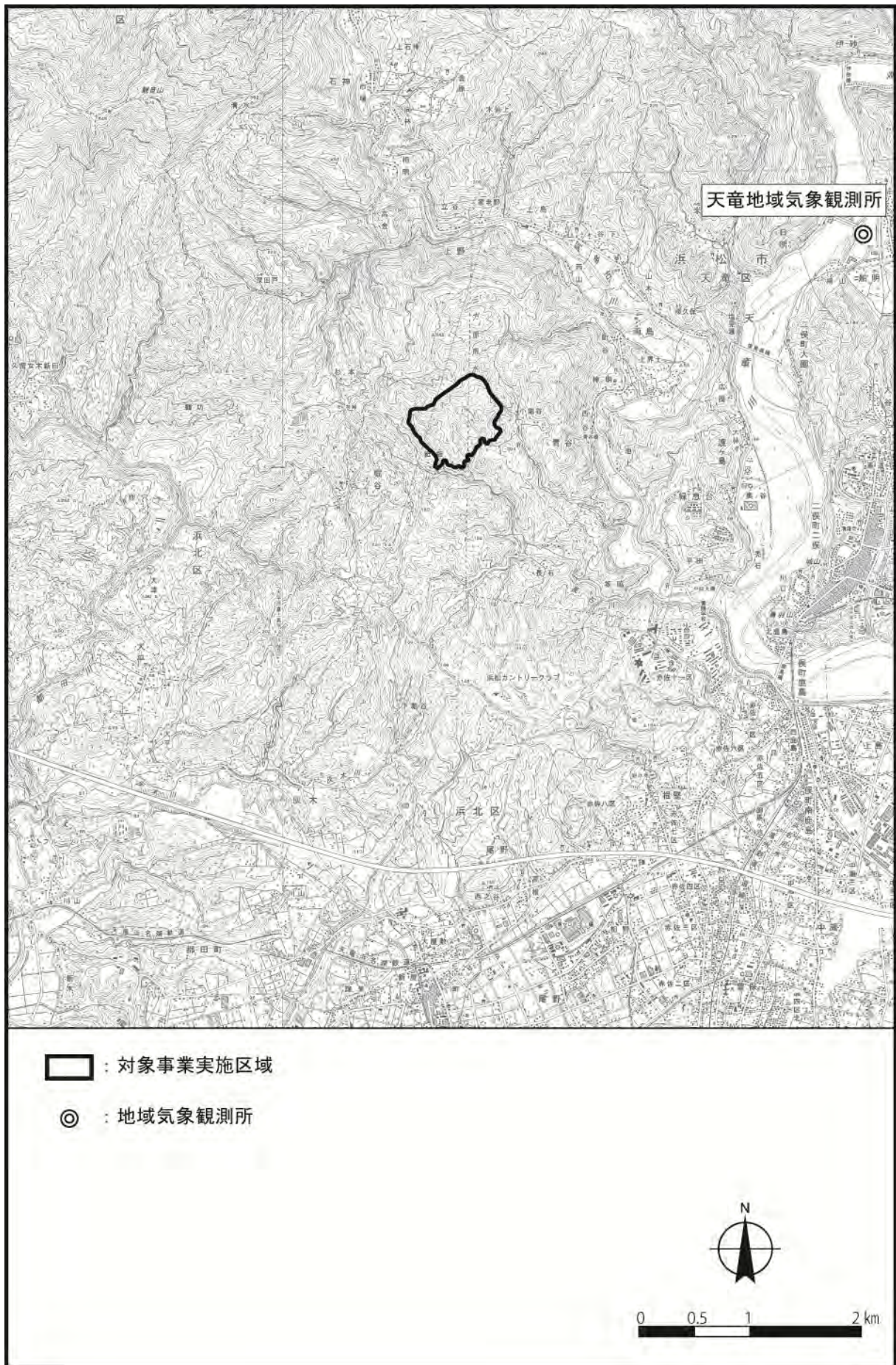


図 2-2-4 気象観測所の位置

## 2. 河川、地下水等

### (1) 河川

調査対象地域における主な河川の概況は表 2-2-3 に、河川図は図 2-2-6 に示すとおりである。

調査対象地域には一級河川の天竜川、米沢川、阿多古川、長石川及び二俣川、二級河川の都田川及び灰ノ木川が流れている。

対象事業実施区域東側には阿多古川（一級河川）が、南側には長石川（一級河川）が流れている。

表 2-2-3 河川の概況

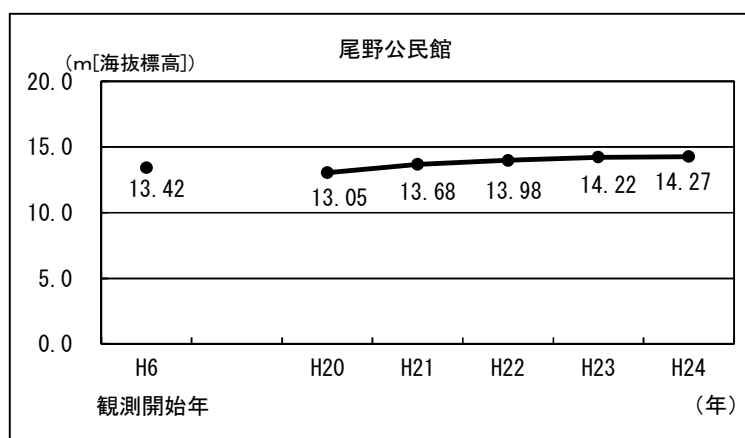
水系	河川名	河川延長 (m)	区分
天竜川	天竜川	95,350	一級河川
	米沢川	1,200	
	阿多古川	22,620	
	長石川	1,800	
	二俣川	20,380	
都田川	都田川	49,940	二級河川
	灰ノ木川	4,260	

出典：「しずおか河川ナビゲーション」（静岡県ホームページ）

### (2) 地下水

調査対象地域における地下水位の観測結果は図 2-2-5 に示すとおりである。

調査対象地域では浜松市浜北区の尾野公民館（図 2-2-6 参照）で地下水位の観測が行われており、過去 5 年間（平成 20 年～平成 24 年）の地下水位は僅かに上昇傾向を示している。



出典：「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）

図 2-2-5 地下水位の経年変化

### (3) 湧水地

調査対象地域の湧水地は図 2-2-6 に示すとおりである。

調査対象地域には 1 箇所（八幡神社）の湧水地がある。

なお、対象事業実施区域及びその周辺に湧水地はない。



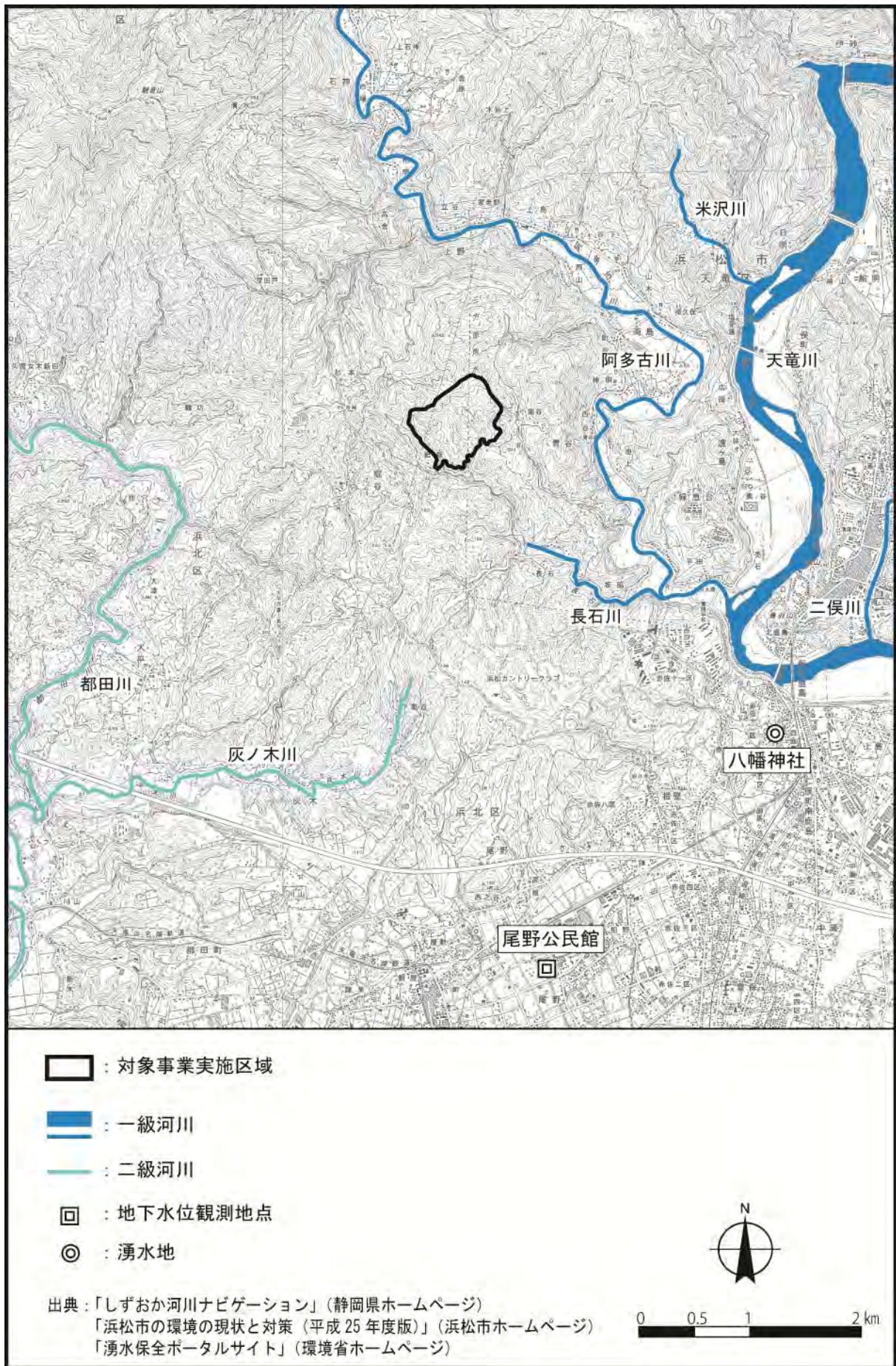


図 2-2-6 河川、地下水位観測地点及び湧水地の位置

### 3. 地形

調査対象地域の地形分類は図 2-2-7 に示すとおりである。

調査対象地域の地形は、北側の大部分が中起伏山地及び小起伏山地からなる山地であり、南側の大部分は丘陵地となっている。また、天竜川及び阿多古川沿いに河原及び谷底平野がみられる。

対象事業実施区域の地形分類は大部分が小起伏山地であり、対象事業実施区域南東側の一部が谷底平野（Ⅰ）（砂礫質）となっている。

調査対象地域における重要な地形は、表 2-2-4 及び図 2-2-8 に示すとおりであり、非火山性孤峰（観音山）、峡谷・溪谷（都田川）及び河成段丘（三方原）がある。

表 2-2-4 重要な地形の状況

No.	区 分	名 称	選定基準
1	非火山性孤峰	観音山	・第3回自然環境保全基礎調査
2	峡谷・溪谷	都田川	・第3回自然環境保全基礎調査
3	河成段丘	三方原	・第3回自然環境保全基礎調査 ・日本の地形レッドデータブック

出典：「第3回自然環境保全基礎調査（静岡県自然環境情報図）」（平成元年、環境庁）  
「日本の地形レッドデータブック第2集-保全すべき地形-」（平成14年、小泉武栄、清水賢人）

### 4. 地質

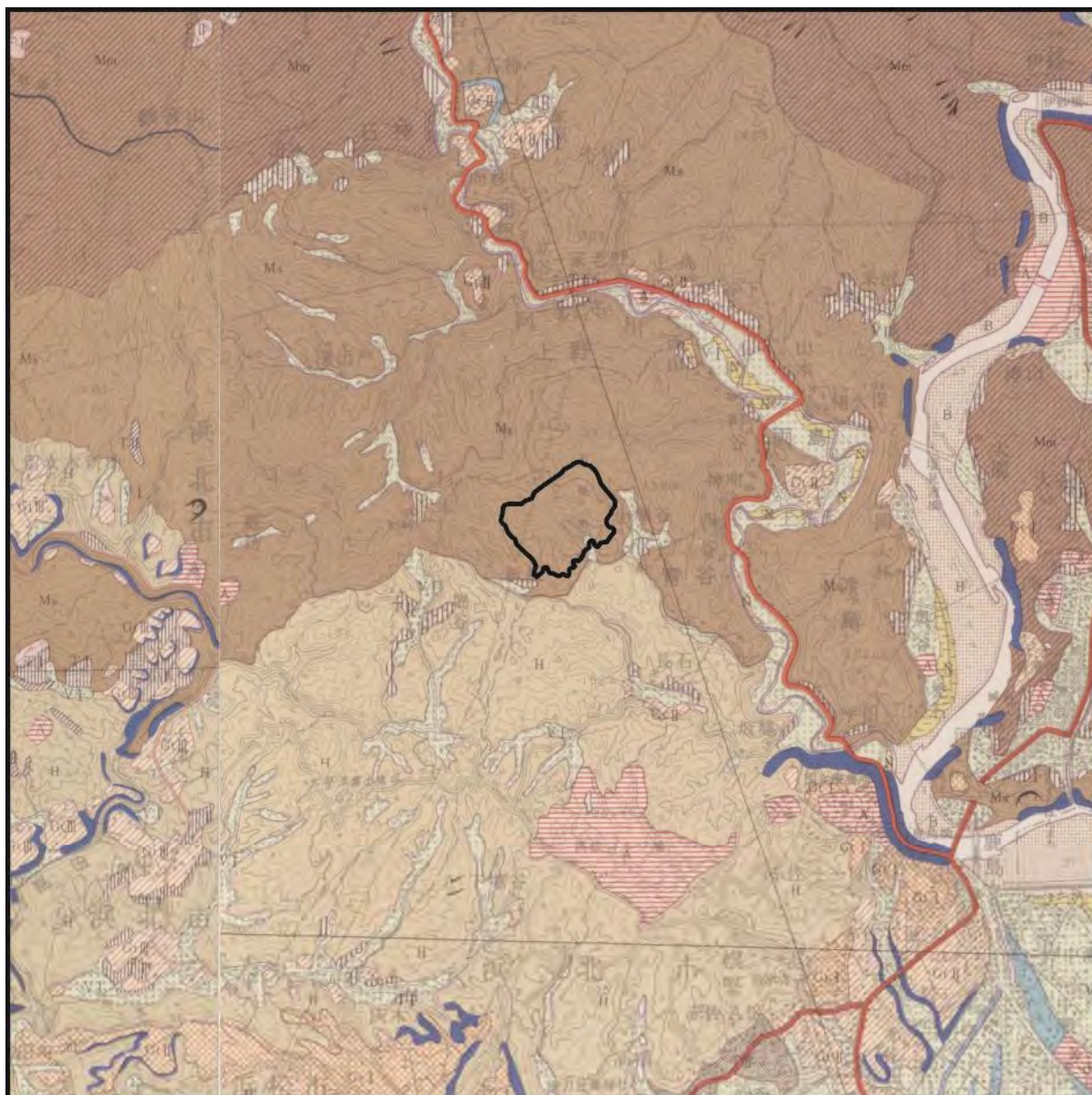
調査対象地域の表層地質は図 2-2-9 に示すとおりである。

調査対象地域の表層地質は主に変成岩類、固結岩類、段丘堆積物及び未固結堆積物である。

対象事業実施区域の表層地質は大部分が固結岩類のチャート・粘板岩・輝緑凝灰岩であり、対象事業実施区域北側の一部が変成岩類の輝緑岩・はんれい岩となっている。

なお、調査対象地域には、重要な地質及び地質に係る特異な自然現象はない。

（出典：「第3回自然環境保全基礎調査（静岡県自然環境情報図）」（平成元年、環境庁）  
「日本の地形レッドデータブック第2集-保全すべき地形-」（平成14年、小泉武栄、清水賢人）



□ : 対象事業実施区域

山地

■ : 中起伏山地

■ : 小起伏山地

丘陵地

■ : 丘陵地

大地

■ : 砂礫大地 (I)  
(中位段丘面)

■ : 砂礫大地 (II)  
(低位段丘面)

低地

■ : 谷底平野 (I)  
(砂礫質)

■ : 谷底平野 (II)  
(泥質)

■ : 崖錘 (I)  
(山麓堆積緩斜面)

■ : 崖錘 (II)  
(土石流性堆積物)

■ : 自然堤防

■ : 河原

その他

■ : 人工改变地

〰 : 崖

〰 : 旧河道

〰 : 崩壊地形

— : 国道

出典 : 「地形分類図 (天竜)」 (昭和 61 年、静岡県)  
「地形分類図 (三河大野・豊橋・田口)」 (昭和 62 年、静岡県)



0 0.5 1 2 km

図 2-2-7 地形分類図

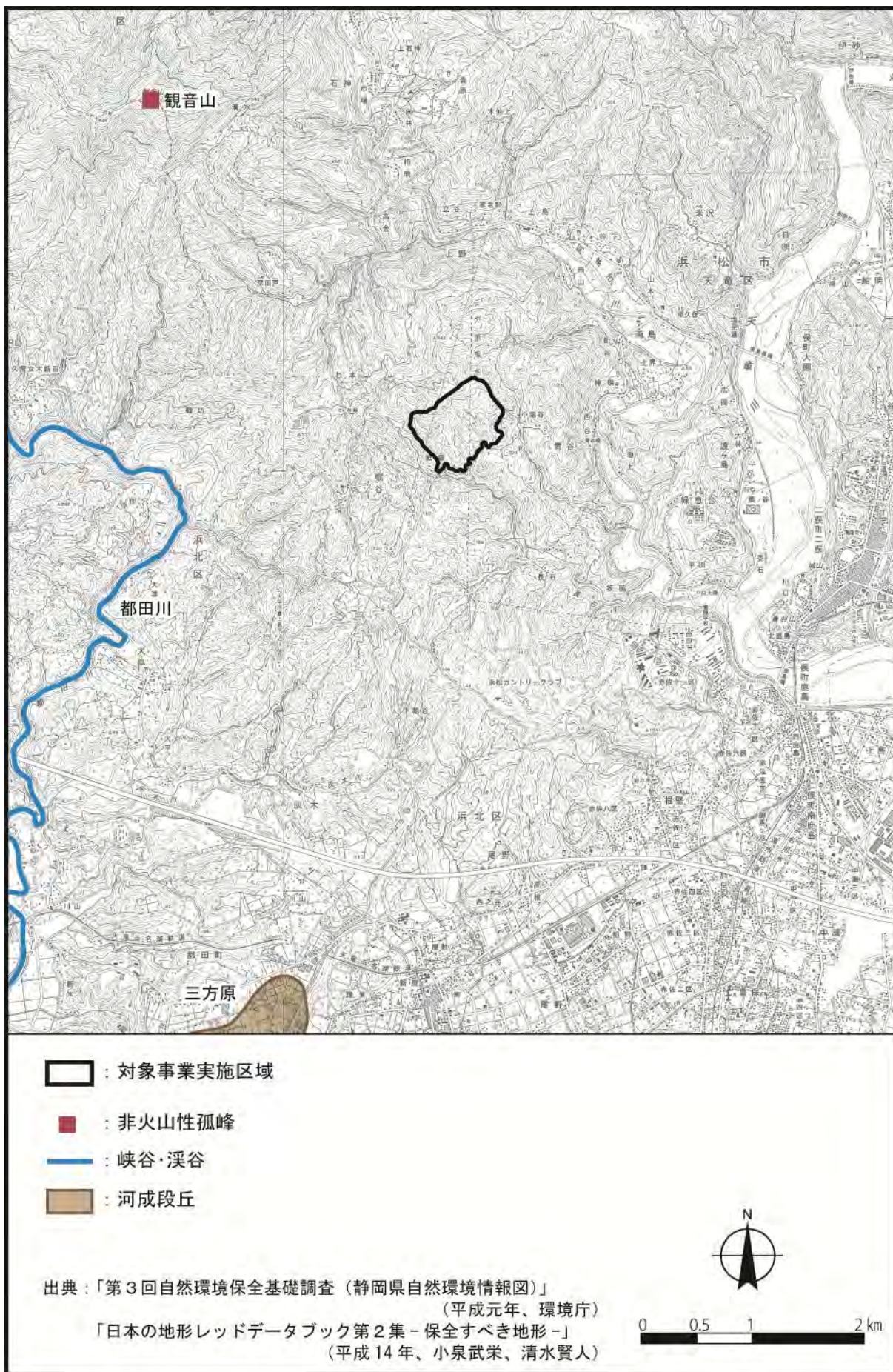
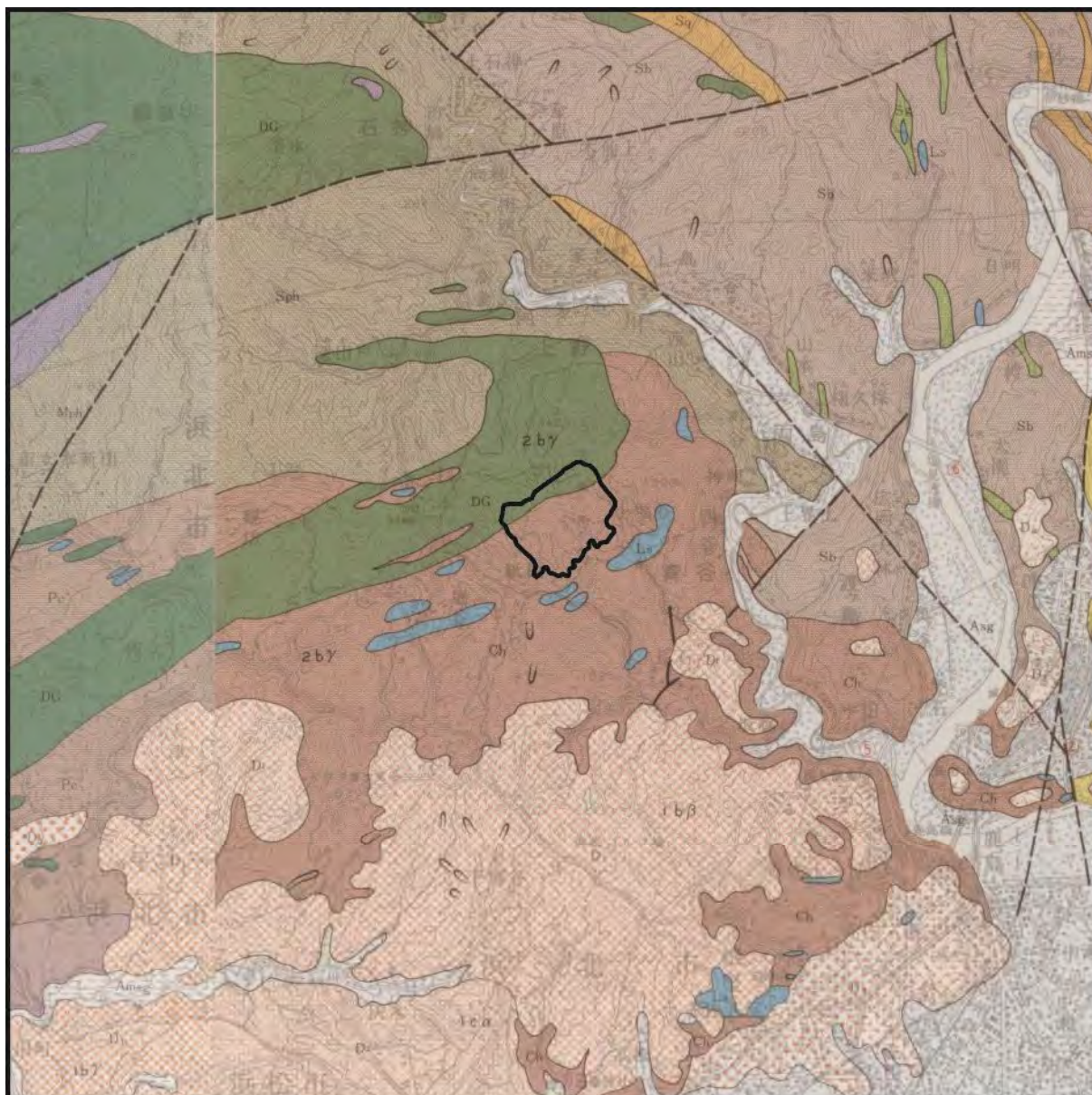


図 2-2-8 重要な地形分布図



□ : 対象事業実施区域

未固結堆積物

Amag : 砂泥礫互相

Agg : 砂礫

段丘堆積物

Dc : 砂礫 (未来分段丘)

DC : 砂礫 (高位段丘)

半固結堆積物

未来分段丘砂泥礫堆積物

固結岩類

K<sub>1</sub> : 礫岩・砂岩・シルト岩

Pv : チャート・粘板岩

Ch : チャート・粘板岩・輝緑凝灰岩

石灰岩

蛇紋岩類

変成岩類

M<sub>1</sub>β : 千枚岩類

M<sub>r</sub> : 圧砕岩類

DC : 輝緑岩・はんれい岩

S<sub>ph</sub> : 黒色・緑色千枚岩

S<sub>g</sub> : 緑色片岩類

S<sub>b</sub> : 黒色片岩類

S<sub>q</sub> : 石英片岩類

断層および推定断層

崩壊地

出典 : 「表層地質図 (天竜)」 (昭和 61 年、静岡県)

「表層地質図 (三河大野・豊橋・田口)」 (昭和 62 年、静岡県)



図 2-2-9 表層地質図

## 5. 動物、植物

### (1) 動物

表 2-2-5 に示す既存文献を収集し、調査対象地域の注目すべき種（動物）の生息状況について把握した。注目すべき種の生息状況は、既存文献による生息記録のうち、調査対象地域を含むメッシュ情報や、調査対象地域を含む市区町名等の情報を対象として、調査対象地域において生息の可能性のある種を抽出した。

なお、注目すべき種の選定基準は、表 2-2-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺における注目すべき種の生息状況は、表 2-2-7～表 2-2-13 に示すとおりである。

表 2-2-5 動物相の把握に用いた既存文献

No.	文献名	注目すべき種の抽出範囲
1	まもりたい静岡県の野生生物 ー県版レッドデータブック (動物編) (平成16年、静岡県)	①生息、分布等の位置情報がメッシュで記載されている種については、調査対象地域を含むメッシュにおいて記録がある種を抽出した。 ②生息、分布等の位置情報がメッシュで記載されていない種については、以下の記載に基づき抽出した。 ・浜北市、天竜市（文献発行当時の市名）において記録がある種 ・「県内全域」、「県西部」、「県西部の山間地」、「天竜川流域」等の調査対象地域が生息・分布域に含まれると想定される記載がある種
2	平成21・22年度浜松市生物多様性 情報整備事業 (平成21年、22年、浜松市)	以下に示す対象事業実施区域周辺の地区において生息、分布の記録がある種を抽出した。 ・浜松市天竜区青谷、上野、米沢、両島、緑恵台、渡ヶ島地区
3	(仮称)天竜阿多古川カントリー クラブ造成事業に係る環境 影響評価書 (平成7年、(株)日交總本社)	天竜阿多古川カントリークラブ造成事業に係る環境影響評価において調査を実施した小堀谷市有林（前掲図1-3-1参照）及びその周辺において生息、分布の記録がある種を抽出した。

表 2-2-6 注目すべき種の選定基準

No.	文献及び法令名	区分
①	文化財保護法 (昭和25年、法律第214号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の 保存に関する法律 (平成4年、法律第75号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
③	静岡県文化財保護条例 (昭和36年、静岡県条例第23号)	県天：県指定天然記念物
④	静岡県希少野生動植物種保護条例 (平成22年、静岡県条例第37号)	指定：指定希少野生動植物
⑤	浜松市文化財保護条例 (昭和52年、浜松市条例第28号)	市天：市指定天然記念物
⑥	環境省第4次レッドリスト (平成24、25年、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑦	まもりたい静岡県の野生生物 ー県版 レッドデータブック (動物編) (平成16年、静岡県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 N-I：要注目種（現状不明） N-II：要注目種（分布上注目種等） N-III：要注目種（部会注目種）

①哺乳類

調査対象地域において生息の可能性のある哺乳類の注目すべき種は、表 2-2-7 に示すとおりであり、ノウサギ、ニホンリス、カモシカ等、4目4科6種があげられる。

表 2-2-7 調査対象地域において生息の可能性のある注目すべき種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ						EN	NT
2			キクガシラコウモリ							NT
3	ウサギ	ウサギ	ノウサギ						NT	
4	ネズミ	リス	ニホンリス							N-III
5			ムササビ							NT
6	ウシ	ウシ	カモシカ	特天						
計	4目	4科	6種	1種	0種	0種	0種	0種	2種	4種

②鳥類

調査対象地域において生息の可能性のある鳥類の注目すべき種は、表 2-2-8 に示すとおりであり、ヤマドリ、チュウサギ、アカショウビン、サンコウチョウ等、11目19科29種があげられる。

表 2-2-8 調査対象地域において生息の可能性のある注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	キジ	キジ	ヤマドリ							NT
2	カモ	カモ	オシドリ						DD	
3			トモエガモ						VU	VU
4	ペリカン	サギ	ヨシゴイ						NT	EN
5			チュウサギ						NT	
6	ツル	クイナ	クイナ							NT
7	チドリ	チドリ	タゲリ							NT
8			イカルチドリ							NT
9		シギ	ヤマシギ							DD
10		カモメ	コアジサシ		国際				VU	EN
11	タカ	タカ	ハチクマ						NT	VU
12			ハイタカ						NT	VU
13			オオタカ		国内				NT	VU
14			サシバ						VU	VU
15			クマタカ		国内				EN	VU
16	フクロウ	フクロウ	フクロウ							NT
17			アオバズク							VU
18	ブッポウソウ	カラセミ	アカショウビン							EN
19			ヤマセミ							VU
20		ブッポウソウ	ブッポウソウ						EN	CR
21	キツツキ	キツツキ	オオアカガラ							NT
22	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内				VU	VU
23	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内				EN	N-III
24		サンショウクイ	サンショウクイ						VU	EN
25		カササギヒタキ	サンコウチョウ							NT
26		ツバメ	コシアカツバメ							NT
27		ヒタキ	ノビタキ							N-II
28			コサメヒタキ							VU
29		ホオジロ	ミヤマホオジロ							NT
計	11目	19科	29種	0種	5種	0種	0種	0種	14種	27種

### ③爬虫類

調査対象地域において生息の可能性のある爬虫類の注目すべき種は、表 2-2-9 に示すとおりであり、ニホンイシガメ、ニホントカゲの 2 目 2 科 2 種があげられる。

表 2-2-9 調査対象地域において生息の可能性のある注目すべき種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ							NT	
2	有鱗	トカゲ	ニホントカゲ								N-II
計	2目	2科	2種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	1種	1種

### ④両生類

調査対象地域において生息の可能性のある両生類の注目すべき種は、表 2-2-10 に示すとおりであり、アカハライモリ、アズマヒキガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、モリアオガエルの 2 目 4 科 5 種があげられる。

表 2-2-10 調査対象地域において生息の可能性のある注目すべき種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ							NT	
2	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル								N-III
3		アカガエル	トノサマガエル							NT	N-III
4			ナゴヤダルマガエル							EN	CR
5		アオガエル	モリアオガエル								NT
計	2目	4科	5種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	3種	4種

### ⑤魚類

調査対象地域において生息の可能性のある魚類の注目すべき種は、表 2-2-11 に示すとおりであり、カワムツ、タカハヤ、ホトケドジョウ、カジカ等、8 目 9 科 17 種があげられる。

表 2-2-11 調査対象地域において生息の可能性のある注目すべき種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類							VU	EN	EN
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ							EN		
3			オオウナギ								N-III	N-III
4	コイ	コイ	カワムツ								N-II	N-II
5			タカハヤ									N-II
6		ドジョウ	ドジョウ							DD		
7			シマドジョウ								N-II	N-II
8			ホトケドジョウ							EN	VU	VU
9			トウカイナガレホトケドジョウ							EN	NT	NT
10	ナマズ	アカザ	アカザ							VU	EN	EN
11	サケ	サケ	アマゴ							NT	N-II	N-II
12	ダツ	メダカ	メダカ類							VU	VU	NT
13	カサゴ	カジカ	カマキリ							VU	NT	NT
14			カジカ							NT	NT	EN
15			ウツセミカジカ（回遊型）							EN	VU	VU
16	スズキ	ハゼ	オカメハゼ								N-III	N-III
17			カワヨシノボリ									N-II
計	8目	9科	17種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	11種	15種	13種

注) スナヤツメ類は、「スナヤツメ北方種」及び「スナヤツメ南方種」に、メダカ類は、「キタノメダカ」及び「ミナミメダカ」等に分類されるが、既存資料の記載内容からは、種の特定に至らなかったため、それぞれ「スナヤツメ類」、「メダカ類」と記載した。



⑥昆虫類

調査対象地域において生息の可能性のある昆虫類の注目すべき種は、表 2-2-12 に示すとおりであり、タベサナエ、コオイムシ、ギフチョウ、ヘイケボタル等、6目24科49種があげられる。

表 2-2-12 調査対象地域において生息の可能性のある注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準										
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦				
1	トンボ	イトトンボ	モートンイトトンボ							NT	VU			
2			オオイトトンボ									CR		
3		モノサシトンボ	グンバイトンボ							NT	CR			
4			カワトンボ	ニホンカワトンボ								EN		
5		サナエトンボ	ホンサナエ									NT		
6			タベサナエ							NT	VU			
7			コサナエ									NT		
8		エゾトンボ	トラフトンボ									VU		
9			エゾトンボ									N-III		
10		トンボ	ヨツボシトンボ									NT		
11			ハッチョウトンボ									EN		
12			キトンボ									CR		
13			オオキトンボ									EN	CR	
14	バッタ		コオロギ	オオオカメコオロギ								DD		
15		クチナガコオロギ										N-II		
16		イナゴ	セグロイナゴ								N-III			
17	カメムシ	コオイムシ	コオイムシ							NT	N-III			
18			タガメ									VU	DD	
19	チョウ	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ								NT	N-II		
20			コキマダラセセリ										N-II	
21			オオチャバネセセリ										VU	
22		シジミチョウ	ウラナミアカシジミ										VU	
23			ミヤマシジミ									EN	NT	
24			クロシジミ										EN	VU
25			ベニモンカラスシジミ										NT	VU
26			クロツバメシジミ										NT	VU
27			シルビアシジミ									EN	CR	
28		タテハチョウ	コムラサキ											N-II
29			ウラギンスジヒョウモン										VU	
30			オオムラサキ										NT	N-III
31		アゲハチョウ	ギフチョウ								市天	VU	NT	
32		ジャノメチョウ	ヒメヒカゲ									EN	CR	
33			クロヒカゲモドキ									EN	NT	
34	ウラナミジャノメ											VU	VU	
35	ヤガ	コシロシタバ									NT	N-III		
36	コウチュウ	ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ									NT	DD	
37			ゲンゴロウ										VU	VU
38		ミズスマシ	ヒメミズスマシ									EN	DD	
39			ミズスマシ										VU	DD
40		ガムシ	ガムシ									NT	NT	
41		コガネムシ	オオフタホシマグソコガネ											N-I
42			ヒゲコガネ											
43	ホタル	ヘイケボタル											NT	
44	カミキリムシ	ヒメヒロウドカミキリ										NT	DD	
45		アサカミキリ											VU	N-III
46	ハムシ	ガガブタネクイハムシ											NT	
47		ツヤネクイハムシ												DD
48	ハチ	アリ	トゲアリ										VU	
49		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ											DD
計	6目	24科	49種	0種	0種	0種	0種	1種	28種	46種				

⑦貝類

調査対象地域において生息の可能性のある貝類の注目すべき種は、表 2-2-13 に示すとおりであり、マルタニシ、ミカワギセル、イボイボナメクジ等、7目15科24種があげられる。

表 2-2-13 調査対象地域において生息の可能性のある注目すべき種（貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	アマオブネガイ	ゴマオカタニシ	ベニゴマオカタニシ							VU	
2	原始紐舌	タニシ	マルタニシ							VU	NT
3			オオタニシ							NT	NT
4	盤足	カワニナ	クロダカワニナ							NT	NT
5	基眼	モノアラガイ	モノアラガイ								NT
6		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ							DD	NT
7			ヒラマキガイモドキ							NT	NT
8	柄眼	キバサナギガイ	クチマガリスナガイ							VU	NT
9			キバサナギガイ							CR+EN	NT
10		マキヅメガイ	ヒラドマルナタネ								NT
11		ナタネガイモドキ	ナタネガイモドキ							NT	NT
12		キセルガイ	オオギセル							NT	
13			ミカワギセル							NT	
14			オクガタギセル							NT	NT
15			ツメギセル							NT	
16			エルベリギセル							DD	
17		ナメクジ	イボイボナメクジ							NT	DD
18		ベッコウマイマイ	カサネシタラガイ							NT	NT
19		ニッポンマイマイ	ヒメビロウドマイマイ							VU	
20		オナジマイマイ	オモイガケナマイマイ							CR+EN	CR
21			ミヤマヒダリマキマイマイ							VU	NT
22			イシマキシロマイマイ							VU	NT
23	イシガイ	イシガイ	イシガイ								NT
24	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ								NT
計	7目	15科	24種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	21種	17種

## (2) 植物

### ① 植物相

表 2-2-14 に示す既存文献を収集し、調査対象地域の注目すべき種（植物）の生育状況について把握した。注目すべき種の生育状況は、既存文献による生育記録のうち、調査対象地域を含むメッシュ情報や、調査対象地域を含む市区町名等の情報を対象として、調査対象地域において生育の可能性のある種を抽出した。

なお、注目すべき種の選定基準は、表 2-2-15 に示すとおりである。

調査対象地域において生育の可能性のある注目すべき種は、表 2-2-16 に示すとおりであり、カタクリ、エビネ、キンラン等、71 科 181 種があげられる。

表 2-2-14 植物相の把握に用いた既存文献

No.	文献名	注目すべき種の抽出範囲
1	まもりたい静岡県の野生生物 ー県版レッドデータブック (植物編) (平成16年、静岡県)	①生育、分布等の位置情報がメッシュで記載されている種については、調査対象地域を含むメッシュにおいて記録がある種を抽出した。 ②生育、分布等の位置情報がメッシュで記載されていない種については、以下の記載に基づき抽出した。 ・浜北市、天竜市（文献発行当時の市名）において記録がある種 ・「県内全域」、「県西部」、「県西部の山間地」、「天竜川流域」等の調査対象地域が生育・分布域に含まれると想定される記載がある種
2	平成21・22 年度浜松市生物多様 性情報整備事業 (平成21年、22年、浜松市)	以下に示す対象事業実施区域周辺の地区において生育、分布の記録がある種を抽出した。 ・浜松市天竜区青谷、上野、米沢、両島、緑恵台、渡ヶ島地区
3	(仮称) 天竜阿多古川カントリー ークラブ造成事業に係る環境 影響評価書 (平成7年、(株)日交總本社)	天竜阿多古川カントリーークラブ造成事業に係る環境影響評価において調査を実施した小堀谷市有林（前掲図1-3-1参照）及びその周辺において生育、分布の記録がある種を抽出した。

表 2-2-15 注目すべき種の選定基準

No.	文献及び法令名	区分
①	文化財保護法 (昭和25年、法律第214号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保 存に関する法律 (平成4年、法律第75号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
③	静岡県文化財保護条例 (昭和36年、静岡県条例第23号)	県天：県指定天然記念物
④	静岡県希少野生動植物種保護条例 (平成22年、静岡県条例第37号)	指定：指定希少野生動植物
⑤	浜松市文化財保護条例 (昭和52年、浜松市条例第28号)	市天：市指定天然記念物
⑥	環境省第4次レッドリスト (平成24年、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑦	まもりたい静岡県の野生生物 ー県版 レッドデータブック (植物編) (平成16年、静岡県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 N-I：要注目種（現状不明） N-II：要注目種（分布上注目種等） N-III：要注目種（部会注目種）

表 2-2-16 (1) 調査対象地域において生育の可能性のある注目すべき種

No.	科名	種名	選定基準							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	マツバラシ	マツバラシ							NT	VU
2	ハナヤスリ	ハマハナヤスリ								N-III
3	コケシノブ	コケホラゴケ							NT	
4		チチブホラゴケ								N-III
5	ホングウシダ	エダウチホングウシダ								N-III
6	シシラン	タキミシダ							EN	VU
7	イノモトソウ	アイコハチジョウシダ								VU
8	チャセンシダ	デンリュウヌリトラノオ							VU	N-III
9		ヒノキシダ								VU
10		オクタマシダ							VU	
11		ミサクボシダ								N-II
12		コタニワタリ								N-III
13		ハヤマシダ								N-II
14	オンダ	ツクシイワヘゴ								N-III
15		タカサゴシダ							NT	N-II
16		ヌカイタチシダモドキ								N-III
17		アツギノヌカイタチシダマガイ								VU
18	ヒメシダ	テツホシダ								N-III
19		ミゾシダモドキ								N-III
20	メシダ	ビッチュウヒカゲワラビ								N-II
21		ウスバミヤマノコギリシダ								N-III
22		コガネシダ								EN
23	ウラボシ	ツノダシクリハラン								N-II
24		アオネカズラ								N-III
25	アカウキクサ	アカウキクサ							EN	VU
26		オオアカウキクサ							EN	NT
27	カバノキ	サクラバハノキ							NT	NT
28		ハシバミ								N-I
29	クワ	カラハナソウ								N-III
30	タデ	ヤナギヌカボ							VU	NT
31	ナデシコ	ヒゲネワチガイソウ								N-III
32	アカザ	ハマアカザ								N-I
33		イソボウキギ								N-I
34	クスノキ	バリバリノキ								N-III
35		ホソバタブ								DD
36	キンボウゲ	イチリンソウ								N-III
37		キクザキイチゲ								N-III
38		アズマイチゲ								N-III
39		カザグルマ							NT	VU
40		コカラマツ								N-III
41	ツツラフジ	ハスノハカズラ								N-III
42	スイレン	ジュンサイ								NT
43	ウマノスズクサ	ウスバサイシン								N-III
44		カギガタアオイ							EN	VU
45		デンリュウカンアオイ								DD
46	ボタン	ヤマシャクヤク							NT	NT
47	モウセンゴケ	イシモチソウ							NT	VU
48	ケシ	ヤマキケマン								N-I
49	ベンケイソウ	ツメレンゲ							NT	NT
50	ユキノシタ	キバナハナネコノメ							NT	NT
51		ミカワチャルメルソウ								N-II
52		タコノアシ							NT	NT
53	バラ	カワラサイコ								N-III
54		ヒロハノカワラサイコ							VU	N-I
55	マメ	モメンツル								N-I
56		ミヤマトベラ								VU
57		イヌハギ							VU	EN
58	ヒメハギ	ヒナノカンザシ								VU
59	ツゲ	ツゲ								N-III
60	スマレ	ヒゴスミレ								N-III
61		フジスミレ								N-I
62	ミツハギ	ミズマツバ							VU	NT
63	アカバナ	ウスゲチヨウジタデ							NT	NT
64	セリ	ドクゼリ								N-I
65		カワラボウフウ								N-I
66	ツツジ	カイナンサラサドウダン								VU
67		キョウマルシャクナゲ							VU	VU
68		エンシュウシャクナゲ							VU	NT
69		シブカワツツジ							VU	NT
70	ヤブコウジ	オオツルコウジ							EN	EN
71	ハイノキ	クロミノニシゴリ								NT
72	マチン	ヒメナエ							VU	VU
73	リンドウ	イヌセンブリ							VU	NT
74	ミツガシワ	ミツガシワ								N-II
75	ガガイモ	クサナギオゴケ							VU	NT
76		スズサイコ							NT	NT
77	アカネ	ヒロハコンロンカ								N-II
78		イナモリソウ								N-III

表 2-2-16 (2) 調査対象地域において生育の可能性のある注目すべき種

No.	科名	種名	選定基準								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
79	クマツツラ	カリガネソウ							NT		
80	シソ	タチキランソウ						NT	NT		
81		マネキグサ						NT	NT		
82		ミゾコウジュ						NT	NT		
83		ヤマジノタツナミソウ							VU		
84		ホナガタツナミソウ						N-III			
85	ナス	アオホオズキ						VU	NT		
86		ヤマホオズキ						EN	EN		
87	ゴマノハグサ	イズコゴメグサ						EN	VU		
88		サツキヒナノウスツボ							N- I		
89		オオヒキヨモギ						VU	NT		
90		イヌノフグリ						VU	NT		
91	ハマウツボ	キヨスミウツボ							N-III		
92	タヌキモ	イヌタヌキモ						NT	VU		
93		ムラサキミミカキグサ						NT	VU		
94	スイカズラ	ヤマヒョウタンボク							N-III		
95	レンブクソウ	レンブクソウ							N-III		
96	マツムシソウ	ナベナ							N-III		
97	キキョウ	イワシャジン							N-III		
98		ツルギキョウ						VU	VU		
99		シブカワニンジン								N- II	
100		サワギキョウ								N-III	
101		シデシャジン								N-III	
102			キキョウ						VU	VU	
103		キク	ワタムキアザミ						VU	NT	
104	イズハハコ							VU	NT		
105	ハマベノギク									N- I	
106	ホソバニガナ							EN	VU		
107	ノニガナ									N-III	
108	カラニガナ							NT	NT		
109			ホクチアザミ							N- II	
110	オモダカ		アギナシ						NT	VU	
111	トチカガミ		スブタ						VU	VU	
112	ヒルムシロ	ヒロハノエビモ							N- I		
113	アママ	コアマモ							NT		
114	イバラモ	サガミトリゲモ						VU	VU		
115		イトトリゲモ						NT	VU		
116		イバラモ							N- I		
117	ユリ	ヒメニラ							N-III		
118		カタクリ							N-III		
119		アマナ								N-III	
120	ヒガンバナ	オオキツネノカミソリ							N-III		
121	キンバイザサ	コキンバイザサ							N-III		
122	ミズアオイ	ミズアオイ						NT	VU		
123	ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ							N-III		
124	イグサ	イヌイ							N- I		
125	ホシクサ	シラタマホシクサ						VU	VU		
126		クロホシクサ						VU	EN		
127		ゴマシオホシクサ						EN	EN		
128	イネ	ヒメコヌカグサ						NT	NT		
129		ミギワトダシバ						VU	VU		
130		コウヤザサ								N-III	
131		ウンヌケモドキ						NT	VU		
132		ウンヌケ						VU	VU		
133		キダチノネズミガヤ								N- I	
134		サトイモ	ミツバテンナンショウ							N-III	
135		ミクリ	オオミクリ						VU	VU	
136	ミクリ								NT	NT	
137	ナガエミクリ								NT	NT	
138	カヤツリグサ	エゾウキヤガラ								N-III	
139		イトテンツキ						NT	VU		
140		ヤマアゼスゲ								N-III	
141		ニシノホンモンジスゲ								N- II	
142		ヒメアオガヤツリ								N-III	
143		シロガヤツリ								N-III	
144		マシカクイ								N- II	
145		コマツカサススキ								N-III	
146		マツカサススキ								N-III	
147		カガシラ							VU	VU	
148		ケシンジュガヤ								N-III	
149	ラン	シラン							NT	NT	
150		マメヅタラン								NT	NT
151		ムギラン								NT	NT
152		ミヤマムギラン								NT	NT
153		エビネ								NT	NT
154		キンセイラン							VU	EN	
155		ナツエビネ							VU	VU	
156		キンラン							VU	NT	
157			カンラン							EN	CR

表 2-2-16 (3) 調査対象地域において生育の可能性のある注目すべき種

No.	科名	種名	選定基準						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
158	ラン	ナギラン						VU	VU
159		マヤラン						VU	EN
160		クマガイソウ						VU	VU
161		セッコク							NT
162		タシロラン						NT	NT
163		ハルザキヤツシロラン						VU	VU
164		クロヤツシロラン							NT
165		アケボノシュスラン							N-III
166		ベニシュスラン							N-III
167		シュスラン							N-III
168		ムカゴトンボ						EN	CR
169		サギソウ						NT	VU
170		ミズトンボ						VU	VU
171		ヤクシマアカシュスラン						VU	EN
172		エンシュウムヨウラン							VU
173		ウスギムヨウラン						NT	NT
174		ヒメフタバラン							N-III
175		アオフタバラン							N-III
176		アリドオシラン							N-III
177		フウラン						VU	VU
178		ガンゼキラン						VU	CR
179	ヤマトキソウ							VU	
180	ムカデラン						VU	VU	
181		ヒトツボクロ						N-III	
計	71科	181種	0種	0種	0種	0種	0種	84種	179種

## ②植生

### 1) 現存植生

調査対象地域の現存植生は、図 2-2-10 に示すとおりである。

調査対象地域の植生は主に「スギ・ヒノキ・サワラ植林」、「アカマツ群落（Ⅶ）」、「果樹園」である。

対象事業実施区域周辺の植生は主に「アカマツ群落（Ⅶ）」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」、「シイ・カシ二次林」である。

### 2) 特定植物群落

調査対象地域における特定植物群落の状況は表 2-2-17 及び図 2-2-11 に示すとおりであり、3 箇所特定植物群落がある。

なお、対象事業実施区域及びその周辺に特定植物群落はない。

表 2-2-17 特定植物群落の状況

No.	名称	所在地	指定状況
1	県立森林公園のアカマツ林	浜北区根堅	E
2	高根金刀比羅神社のシイ林	浜北区根堅	E
3	観音山学術参考保護林	北区引佐町	A

注) :指定状況の記号は、選定基準を示す。選定基準は、以下のとおりである。

A : 原生林もしくはそれに近い自然林

B : 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群

C : 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群

D : 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの

E : 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

F : 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの

G : 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

H : その他、学術上重要な植物群落または個体群

出典 : 「環境省生物多様性情報システム (「第 2 回自然環境保全基礎調査」、「第 3 回自然環境保全基礎調査」、「第 5 回自然環境保全基礎調査」) (環境省ホームページ)

### 3) 今守りたい大切な自然

調査対象地域に「まもりたい静岡県の野生生物 - 県版レッドデータブック (植物編)」(平成 16 年、静岡県)において選定された「今守りたい大切な自然」に該当する箇所はない。

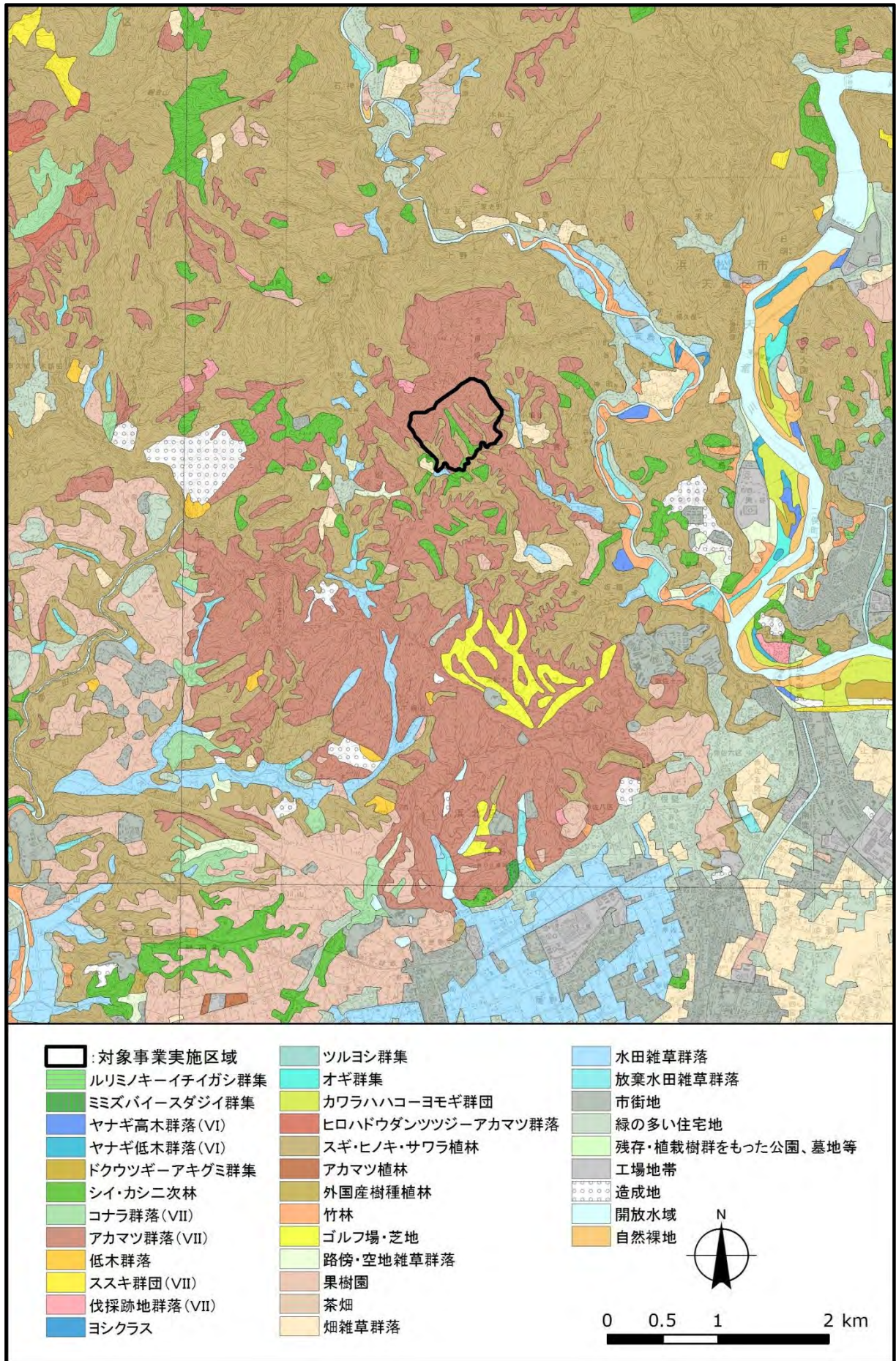


図 2-2-10 現存植生図



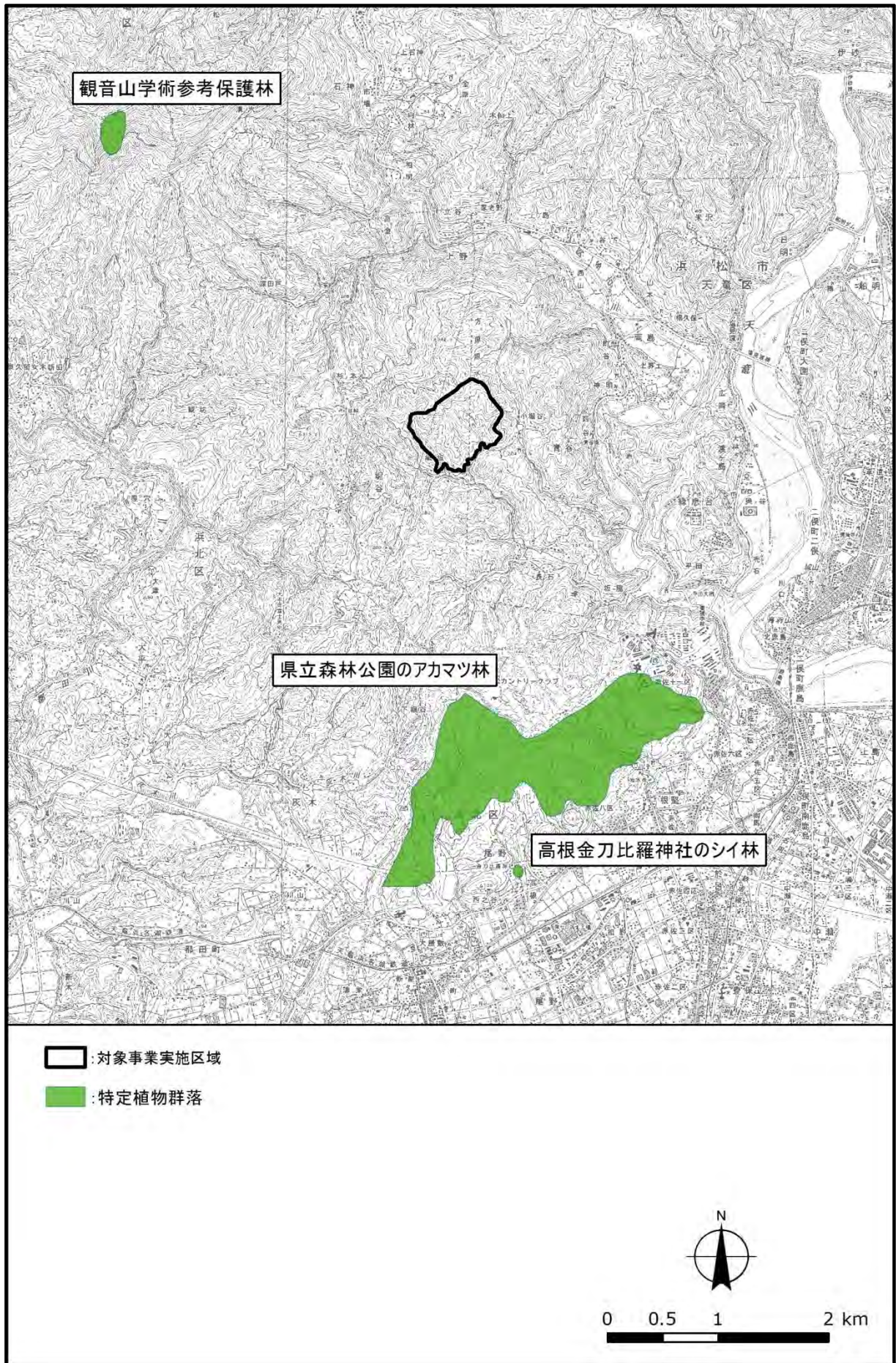


図 2-2-11 特定植物群落の位置

### ③巨樹・巨木林

調査対象地域における巨樹・巨木林の状況は表 2-2-18 及び図 2-2-12 に示すとおりであり、15 本の巨樹・巨木林があり、そのうちの 4 本は静岡県又は浜松市の天然記念物に指定されている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺に巨樹・巨木林はない。

表 2-2-18 巨樹・巨木林の状況

No.	樹種(名称)	所在地	幹周 (m)	樹高 (m)	備考
1	ヒノキ	天竜区上野	3.70	38.0	
2	スギ	天竜区両島	5.70	27.0	
3	スギ	天竜区米沢	3.30	45.0	
4	イチイガシ	天竜区米沢	6.00	42.0	天然記念物(県指定)
5	ムクノキ	天竜区米沢	3.70	23.0	
6	スギ(船明の二本スギ)	天竜区船明	5.00	32.0	天然記念物(市指定)
7	スギ(船明の二本スギ)	天竜区船明	4.60	29.0	天然記念物(市指定)
8	クスノキ	天竜区渡ヶ島	4.80	31.0	天然記念物(市指定)
9	スギ(男女スギ)	天竜区二俣	3.20	33.0	
10	スギ(男女スギ)	天竜区二俣	3.70	37.0	
11	イチョウ	天竜区二俣	4.20	26.0	
12	スギ	天竜区二俣	4.40	27.0	
13	イチョウ	浜北区根堅2238-3	3.70	24.0	
14	ケヤキ(尾野のケヤキ)	浜北区尾野2066	3.98	22.0	
15	エノキ	浜北区	3.00	28.0	

出典：「巨樹・巨木林調査データベース」(奥多摩町ホームページ)

「環境省生物多様性情報システム(「第4回自然環境保全基礎調査」)(環境省ホームページ)

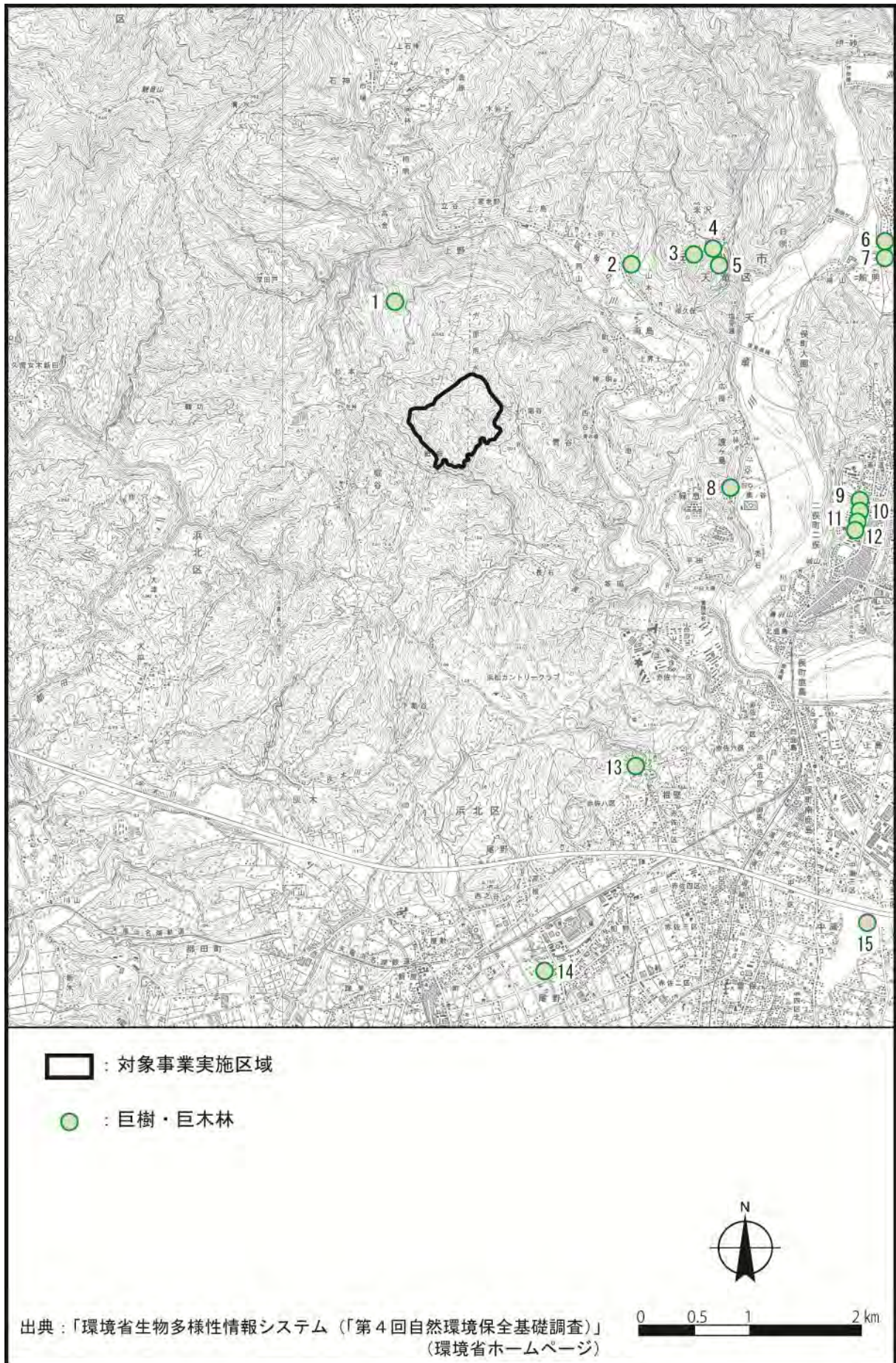


図 2-2-12 巨樹・巨木林の位置

## 6. 自然災害

### (1) 過去の自然災害

浜松市における過去 10 年間（平成 16 年～平成 25 年）の自然災害の発生状況は表 2-2-19 に示すとおりである。

浜松市では、大雨（豪雨）及び台風による被害が多くなっており、最近の大きな被害があった災害としては、平成 23 年 9 月の台風 15 号で、対象事業実施区域の東側を流れる阿多古川が氾濫し、両島地区及び青谷地区等の広い範囲で、浸水被害が発生している。

表 2-2-19 自然災害の発生状況

	発生年月日	発生した災害	被害状況
平成16年	6月21日～22日	台風6号	軽傷者：1名
	8月17日～18日	台風15号	住家半壊：1棟 住家床上浸水：1棟 住家床下浸水：11棟
	8月28日～31日	台風16号	住家床下浸水：2棟
	9月4日～5日	豪雨	住家床上浸水：7棟 住家床下浸水：133棟
	10月9日～10日	台風22号	住家一部損壊：1棟
	10月20日～21日	台風23号	住家床上浸水：2棟 住家床下浸水：22棟
	11月11日～12日	豪雨	死者：1人 床上浸水：8棟 床下浸水：249棟
平成17年	7月9日～10日	豪雨	住家床上浸水：1棟 住家床下浸水：43棟
平成18年		—	
平成19年	1月6日～7日	暴風	住家一部損壊：1棟
	7月14日～15日	台風4号	住家半壊：1棟
	7月30日	豪雨	住家床下浸水：10棟
平成20年	7月28日	突風	軽傷者：4人 住家一部損壊：6棟
	8月5日～6日	落雷	軽傷者：1人 住家一部損壊：1棟
平成21年	8月11日	地震	軽傷者：2人 住家一部損壊：1棟
	10月7日～8日	台風18号	軽傷者：3人 住家半壊：1棟 住家一部損壊：18棟
平成22年	8月12日	大雨	住家床下浸水：1棟
	9月16日	大雨	住家床下浸水：5棟
	10月31日～11月1日	大雨	住家床下浸水：18棟
平成23年	8月1日	地震	重傷者：1人
	8月31日	台風12号	軽傷者：1人
	9月19日	台風15号	重傷者：1人 軽傷者：33人 住家一部損壊：2棟 住家床上浸水：24棟 住家床下浸水：24棟
平成24年	6月19日	台風4号	軽傷者：9人 住家床下浸水：4棟
	8月14日	大雨	住家床下浸水：9棟
	9月30日	台風17号	重傷者：1人 軽傷者：1人
平成25年	9月15日	台風18号	軽傷者：6人

注) 現在の浜松市は平成 17 年に天竜市等の周辺 11 市町村と合併しているため、平成 17 年以前は合併前の旧市町村の記録を示す。

出典：「静岡県の災害年報（平成 16～25 年）」（静岡県ホームページ）

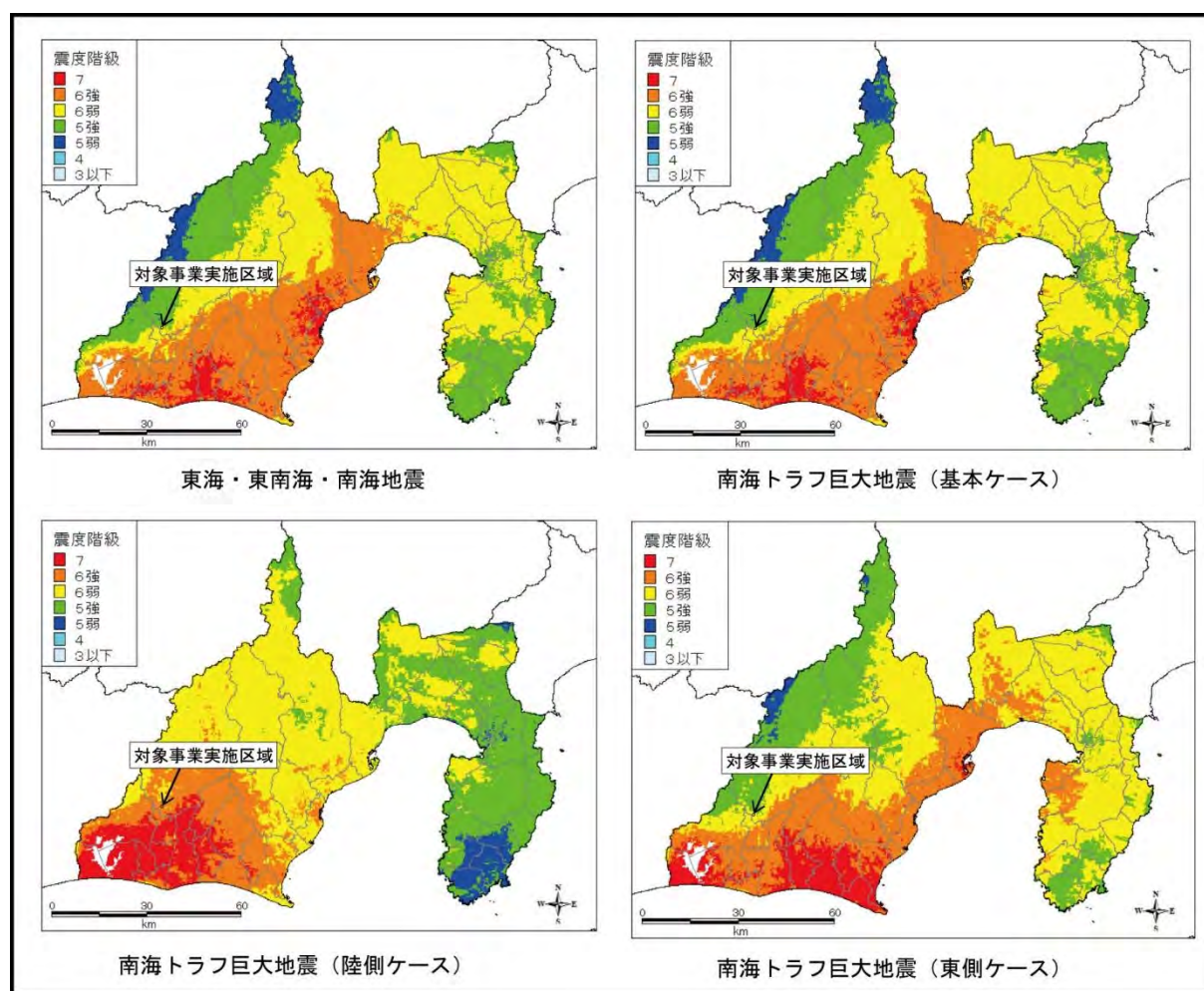
## (2) 自然災害の被害想定

巨大地震（東海・東南海・南海地震及び南海トラフ巨大地震）発生時の地震動の予測分布は図 2-2-13 に示すとおりであり、対象事業実施区域の震度階級は6弱～6強となっている。

地盤の液状化については、対象事業実施区域は液状化の想定対象となる砂層がなく、洪積層が基盤岩類となっており、推定液状化危険度の対象外となっている。

津波発生時の浸水域については、対象事業実施区域は沿岸部から離れた山林地帯であるため、津波発生時の浸水域外である。

（出典：「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」（浜松市ホームページ））



出典：「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」（浜松市ホームページ）

図 2-2-13 地震動の予測分布図

## 7. その他

### (1) 景観

#### ① 自然景観資源

調査対象地域の自然景観資源の状況は表 2-2-20 及び図 2-2-14 に示すとおりである。

調査対象地域には国定公園（天竜奥三河国定公園）、非火山性孤峰（観音山）、峡谷・溪谷（都田川）及び河成段丘（三方原）がある。

なお、対象事業実施区域は天竜奥三河国定公園の北側に位置する。

表 2-2-20 自然景観資源の状況

No.	区 分	名 称
1	国定公園	天竜奥三河国定公園
2	非火山性孤峰	観音山
3	峡谷・溪谷	都田川
4	河成段丘	三方原

出典：「第3回自然環境保全基礎調査（静岡県自然環境情報図）」  
（平成元年、環境庁）

### (2) 眺望点

調査対象地域における眺望点は図 2-2-15 に示すとおりである。

調査対象地域には、公園等の施設として整備された眺望点として、6箇所の眺望点（鳥羽山公園、二俣城址、静岡県立森林公園、太平洋富士見平、都田丸山緑地及び観音山）がある。

なお、対象事業実施区域及びその周辺に眺望点はない。

### (3) 野外レクリエーション地

調査対象地域における野外レクリエーション地の状況は表 2-2-21 及び図 2-2-16 に示すとおりである。

調査対象地域には 16 箇所の野外レクリエーション地がある。

対象事業実施区域周辺の野外レクリエーション地としては、対象事業実施区域の東側約 200m に「小堀谷鍾乳洞」がある。

表 2-2-21 野外レクリエーション地の状況

No.	名 称	所在地	概 要
1	鳥羽山公園	天竜区二俣町二俣	眺望点、公園、桜の名所
2	二俣城址	天竜区二俣町二俣	眺望点、城址、公園
3	阿多古川	天竜区	釣り、バーベキュー、川遊び等
4	天竜川	天竜区	釣り、バーベキュー、川遊び等
5	船明ダム湖	天竜区	カヌー、ボート
6	小堀谷鍾乳洞	天竜区青谷	鍾乳洞
7	青谷不動の滝	天竜区青谷	滝
8	男滝・女滝	天竜区上野	滝
9	石神の里	天竜区石神1455-2	キャンプ、バーベキュー、川遊び等
10	天竜川鹿島上島緑地	浜北区上島819-9地先	公園、スポーツ
11	静岡県立森林公園	浜北区根堅・尾野	眺望点、オリエンテーリング、散策道、自然観察、親水広場、キャンプ、バーベキュー等
12	浜北森林アスレチック	浜北区尾野2615-5	大型遊具等
13	太平洋富士見平	浜北区四大地	眺望点、桜の名所
14	都田丸山緑地	北区新都田町	眺望点、公園
15	はままつフルーツパーク時之栖	北区都田町4263-1	植物公園、収穫体験、大型遊具等
16	滝沢キャンプ場	北区滝沢町1208-1	キャンプ、バーベキュー、川遊び等

出典：「はままつ旅百花」（浜松市ホームページ）

「公園・スポーツ・レジャー」（浜松市ホームページ）

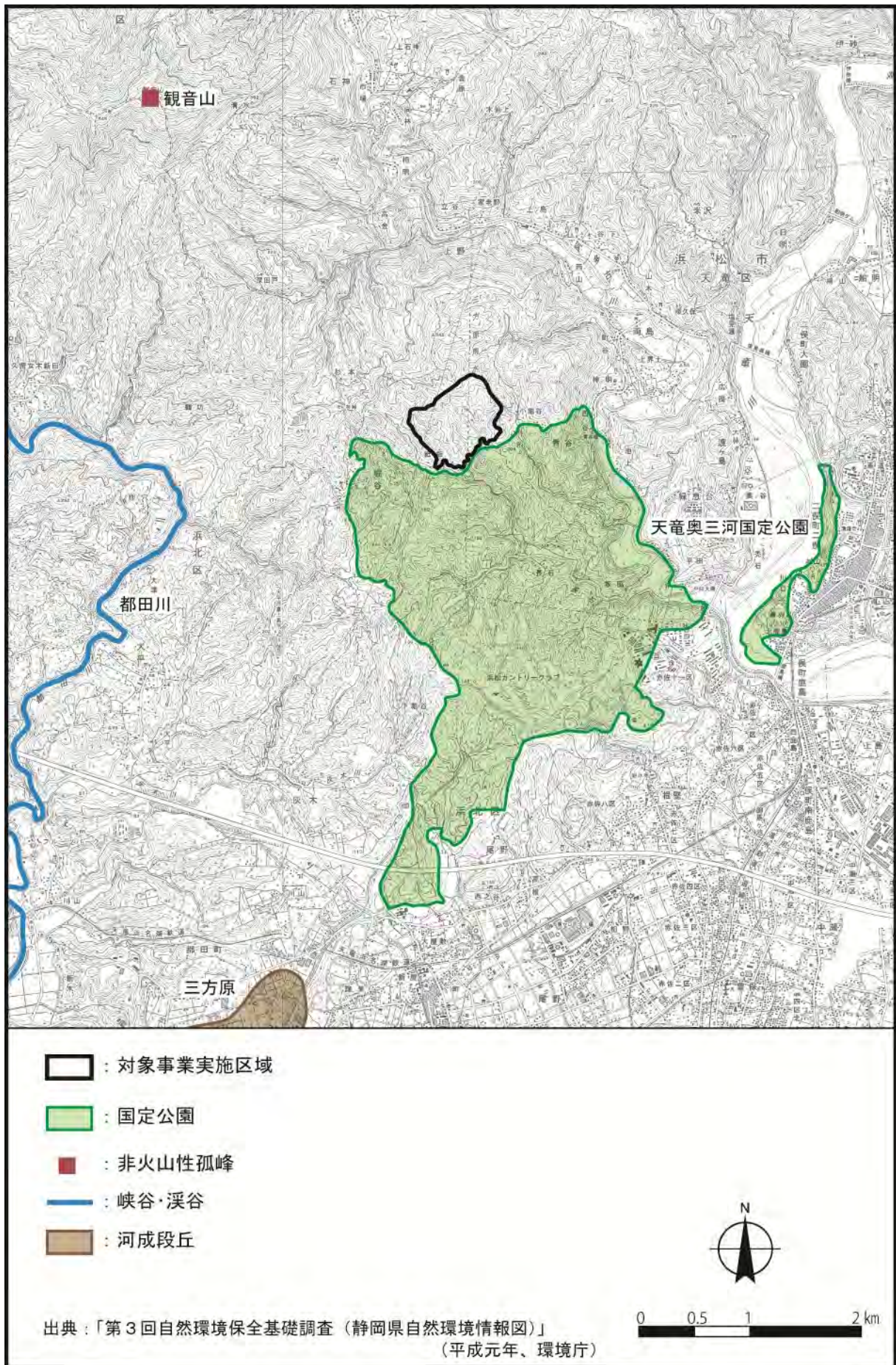
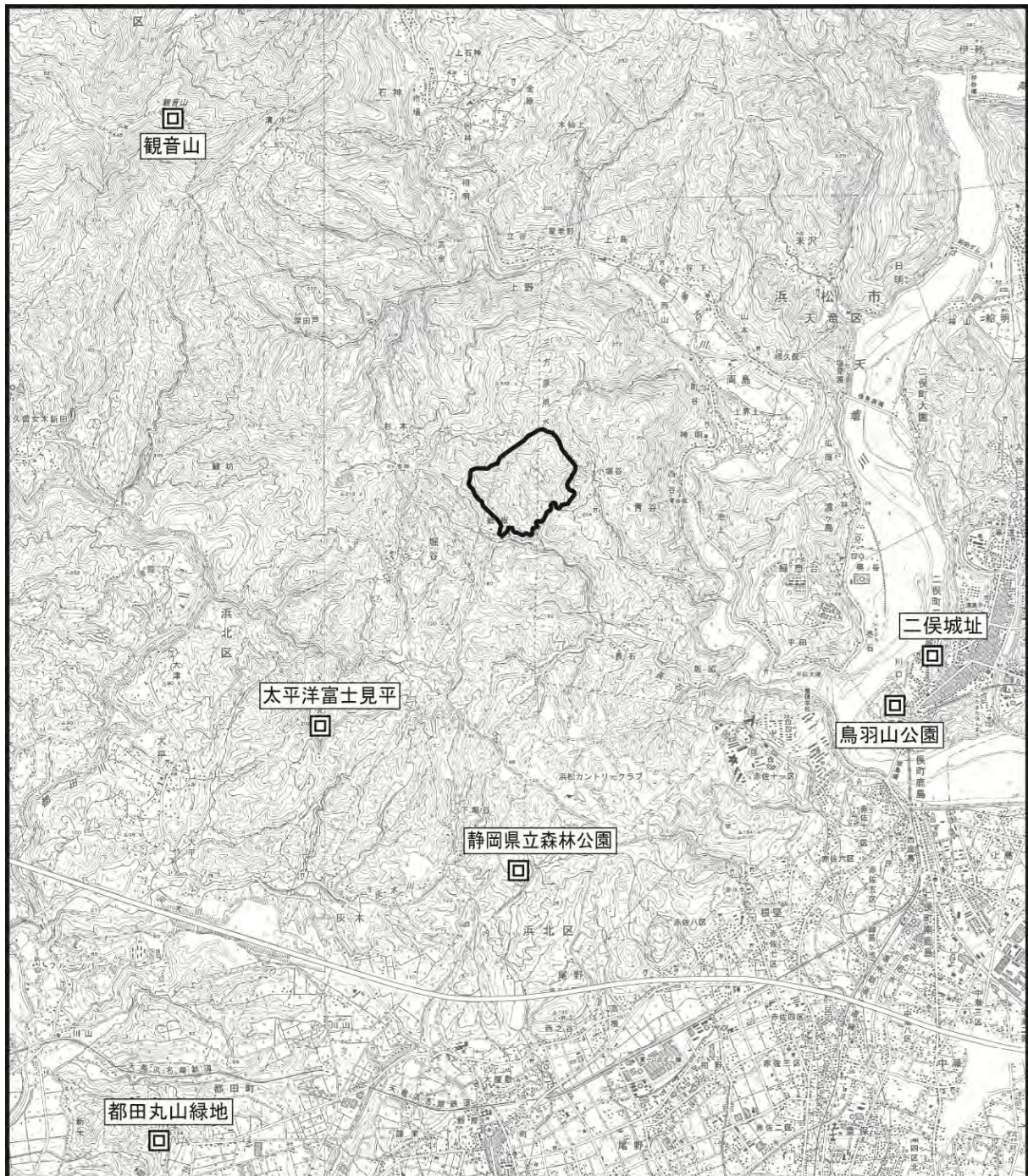


図 2-2-14 自然景観資源の状況





▭ : 対象事業実施区域

□ : 眺望点

出典 : 「はままつ旅百花」(浜松市ホームページ)  
「公園・スポーツ・レジャー」(浜松市ホームページ)  
「てんはまエコミュージアム」(浜松市ホームページ)



0 0.5 1 2 km

図 2-2-15 眺望点の状況



図 2-2-16 野外レクリエーション地の状況

## 2.3 地域の社会的状況に係る項目

### 1. 行政区画

対象事業実施区域が位置する浜松市（天竜区）の位置は図 2-3-1 に示すとおりである。

浜松市は静岡県西部に位置し、東は川根本町、島田市、森町及び磐田市、西は愛知県、北は長野県、南は湖西市に接している。

浜松市天竜区は浜松市の北部に位置し、市域面積の約 60%となる広大な区域に、天竜川及び区域面積の約 9 割を占める山林などを有する、自然豊かな地域である。

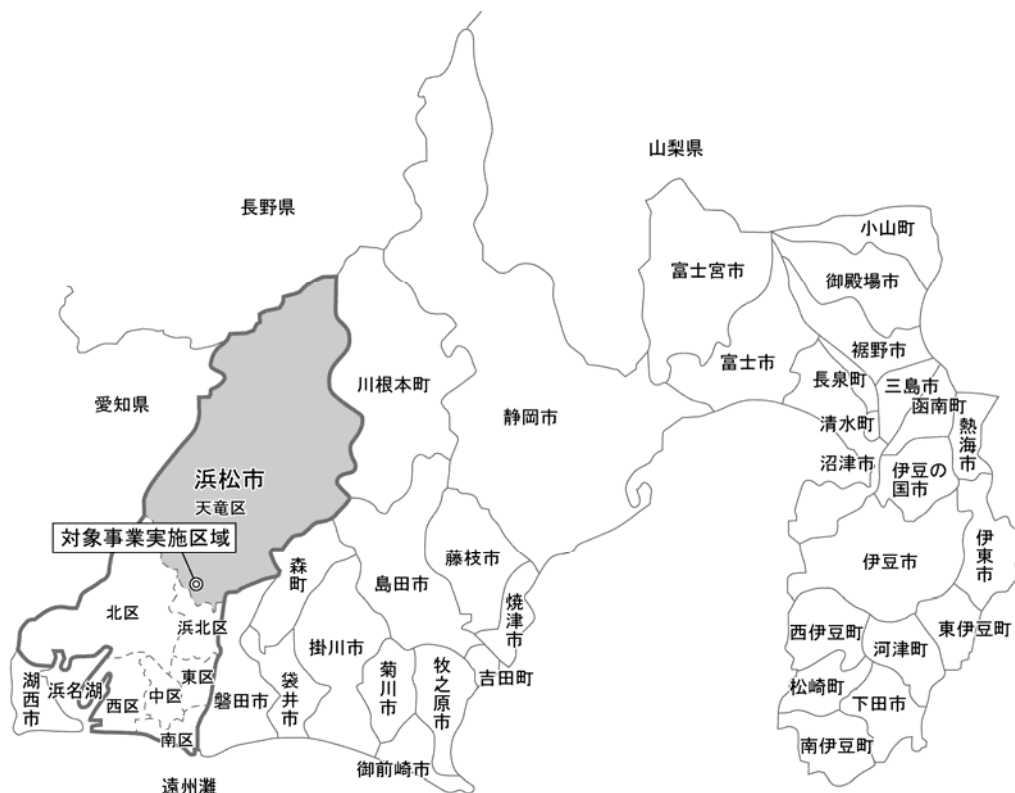


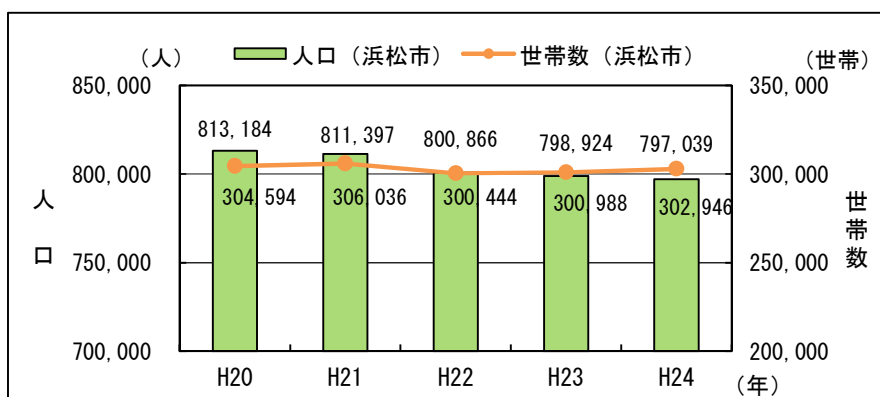
図 2-3-1 浜松市（天竜区）の位置

## 2. 人口・世帯数

浜松市における平成 24 年 10 月 1 日現在の人口は 797,039 人、世帯数は 302,946 世帯である。また、浜松市天竜区における平成 24 年 10 月 1 日現在の人口は 33,716 人、世帯数は 13,105 世帯である。

過去 5 年間（平成 19 年～平成 23 年）の浜松市及び浜松市天竜区の人口及び世帯数の推移は図 2-3-2 に示すとおりであり、減少傾向を示している。

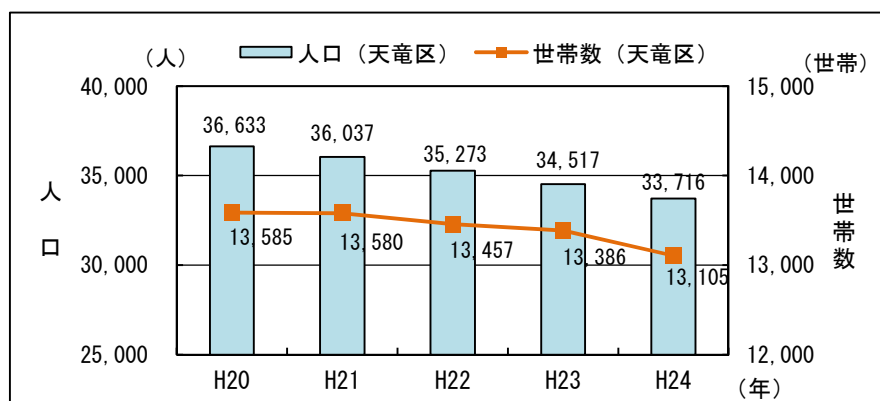
（出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」（平成 26 年、浜松市）  
「平成 24 年 浜松市の人口」（浜松市ホームページ）



注) 各年10月1日現在の値である。

出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」（平成 26 年、浜松市）

図 2-3-2(1) 人口及び世帯数の推移（浜松市）



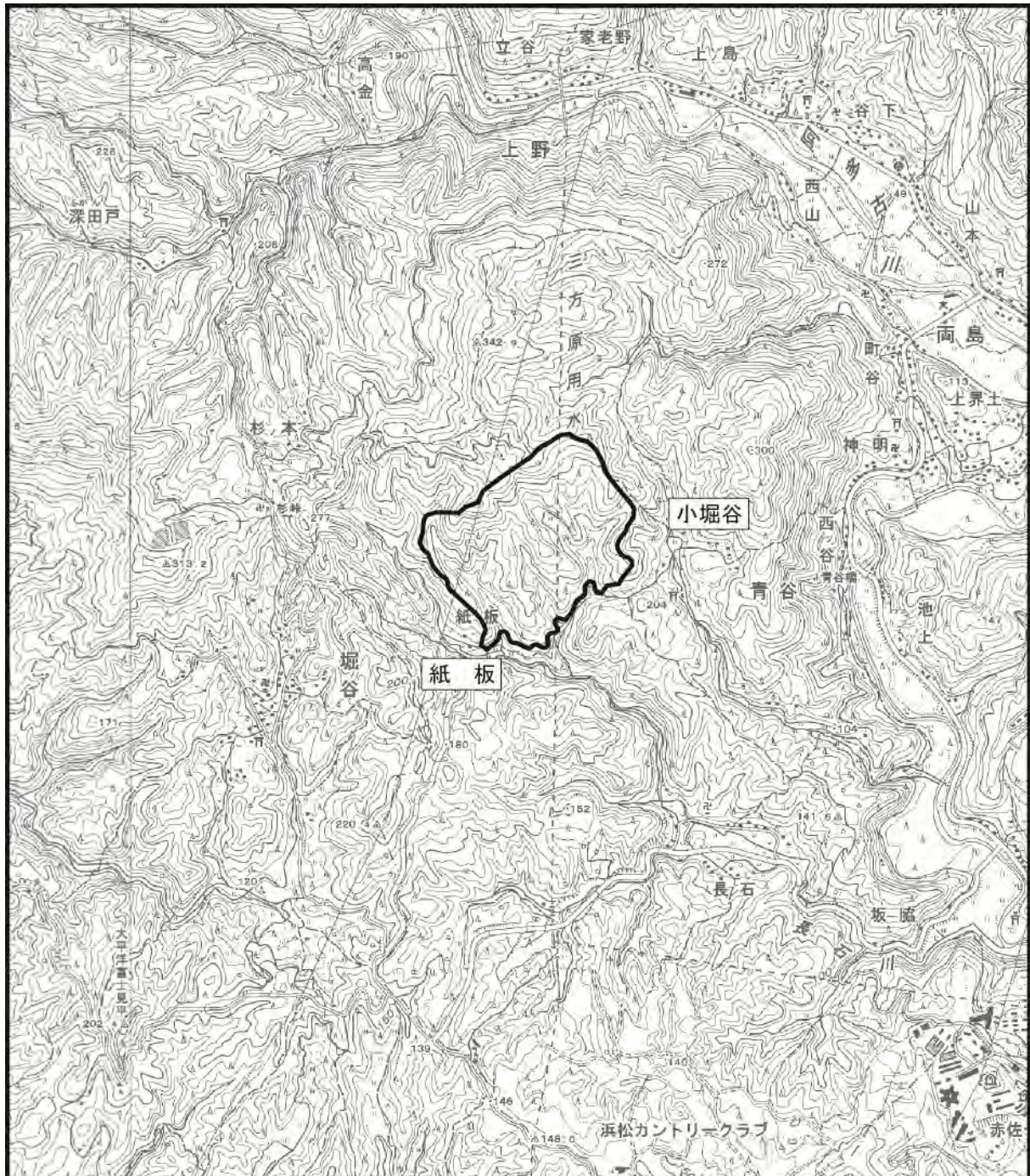
注) 平成20～23年は12月1日現在、平成24年は10月1日現在の値である。


出典：平成 24 年 浜松市の人口」（浜松市ホームページ）

図 2-3-2(2) 人口及び世帯数の推移（天竜区）

## 3. 集落の状況

対象事業実施区域周辺は山林であるが、対象事業実施区域に最寄の集落として、対象事業実施区域の南側には紙板の集落が、東側には約 200m 離れて小堀谷の集落がある。（図 2-3-3 参照）



 : 対象事業実施区域

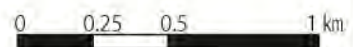


図 2-3-3 集落の状況

#### 4. 産業

##### (1) 事業所

浜松市及び浜松市天竜区における産業大分類別事業所数及び従業者数は表 2-3-1 に示すとおりである。

平成 24 年 2 月 1 日現在の事業所数は浜松市が 36,445 事業所、浜松市天竜区が 1,676 事業所、従業者数は浜松市が 369,932 人、浜松市天竜区が 11,349 人である。

業種別の事業所数では、浜松市及び浜松市天竜区ともに卸売業、小売業が、従業者数では製造業が最も多くなっている。

表 2-3-1 産業大分類別事業所数及び従業者数

区 分	浜松市		天竜区	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	36,445	369,932	1,676	11,349
農林漁業	155	1,895	29	466
鉱業,採石業,砂利採取業	10	97	3	13
建設業	3,828	24,218	235	1,229
製造業	4,779	91,913	227	3,294
電気・ガス・熱供給・水道業	25	757	6	27
情報通信業	378	4,853	4	8
運輸業,郵便業	701	20,613	38	387
卸売業,小売業	9,354	71,224	438	1,694
金融業,保険業	551	7,718	24	231
不動産業,物品賃貸業	2,309	7,737	48	88
学術研究,専門・技術サービス業	1,557	8,569	34	86
宿泊業,飲食サービス業	4,012	33,817	148	652
生活関連サービス業,娯楽業	3,156	16,379	147	539
教育,学習支援業	1,149	10,316	45	64
医療,福祉	2,177	40,833	108	1,874
複合サービス事業	212	2,318	23	148
サービス業 (他に分類されないもの)	2,092	26,675	119	549

注) 平成24年2月1日現在の値である。

出典:「浜松市統計書 平成 25 年版」(平成 26 年、浜松市)

## (2) 農業

浜松市における農家の状況は表 2-3-2 に、経営耕地面積は表 2-3-3 に示すとおりである。

平成 22 年 2 月 1 日現在の総農家数は 13,855 戸で、内訳は自給的農家が 6,378 戸、販売農家が 7,477 戸となっている。また、販売農家の農家世帯員数は 31,898 人である。

平成 22 年 2 月 1 日現在の経営耕地面積は 746,246 アールで樹園地の割合が大きくなっている。

表 2-3-2 農家の状況（浜松市）

総農家数 (戸)	農家世帯員数 [販売農家] (人)		
	自給的農家数 (戸)	販売農家数 (戸)	
13,855	6,378	7,477	31,898

注) 平成22年2月1日現在の値である。

出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」(平成 26 年、浜松市)

表 2-3-3 経営耕地面積（浜松市）

総面積 (a)	田 (a)	畑 (a)	樹園地 (a)
746,246	169,871	214,119	362,256

注) 平成22年2月1日現在の値である。

出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」(平成 26 年、浜松市)

## (3) 工業

浜松市における工業の状況は表 2-3-4 に示すとおりである。

平成 22 年 12 月 31 日現在の事業所数は 2,323 事業所、従業者数は 76,309 人、製造品出荷額等は約 2 兆円である。産業別では輸送用機械器具が事業所、従業者及び製造品出荷額等ともに最も多くなっている。

また、浜松市天竜区の事業所数は 106 事業所、従業者数は 2,814 人、製造品出荷額等は約 700 億円である。浜松市全体に占める割合は事業所が約 4.6%、従業者数が約 3.7%、製造品出荷額等が約 3.5%となっている。

(出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」(平成 26 年、浜松市))

表 2-3-4 工業の状況（浜松市）

区 分	事業所	従業者 (人)	製造品出荷額等 (万円)
総 数	2,323	76,309	201,457,688
食料品	160	6,093	6,692,707
飲料・たばこ・飼料	25	469	6,752,295
繊維工業	156	2,102	2,439,325
木材・木製品	86	1,395	2,813,021
家具・装備品	51	1,127	1,310,670
パルプ・紙・紙加工品	39	660	1,332,671
印刷・同関連	77	1,668	3,227,710
化学工業	8	192	512,920
石油製品・石炭製品	7	94	440,515
プラスチック製品	178	4,879	11,533,416
ゴム製品	28	790	1,626,538
なめし革・同製品・毛皮	5	58	123,295
窯業・土石製品	52	928	1,540,929
鉄鋼	28	746	6,088,755
非鉄金属	26	1,411	6,040,227
金属製品	284	5,128	7,898,019
はん用機械器具	59	1,239	2,333,306
生産用機械器具	259	6,064	9,606,907
業務用機械器具	18	1,200	3,309,066
電子部品・デバイス・電子回路	51	2,795	9,581,000
電気機械器具	124	5,068	10,129,369
情報通信機械器具	18	3,229	10,128,121
輸送用機械器具	462	25,764	91,040,363
その他	122	3,210	4,956,543

注) 平成22年12月31日現在の値である。

出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」(平成 26 年、浜松市)



#### (4) 商業

浜松市における商業の状況は表 2-3-5 に示すとおりである。

平成 24 年 2 月 1 日現在の事業所数は 7,018 事業所、従業者数は 53,585 人、年間商品販売額は約 2 兆 4 千億円である。産業別では事業所はその他の小売業、従業者は飲食料品小売業、年間商品販売額は機械器具卸売業が最も多くなっている。

表 2-3-5 商業の状況（浜松市）

区 分	事業所	従業者 (人)	年間商品販売額 (百万円)
総 数	7,018	53,585	2,374,892
各種商品卸売業	10	205	17,102
繊維・衣服等卸売業	163	993	40,373
飲食料品卸売業	321	4,240	251,008
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	466	3,907	383,621
機械器具卸売業	588	5,095	673,496
その他の卸売業	399	3,177	238,572
各種商品小売業	20	2,269	70,618
織物・衣服・身の回り品小売業	787	3,092	43,541
飲食料品小売業	1,432	12,825	195,119
機械器具小売業	871	5,257	153,140
その他の小売業	1,805	11,232	244,851
無店舗小売業	156	1,293	63,450

注) 平成24年2月1日現在の値である。(飲食店を除く)

出典:「浜松市統計書 平成 25 年版」(平成 26 年、浜松市)

## 5. 交通

### (1) 道路

調査対象地域における主要な道路の状況は図 2-3-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の道路としては、対象事業実施区域の東側を主要地方道天竜東栄線が、西側を一般県道熊小松天竜川停車場線が通っている。

### (2) 交通量

自動車交通量の調査地点は図 2-3-4 に、自動車交通量の調査結果は表 2-3-6 に示すとおりである。

調査対象地域には 11 箇所の自動車交通量の調査地点があり、一般国道 152 号 (No. 3) の交通量が 15,458 台/12 時間と最も多くなっている。

対象事業実施区域周辺の自動車交通量は、主要地方道天竜東栄線 (No. 7) が 3,049 台/12 時間、一般県道熊小松天竜川停車場線 (No.10) が 181 台/12 時間となっている。

表 2-3-6 自動車交通量調査結果

No.	路線名	平日 12時間交通量 (台)	平日 24時間交通量 (台)
1	一般国道152号	12,128	—
2		6,113	—
3		15,458	19,020
4	一般国道362号	8,804	10,592
5		5,207	—
6		4,481	—
7	主要地方道天竜東栄線	3,049	—
8	主要地方道天竜浜松線	4,814	—
9	主要地方道浜北三ヶ日線	2,396	—
10	一般県道熊小松天竜川停車場線	181	—
11	一般県道両島二俣線	1,754	—

出典：「平成 22 年度 一般交通量調査報告書」（静岡県ホームページ）

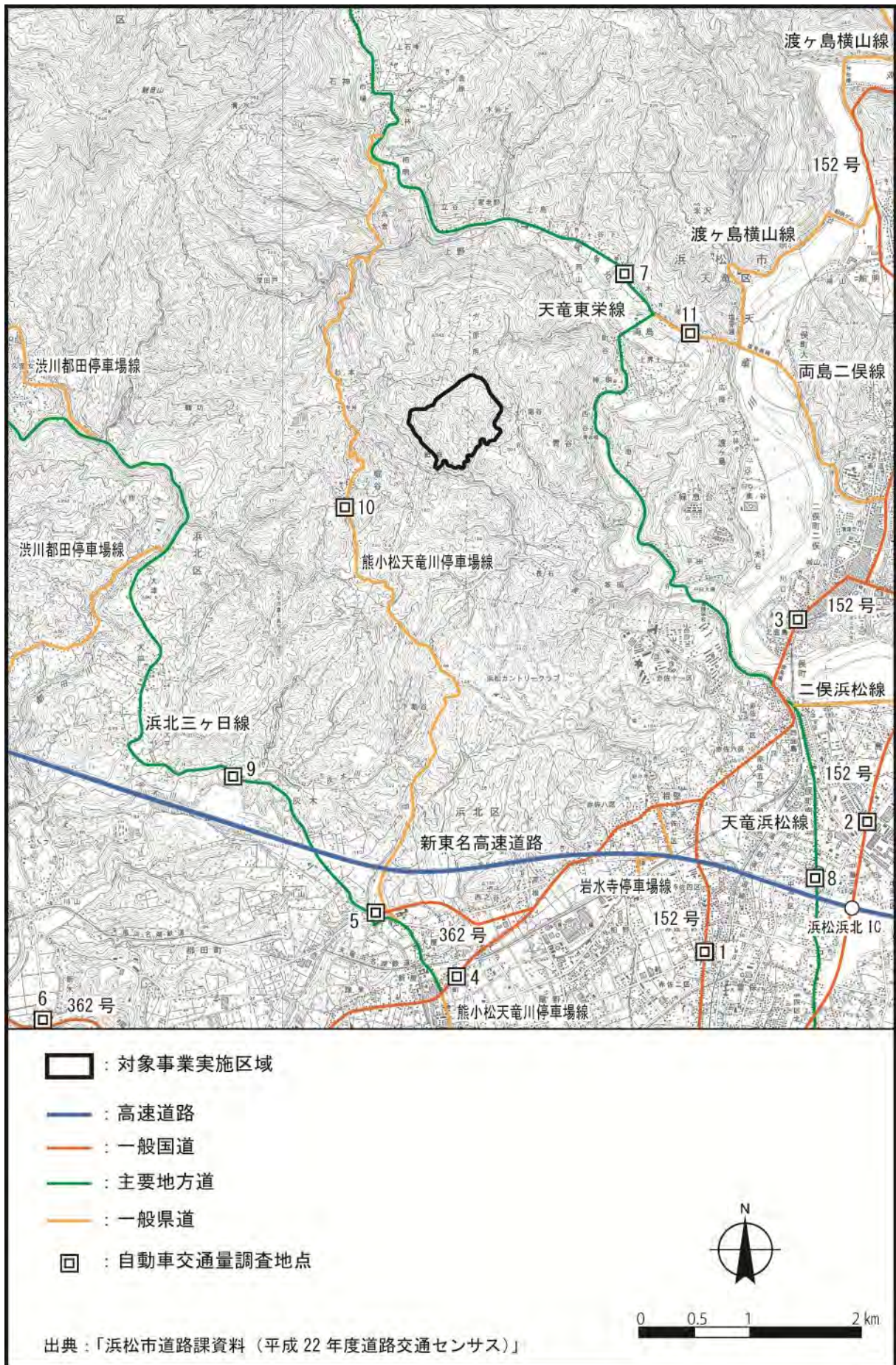


図 2-3-4 主要な道路網及び自動車交通量調査地点

### (3) 鉄道

調査対象地域における鉄道の状況は図 2-3-5 に、平成 24 年度の各駅の利用状況は表 2-3-7 に示すとおりである。

調査対象地域には天竜浜名湖鉄道及び遠州鉄道が通っている。対象事業実施区域に最も近い駅としては、対象事業実施区域の南東約 4 km に天竜浜名湖鉄道の二俣本町駅があり、平成 24 年度の乗車人員は 21,486 人、降車人員は 21,005 人となっている。

表 2-3-7 鉄道の利用状況（平成 24 年度）

区 分		乗車人員 (人)	降車人員 (人)
天竜浜名湖鉄道	二俣本町駅	21,486	21,005
	西鹿島駅	75,745	77,060
	岩水寺駅	16,642	15,662
	宮口駅	37,843	37,310
	フルーツパーク駅	9,315	8,581
遠州鉄道	西鹿島駅	510,225	521,203
	遠州岩水寺駅	151,670	149,887

出典：「静岡県統計年鑑（平成 24 年）」（平成 26 年、静岡県）

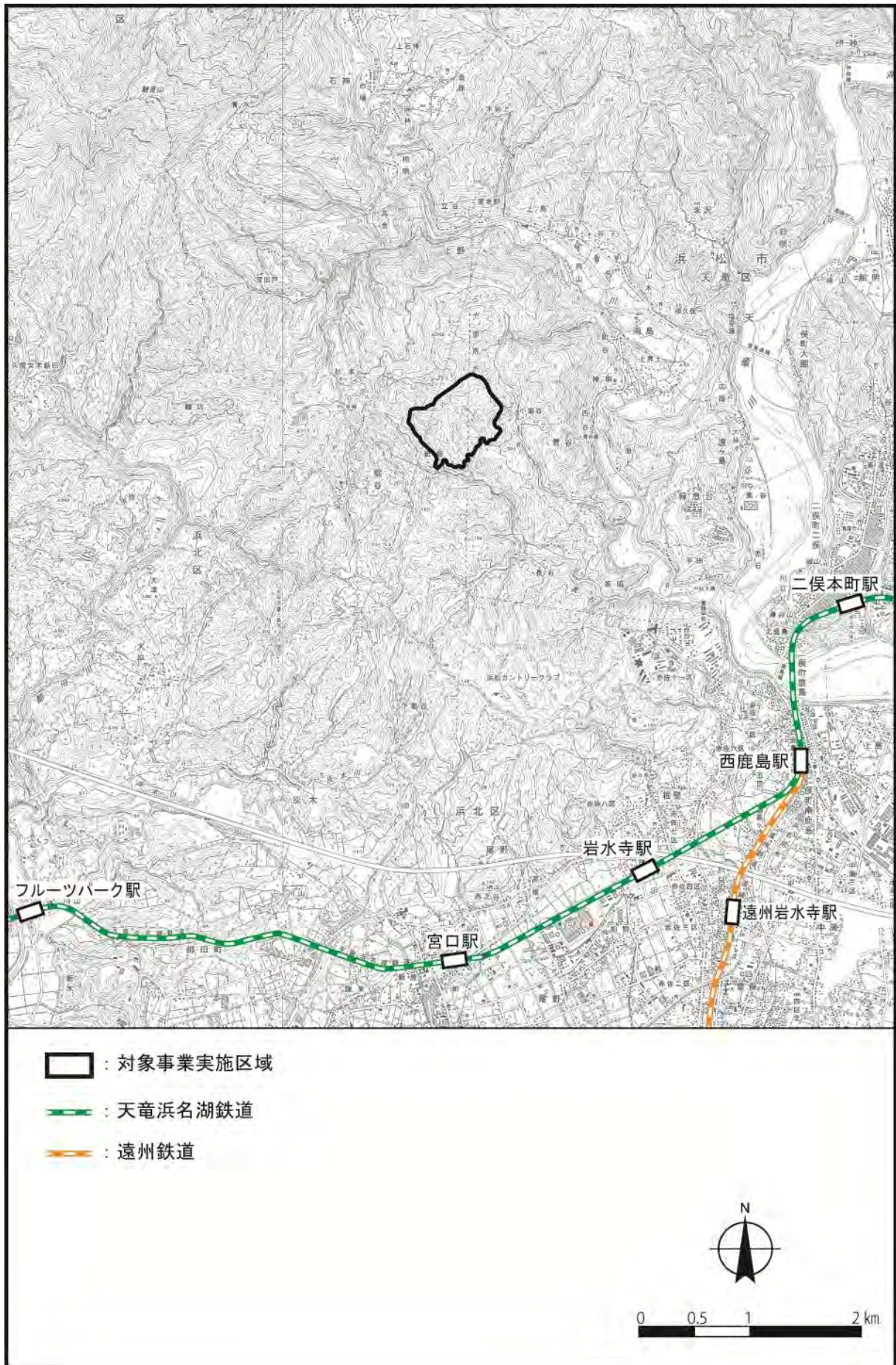


図 2-3-5 鉄道網

## 6. 土地利用

### (1) 土地利用の概況

浜松市における地目別土地面積の状況は表 2-3-8 及び図 2-3-6 に示すとおりである。

浜松市では山林が最も大きな割合を占めている。また、過去 5 年間（平成 20 年～平成 24 年）の推移をみると各項目とも大きな変動はない。

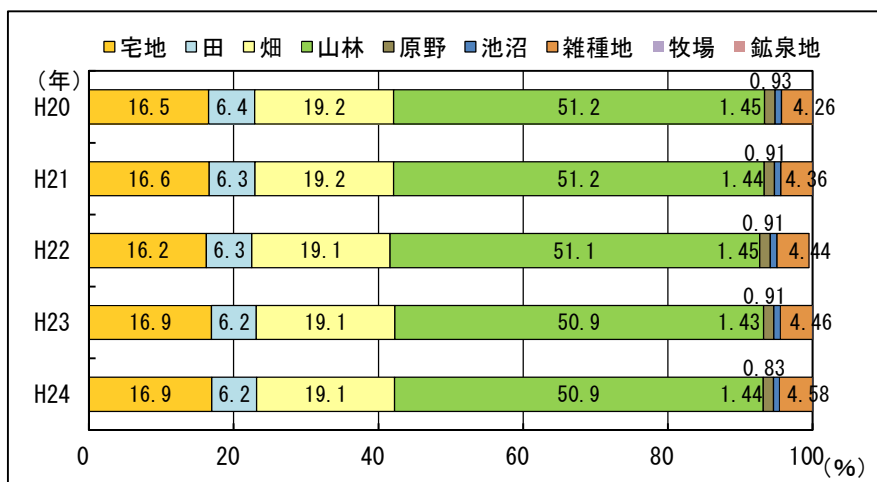
表 2-3-8 地目別土地面積の推移（浜松市）

単位：ha

区分	総数	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	牧場	鉱泉地
H20年	59,249	9,795	3,772	11,393	30,354	857	552	2,525	0.3	0.0003
H21年	59,183	9,846	3,739	11,336	30,287	854	537	2,583	0.3	0.0004
H22年	59,048	9,585	3,707	11,289	30,157	854	536	2,619	0.3	0.0004
H23年	58,891	9,961	3,664	11,270	29,991	844	534	2,626	0.3	0.0004
H24年	58,766	9,960	3,649	11,210	29,926	845	485	2,691	0.3	0.0004

注) 各年1月1日現在の値である。

出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」（平成 26 年、浜松市）



注) 牧場及び鉱泉地の値は、0.1%未満である。

出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」（平成 26 年、浜松市）

図 2-3-6 地目別土地面積の推移（浜松市）

### (2) 用途地域

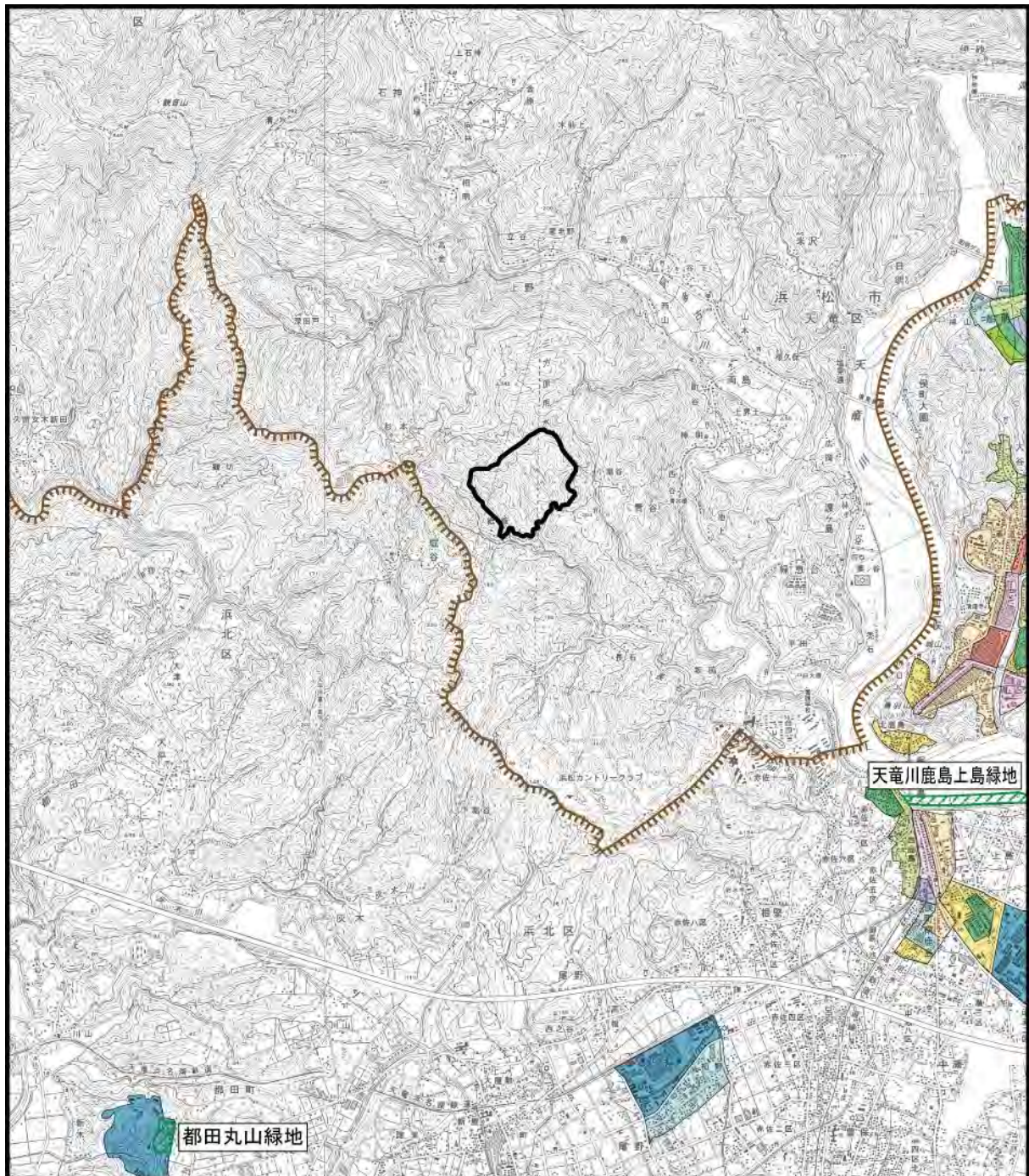
調査対象地域における用途地域の状況は図 2-3-7 に示すとおりであり、対象事業実施区域は都市計画区域外である。


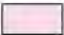





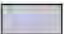



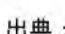
### (3) 都市公園・都市緑地

調査対象地域における都市公園及び都市緑地の状況は図 2-3-7 に示すとおりである。

調査対象地域には 2 箇所（天竜川鹿島上島緑地及び都田丸山緑地）の都市緑地がある。

なお、対象事業実施区域及びその周辺に都市公園及び都市緑地はない。



- |   |                |   |          |   |                |
|---|----------------|---|----------|---|----------------|
|  | : 対象事業実施区域     |  | : 近隣商業地域 |  | : 都市緑地         |
|  | : 都市計画区域       |  | : 商業地域   |    | : 第1種低層住居専用地域  |
|  | : 第1種低層住居専用地域  |  | : 準工業地域  |    | : 第2種中高層住居専用地域 |
|  | : 第2種中高層住居専用地域 |  | : 工業地域   |    | : 第1種住居地域      |
|  | : 第1種住居地域      |  | : 工業専用地域 |    | : 第2種住居地域      |
|  | : 第2種住居地域      |   |          |   |                |



0 0.5 1 2 km

出典：「浜松都市計画図(1)」(平成25年、浜松市)

図 2-3-7 用途地域及び都市緑地の状況

## 7. 施設等の設置状況

### (1) 学校及び病院等の配置

調査対象地域における学校、病院等（環境の保全に特に配慮が必要な施設）の状況は表 2-3-9 及び図 2-3-8 に示すとおりである。

調査対象地域には、保育所が 3 箇所、幼稚園が 4 箇所、小学校が 4 箇所、中学校が 3 箇所、高等学校が 1 箇所、特別支援学校が 1 箇所、福祉施設が 2 箇所、病院が 4 箇所ある。

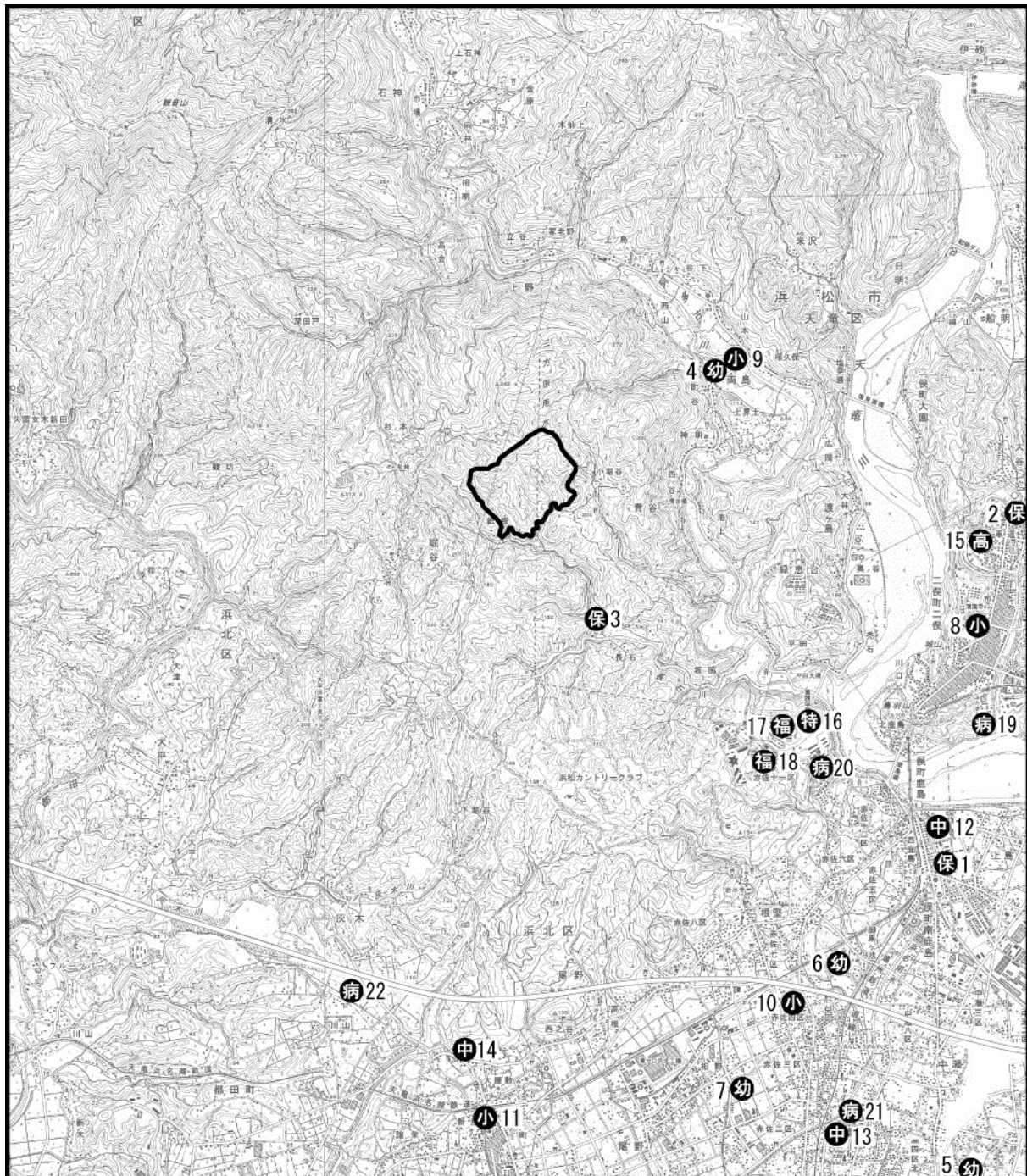
なお、対象事業実施区域及びその周辺には、環境の保全に特に配慮が必要な施設はない。

表 2-3-9 学校及び病院等の状況

No.	区分	名称	所在地
1	保育所	鹿島保育園	天竜区二俣町鹿島529
2		すぎのこ保育園	天竜区大谷111-1
3		和香樹保育園	天竜区青谷2018-3
4	幼稚園	下阿多古幼稚園	天竜区両島762
5		中瀬幼稚園	浜北区中瀬3531
6		赤佐幼稚園	浜北区於呂3524-68
7		赤佐西幼稚園	浜北区於呂2235
8	小学校	二俣小学校	天竜区二俣町二俣867-1
9		下阿多古小学校	天竜区両島762
10		赤佐小学校	浜北区於呂2790
11		亀玉小学校	浜北区宮口262
12	中学校	清竜中学校	天竜区二俣町鹿島525
13		浜北北部中学校	浜北区於呂2961
14		亀玉中学校	浜北区宮口4847
15	高等学校	天竜林業高等学校	天竜区二俣町二俣601
16	特別支援学校	天竜特別支援学校	天竜区渡ヶ島201-2
17	福祉施設	百々山特別養護老人ホーム	天竜区渡ヶ島217-3
18		翠松苑	天竜区於呂4201-6
19	病院	天竜すずかけ病院	天竜区二俣町二俣2396-56
20		天竜病院	浜北区於呂4201-2
21		北斗わかば病院	浜北区於呂3181-1
22		浜北さくら台病院	浜北区四大地9-68

出典：「浜松市内の認可保育園一覧」（浜松市ホームページ）  
「浜松市内の認証保育所一覧」（浜松市ホームページ）  
「幼稚園・学校一覧」（浜松市ホームページ）  
「平成 25 年度 静岡県学校名簿」（静岡県ホームページ）  
「養護老人ホーム」（浜松市ホームページ）  
「平成 25 年度 静岡県病院・診療所名簿」（静岡県ホームページ）





- : 対象事業実施区域  
 保 : 保育所      高 : 高等学校  
 幼 : 幼稚園      特 : 特別支援学校  
 小 : 小学校      福 : 福祉施設  
 中 : 中学校      病 : 病院

注) 図中の番号は、表 2-3-9 に対応する。

- 出典 : 「浜松市内の認可保育園一覧」(浜松市ホームページ)  
 「浜松市内の認証保育所一覧」(浜松市ホームページ)  
 「幼稚園・学校一覧」(浜松市ホームページ)  
 「平成 25 年度 静岡県学校名簿」(静岡県ホームページ)  
 「養護老人ホーム」(浜松市ホームページ)  
 「平成 25 年度 静岡県病院・診療所名簿」(静岡県ホームページ)

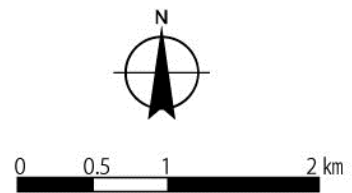


図 2-3-8 学校及び病院等の状況

## 8. 水域とその利用

### (1) 河川

調査対象地域を流れる天竜川（中・下流部）の水利用状況は表 2-3-10 に示すとおりである。

用途別では発電用水が最も多く最大約 1,900m<sup>3</sup>/s、次いで農業用水の最大約 46.4m<sup>3</sup>/s、水道用水の最大約 4.2m<sup>3</sup>/s、工業用水の最大約 4.1m<sup>3</sup>/s となっている。

なお、天竜川水系（中・下流部）の水は主に対象事業実施区域の位置する静岡県西遠地域及び愛知県東三河地域で利用されている。

表 2-3-10 天竜川水系（中・下流部）の水利用状況

種 別	件数	最大取水量 (m <sup>3</sup> /s)
発電用水	11	1,902.778
水道用水	11	4.184
工業用水	5	4.113
農業用水	179	46.444
その他	6	29.051
合 計	212	1,986.570

注) 平成19年4月現在

出典：「天竜川水系河川整備基本方針」

(国土交通省ホームページ)

### (2) 地下水

浜松市における地下水の利用状況は表 2-3-11 及び図 2-3-9 に示すとおりである。

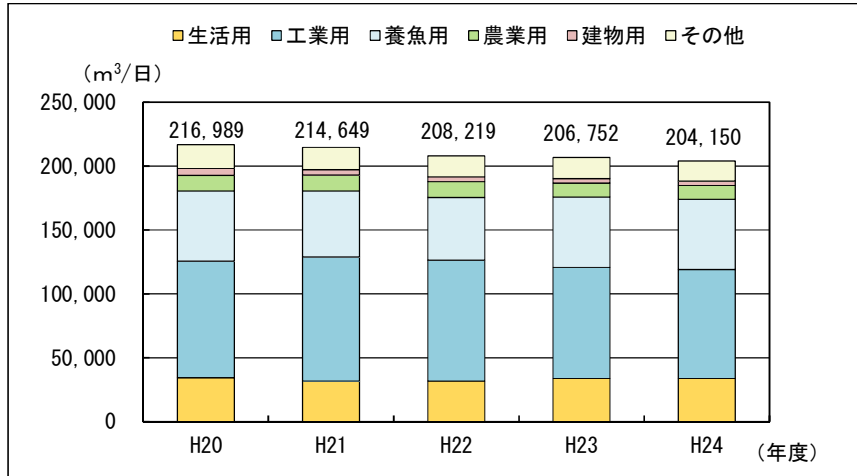
平成 24 年度の地下水利用は 204,150m<sup>3</sup>/日であり、工業用の利用が最も多くなっている。また、過去 5 年間の推移をみると地下水の利用は減少傾向にある。

表 2-3-11 地下水の利用状況（浜松市）

単位：m<sup>3</sup>/日

区 分	総数	生活用	工業用	養魚用	農業用	建物用	その他
H20年度	216,989	34,573	91,121	54,931	12,305	5,400	18,659
H21年度	214,649	31,828	97,053	51,794	12,516	4,126	17,332
H22年度	208,219	31,828	94,657	48,954	12,516	3,712	16,552
H23年度	206,752	33,962	86,907	55,126	10,886	3,553	16,318
H24年度	204,150	33,920	85,231	54,911	10,859	3,451	15,778

出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」（平成 26 年、浜松市）



出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」(平成 26 年、浜松市)

図 2-3-9 地下水の利用の推移 (浜松市)

### (3) 漁業権

調査対象地域を流れる天竜川及び阿多古川には漁業権が設定されている。

漁業権の状況は表 2-3-12 に示すとおりである。

表 2-3-12 漁業権の設定状況

免許番号	区 域	遊漁対象魚種	漁業権者
内供第21号	天竜川及び支流	あゆ、うなぎ、うぐい、 あまご、こい、ふな、 おいかわ、にじます、 わかさぎ	天竜川漁業協同組合
内供第24号	阿多古川及び支流	あゆ、あまご、にじます	阿多古川漁業協同組合

出典：「静岡県広報 第 2562 号」(静岡県ホームページ)

## 9. 文化財等

### (1) 文化財

調査対象地域の文化財（移動が容易な有形文化財等を除く）の状況は表 2-3-13 及び図 2-3-10 に示すとおりである。

調査対象地域には指定文化財が 11 件、登録文化財が 7 件ある。

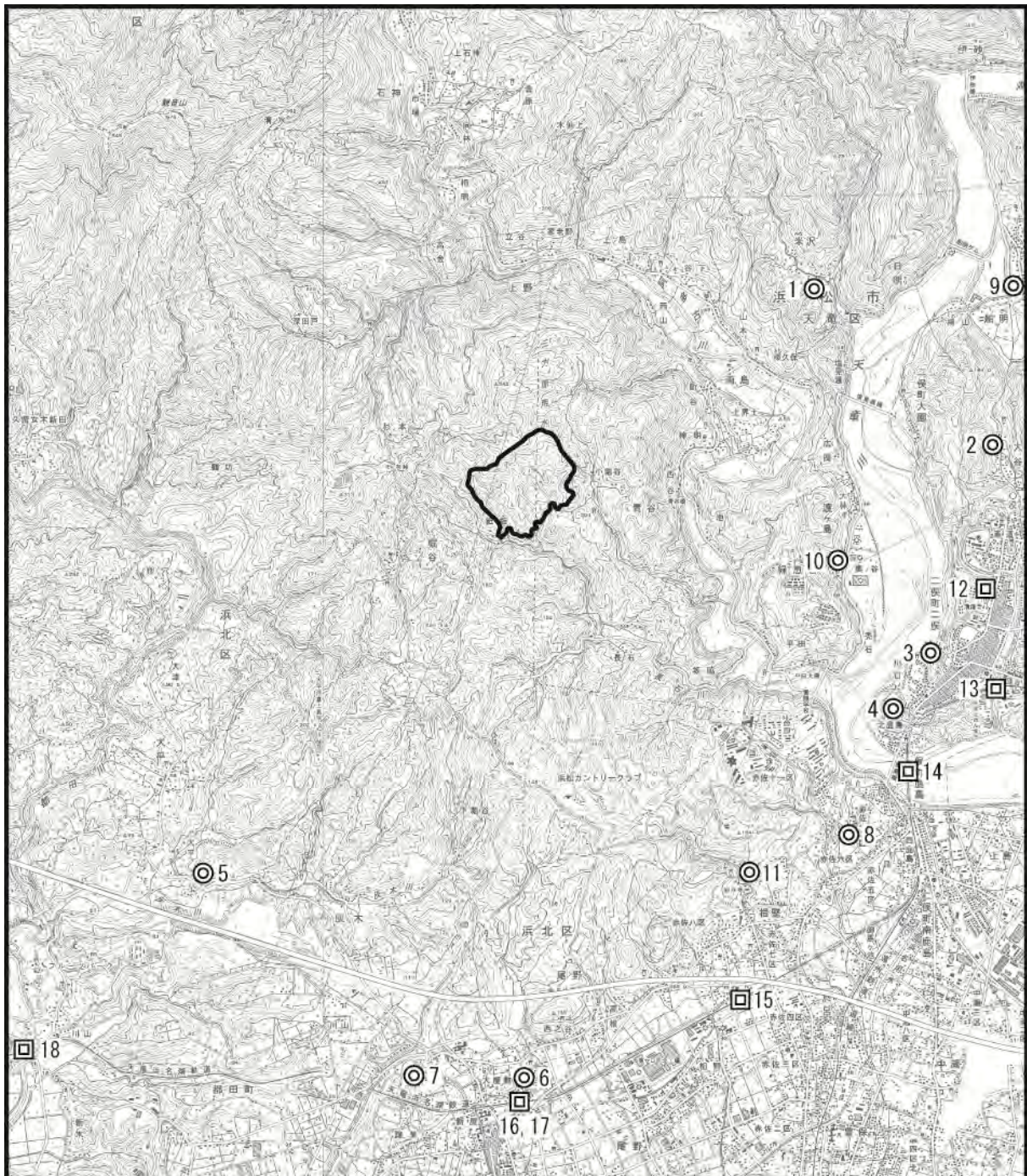
なお、対象事業実施区域及びその周辺に文化財はない。

表 2-3-13 文化財の状況（移動が容易な有形文化財等を除く）

No.	区分	分類	名称	所在地	指定年月日
1	県指定	天然記念物	米沢諏訪神社のイチイガシ	天竜区米沢489	H2. 3. 20
2	市指定	建造物	内山家住宅長屋門	天竜区大谷568	H3. 2. 28
3		史跡	二俣城跡	天竜区二俣町二俣1034	S36. 12. 1
4			鳥羽山城跡	天竜区二俣町二俣2364の一部	H26. 2. 25
5			大平城跡	浜北区大平110-2 他	S47. 8. 30
6			興覚寺後古墳	浜北区宮口5-3 他	S61. 6. 4
7			大屋敷5号窯跡	浜北区宮口391-1	H2. 3. 31
8			向野古墳	浜北区根堅2540-2	H6. 1. 1
9			天然記念物	船明の二本スギ	天竜区船明1472地先
10		渡ヶ島諏訪神社社叢		天竜区渡ヶ島1340 他	S62. 9. 21
11		白山神社のクス		浜北区根堅2238-1	S61. 6. 4
12	登録文化財	建造物	旧二俣町役場	天竜区二俣町二俣1112	H15. 1. 31
13			天竜浜名湖鉄道 二俣川橋梁	天竜区二俣町	H23. 1. 26
14			天竜浜名湖鉄道 天竜川橋梁	天竜区二俣町	H23. 1. 26
15			天竜浜名湖鉄道 岩水寺駅待合所及びプラットホーム	浜北区根堅1730-2	H23. 1. 26
16			天竜浜名湖鉄道 宮口駅本屋及び上りプラットホーム	浜北区宮口119-2	H23. 1. 26
17			天竜浜名湖鉄道 宮口駅待合所及び下りプラットホーム		H23. 1. 26
18				天竜浜名湖鉄道 都田川橋梁	北区都田町

出典：「浜松市市民部文化財課資料（指定文化財等一覧表）」

出典：「報道発表資料（平成 26 年 2 月 21 日）」（浜松市ホームページ）



▭ : 対象事業実施区域

◎ : 指定文化財

◻ : 登録文化財

注) 図中の番号は、表 2-3-13 に対応する。

出典：「浜松市市民部文化財課資料（指定文化財等一覧表）」  
「報道発表資料（平成 26 年 2 月 21 日）」（浜松市ホームページ）

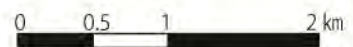


図 2-3-10 文化財の状況

## (2) 埋蔵文化財包蔵地

調査対象地域における埋蔵文化財包蔵地の状況は表 2-3-14 及び図 2-3-11 に示すとおりである。

調査対象地域には 155 箇所（No.15 : 小堀谷）の埋蔵文化財包蔵地がある。

対象事業実施区域周辺では、対象事業実施区域東側に 1 箇所（No.15 : 小堀谷）、西側に 1 箇所（No.142 : 堀谷洞穴）の埋蔵文化財包蔵地がある。

表 2-3-14(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	種類	所在地	No.	名称	種類	所在地
1	鐘鋳場平	遺跡	天竜区西藤平落合権現前	36	勝栗山B	古墳群	浜北区根堅勝栗山
2	堂山	遺跡	天竜区西藤平落合堂山	37	勝栗山B	古墳群	浜北区根堅勝栗山
3	市場	遺跡	天竜区石神市場	38	勝栗山B	古墳群	浜北区根堅勝栗山
4	石神	城跡	天竜区石神	39	勝栗山B	古墳群	浜北区根堅勝栗山
5	金原（石上）	遺跡	天竜区石神金原	40	勝栗山B	古墳群	浜北区根堅勝栗山
6	上野	遺跡	天竜区上野宮前六所神社裏	41	勝栗山B	古墳群	浜北区根堅勝栗山
7	日明B	古墳群	天竜区日明	42	勝栗山B	古墳群	浜北区根堅勝栗山
8	日明A	古墳群	天竜区日明	43	勝栗山A古墳群	古墳群	浜北区根堅勝栗山
9	日明	遺跡	天竜区日明	44	勝栗山A古墳群	古墳群	浜北区根堅勝栗山
10	上町	遺跡	天竜区船明上町	45	勝栗山A古墳群	古墳群	浜北区根堅勝栗山
11	大園A	古墳群	天竜区二俣町大園	46	勝栗山II	遺跡	浜北区根堅勝栗山
12	大園B	古墳群	天竜区二俣町大園矢の穴	47	勝栗山C1号群	古墳群	浜北区根堅勝栗山
13	諏訪神社裏山	古墳	天竜区二俣町大園	48	勝栗山C古墳群	古墳群	浜北区根堅勝栗山
14	上界土	遺跡	天竜区青谷上界土	49	勝栗山C2号群	古墳群	浜北区根堅勝栗山
15	小堀谷	遺跡	天竜区青谷小堀谷	50	向野	古墳群	浜北区於呂向野
16	大谷	古墳	天竜区大谷	51	向野I（向野）	遺跡	浜北区於呂向野
17	笹岡古	城跡	天竜区二俣町二俣481付近	52	向野	古墳群	浜北区於呂向野
18	皆原	古墳群	天竜区二俣町二俣皆原	53	向野II	遺跡	浜北区於呂向野
19	皆原	遺跡	天竜区二俣町二俣皆原	54	向野	古墳群	浜北区於呂向野
20	蛭原砦	遺跡	天竜区二俣町二俣皆原	55	向野	古墳群	浜北区於呂向野
21	田組	遺跡	天竜区二俣町二俣字田組	56	向野	古墳群	浜北区於呂向野
22	毘沙門堂砦	遺跡	天竜区二俣町二俣字毘沙門	57	向野	古墳群	浜北区於呂向野
23	二俣	城跡	天竜区二俣町二俣1034	58	向野	古墳群	浜北区於呂向野
24	和田ヶ島砦	遺跡	天竜区渡ヶ島平田	59	向山I遺跡	遺跡	浜北区於呂向山
25	鳥羽山	城跡	天竜区二俣町二俣鳥羽山	60	向山A	古墳群	浜北区於呂向山
26	百々原	遺跡	天竜区渡ヶ島	61	向山A	古墳群	浜北区於呂向山
27	百々原	古墳群	天竜区渡ヶ島	62	向山II	遺跡	浜北区於呂向山
28	椎ヶ脇	古墳群	天竜区二俣町西鹿島	63	向山B	古墳群	浜北区於呂向山
29	宮山（西鹿島）	遺跡	天竜区二俣町鹿島宮山	64	向山B	古墳群	浜北区於呂向山
30	中道（八幡宮前）	遺跡	天竜区二俣町西鹿島八幡宮前	65	御馬ヶ池	古墳群	浜北区於呂下海戸 他
31	西鹿島	遺跡	天竜区二俣町西鹿島	66	泉墳墓	墳墓	浜北区根堅泉
32	北根堅	古墳	浜北区於呂奥山	67	泉A	古墳群	浜北区根堅清水谷
33	勝栗山I	遺跡	浜北区根堅勝栗山	68	根堅	遺跡	浜北区根堅清水谷
34	勝栗山B	古墳群	浜北区根堅勝栗山	69	北谷遺跡	遺跡	浜北区根堅佐平田2221付近
35	勝栗山B	古墳群	浜北区根堅勝栗山	70	中坊遺跡	遺跡	浜北区根堅中坊

表 2-3-14(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	種類	所在地	No.	名称	種類	所在地
71	大平	城跡	浜北区宮口本通り	114	大屋敷1号窯	窯跡	浜北区宮口大屋敷
72	北新屋A	古墳群	浜北区宮口本通り	115	大屋敷C古墳群	古墳	浜北区宮口大屋敷
73	北新屋A	古墳群	浜北区宮口本通り	116	大屋敷6号窯	窯跡	浜北区宮口大屋敷本通り
74	北新屋A	古墳群	浜北区宮口本通り	117	大屋敷古窯群	窯跡	浜北区宮口大屋敷本通り
75	北新屋A	古墳群	浜北区宮口本通り	118	大屋敷A古墳群	古墳群	浜北区宮口大屋敷
76	北新屋A	古墳群	浜北区宮口本通り	119	新屋	遺跡	浜北区宮口新屋
77	大屋敷古窯群	窯跡	浜北区宮口大屋敷本通り	120	大屋敷遺跡	遺跡	浜北区宮口大屋敷
78	大屋敷2号窯	窯跡	浜北区宮口大屋敷本通り	121	大屋敷B古墳群	古墳群	浜北区宮口大屋敷
79	北新屋B	古墳群	浜北区宮口本通り	122	大屋敷墳墓	墳墓	浜北区宮口大屋敷
80	北新屋B	古墳群	浜北区宮口本通り	123	西ノ谷古窯	窯跡	浜北区尾野西ノ谷 他
81	北新屋B	古墳群	浜北区宮口本通り	124	高根山B古墳群	古墳群	浜北区尾野西ノ谷 他
82	大屋敷5号窯	窯跡	浜北区宮口大屋敷本通り	125	高根山	遺跡	浜北区尾野高根下 他
83	大屋敷古窯群	窯跡	浜北区宮口大屋敷本通り	126	雲岩寺C	古墳群	浜北区根堅大沢
84	北新屋B	古墳群	浜北区宮口本通り	127	雲岩寺C	古墳群	浜北区根堅大沢
85	大屋敷4号釜	窯跡	浜北区宮口本通り	128	雲岩寺B	古墳群	浜北区根堅人形山
86	大屋敷3号釜	窯跡	浜北区宮口本通り	129	中通	遺跡	浜北区根堅中通、宇西浦
87	譲栄古窯群	窯跡	浜北区宮口本通り 他	130	寺海土	遺跡	浜北区根堅寺海土
88	譲栄古窯群	窯跡	浜北区宮口本通り 他	131	中屋	遺跡	浜北区根堅
89	譲栄古窯群	窯跡	浜北区宮口本通り 他	132	大門西	遺跡	浜北区根堅
90	譲栄古窯群	窯跡	浜北区宮口本通り 他	133	上海土	遺跡	浜北区於呂
91	譲栄古窯群	窯跡	浜北区宮口本通り 他	134	篠場瓦窯跡	窯跡	浜北区根堅
92	譲栄古窯群	窯跡	浜北区宮口本通り 他	135	篠場	遺跡	浜北区於呂
93	譲栄古窯群	窯跡	浜北区宮口本通り 他	136	篁屋敷	遺跡	浜北区尾野
94	譲栄古窯群	窯跡	浜北区宮口本通り 他	137	長者屋敷	遺跡	浜北区尾野
95	譲栄Ⅱ	遺跡	浜北区宮口譲栄	138	相野遺跡	遺跡	浜北区根堅相野
96	新池	窯跡	浜北区宮口吉名付近	139	芝本	古墳群	浜北区於呂欠端
97	新池東	古墳	浜北区宮口吉名	140	芝本	古墳群	浜北区於呂欠端
98	吉名9号窯	窯跡	浜北区宮口吉名	141	芝本遺跡	遺跡	浜北区於呂しばもと
99	吉名8号窯	窯跡	浜北区宮口吉名	142	堀谷洞穴	遺跡	浜北区堀谷岩穴口
100	吉名7号窯	窯跡	浜北区宮口吉名	143	大平経塚	遺跡	浜北区大平経塚
101	吉名古窯群	窯跡	浜北区宮口吉名	144	三堂山	遺跡	浜北区四大地三堂山
102	吉名17号窯	窯跡	浜北区宮口吉名	145	早瀬	遺跡	北区都田町4263遺跡1 他
103	譲栄Ⅰ遺跡	遺跡	浜北区宮口譲栄	146	助ヶ平	遺跡	北区都田町4219遺跡2 他
104	吉名4号窯	窯跡	浜北区宮口新屋	147	川山	遺跡	北区都田町川山4104
105	吉名3号窯	窯跡	浜北区宮口新屋	148	新木	遺跡	北区都田町
106	吉名古窯群	窯跡	浜北区宮口吉名	149	飛ヶ谷	遺跡	北区都田町・北区新都田
107	吉名1号窯	窯跡	浜北区宮口吉名	150	川の前	遺跡	北区都田町3520付近
108	吉名2号窯	窯跡	浜北区宮口吉名	151	大平	遺跡	北区都田町
109	吉名古窯群	窯跡	浜北区宮口吉名	152	都田山十九Ⅱ	遺跡	北区都田町7811付近
110	吉名6号窯	窯跡	浜北区宮口吉名	153	都田山十九Ⅰ	遺跡	北区都田町3900以西
111	吉名5号窯	窯跡	浜北区宮口吉名	154	都田町東原	遺跡	北区都田町3903以西
112	新屋	遺跡	浜北区宮口新屋	155	都田山十六遺跡	遺跡	北区都田町7768付近
113	新屋古墳群	古墳群	浜北区宮口新屋				

出典：「静岡県埋蔵文化財包蔵地システム」（静岡県ホームページ）

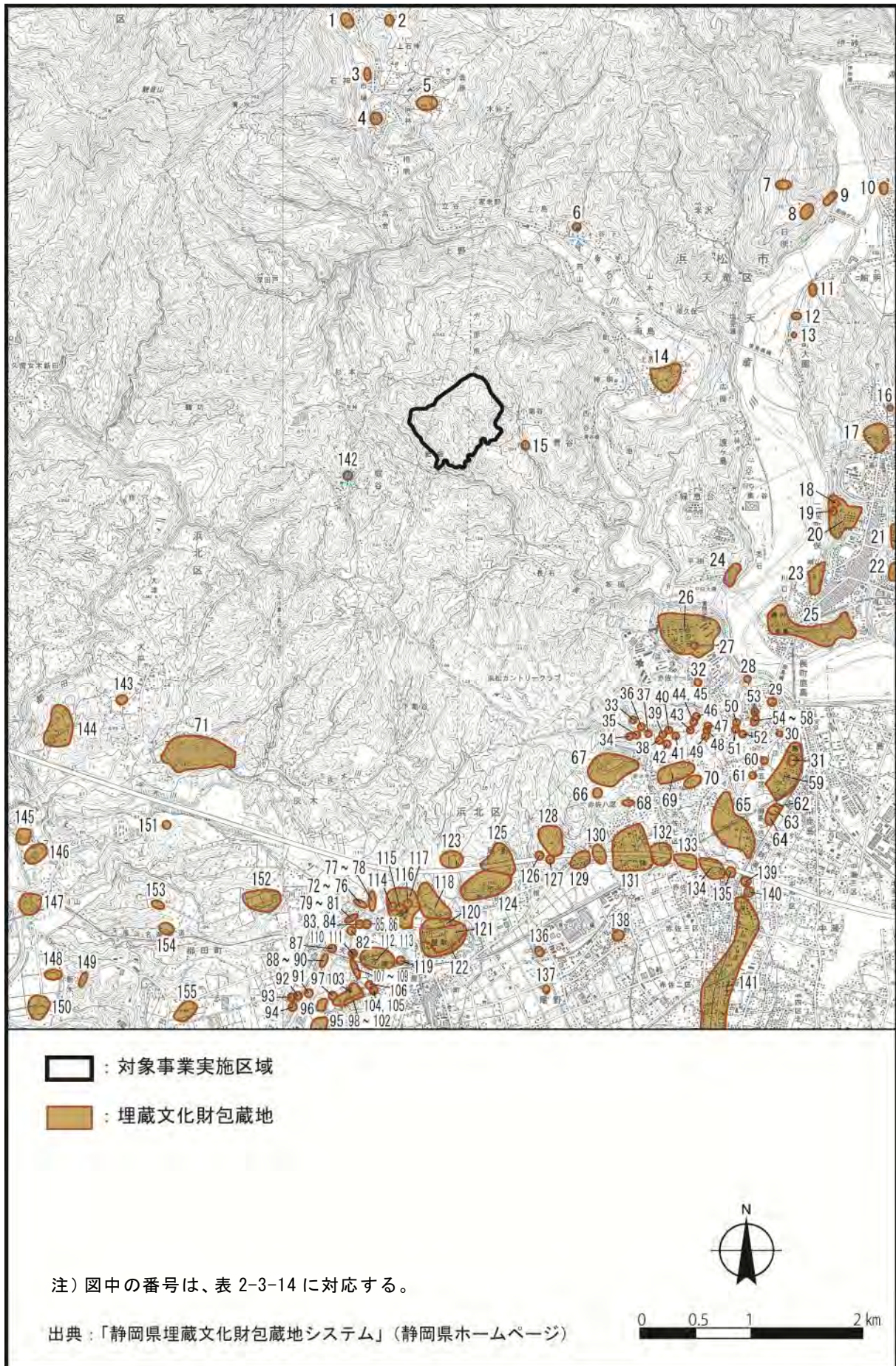


図 2-3-11 埋蔵文化財包蔵地の状況



## 10. 各種開発計画等の策定状況

### (1) 浜松市都市計画マスタープラン

浜松市では、都市計画に関する基本的な方針として平成 22 年 5 月に「浜松市都市計画マスタープラン」を策定している。本計画では「自然環境と共生した持続可能な都市の実現」、「都市活力の持続と向上」、「地域特性を活かしたまちづくりと相互連携の強化」、「市民生活の質の向上」、「市民の参加・協働によるまちづくりの推進」を基本理念とし、「多彩に輝き、持続的に発展する都市」を目指している。

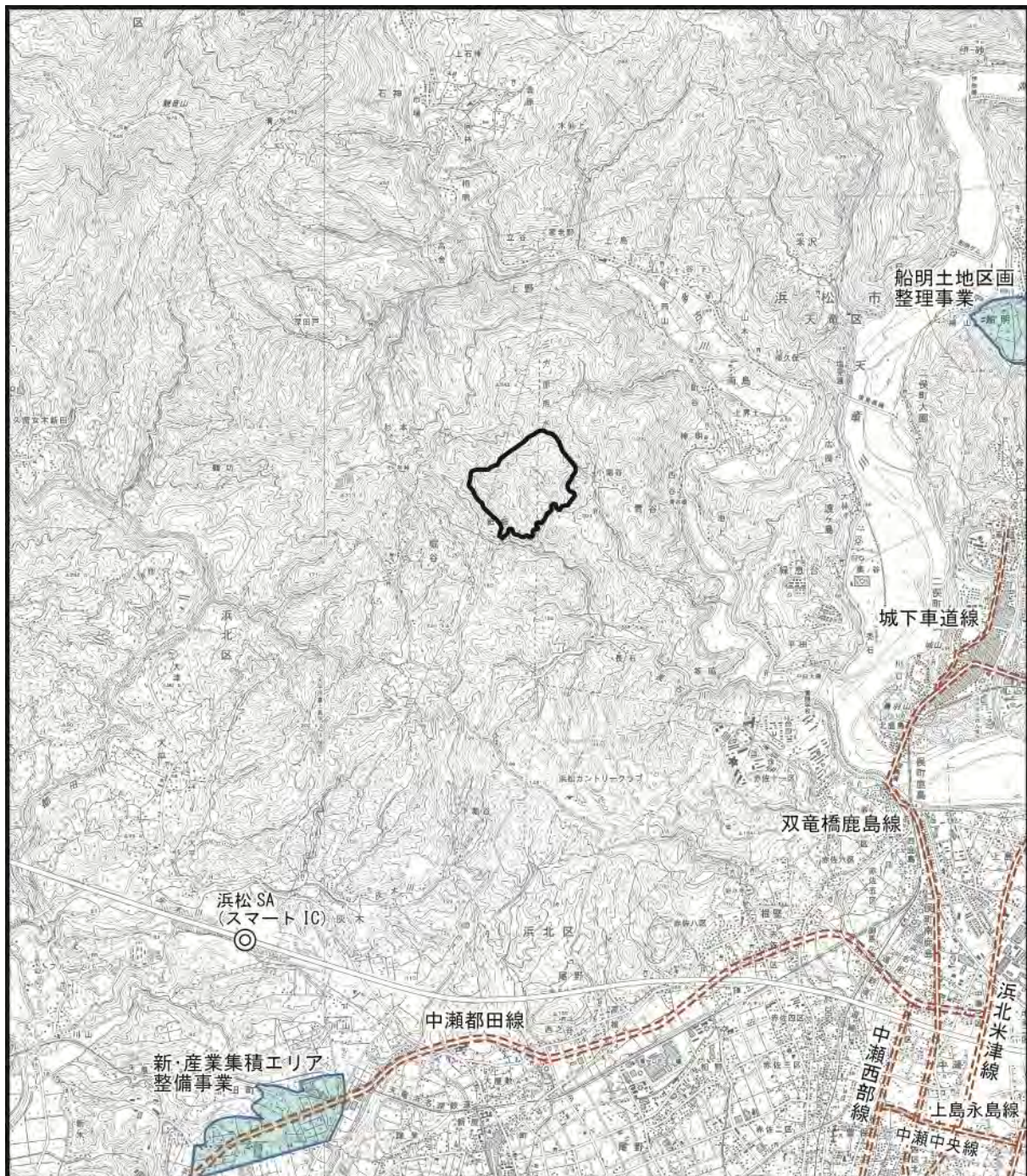
また、本計画の区別構想において、浜松市天竜区では、「広大な森林などの豊かな自然環境の保全・活用」、「地域特性を活かした個性あるまちづくり」、「主要幹線道路の整備・改善と身近な公共交通の改善」、「豊かな自然環境の中での安全で安心できる暮らしの確保」をまちづくりの方針としている。

### (2) 都市計画

調査対象地域の都市計画の状況は図 2-3-12 に示すとおりである。

浜松市天竜区船明では市街地開発事業（土地区画整理事業）が施工中である。また、都市計画道路が 7 路線ある。

なお、対象事業実施区域及びその周辺に都市計画の予定はない。



▭ : 対象事業実施区域

■ : 区画整理事業

----- : 都市計画道路

出典：「浜松市都市計画マップ（平成 25 年 5 月 21 日現在）」  
 （浜松市ホームページ）  
 「浜松市の土地区画整理事業」（浜松市ホームページ）  
 「主要事業」（浜松市ホームページ）



0 0.5 1 2 km

図 2-3-12 都市計画の状況

## 11. 水道事業計画

浜松市における水道の状況は表 2-3-15 に示すとおりであり、平成 24 年度末現在の水道普及率は 99.4% である。

なお、浜松市天竜区では、簡易水道及び飲料水供給施設での供給が行われており、対象事業実施区域周辺に上水道は整備されていない。

(出典：「浜松市上水道事業基本計画（2006～2024）」（浜松市ホームページ）

表 2-3-15 水道の状況（浜松市）

行政区域 人口 (人)	上水道 (人)	簡易水道 (人)	専用水道 (人)		合計 (人)	普及率 (%)	飲料水 供給施設 (人)
			自己水源 のみによ るもの	左記以外 のもの			
793,311	750,482	18,006	19,825	5,771	788,313	99.4	4,232

注) 平成25年3月31日現在の値である。

出典：「静岡県統計年鑑（平成 24 年）」（平成 26 年、静岡県）

## 12. 環境保全対策の状況

### (1) 下水道

浜松市における下水道の状況は表 2-3-16 に示すとおりであり、平成 24 年度末現在の下水道普及率は 79.4% である。

なお、対象事業実施区域周辺に下水道は整備されていない。

(出典：「浜松市の下水道区域」（浜松市ホームページ）

表 2-3-16 下水道の状況（浜松市）

処理区域 面積 (ha)	行政区域 人口 (千人)	処理区域 人口 (千人)	普及率 (%)
13,824.0	812.8	645.1	79.4

注) 平成25年3月31日現在の値である。

出典：「静岡県統計年鑑（平成 24 年）」（平成 26 年、静岡県）

## (2) 廃棄物

### ①ごみ

浜松市におけるごみ排出量の状況は表 2-3-17 及び図 2-3-13 に示すとおりである。

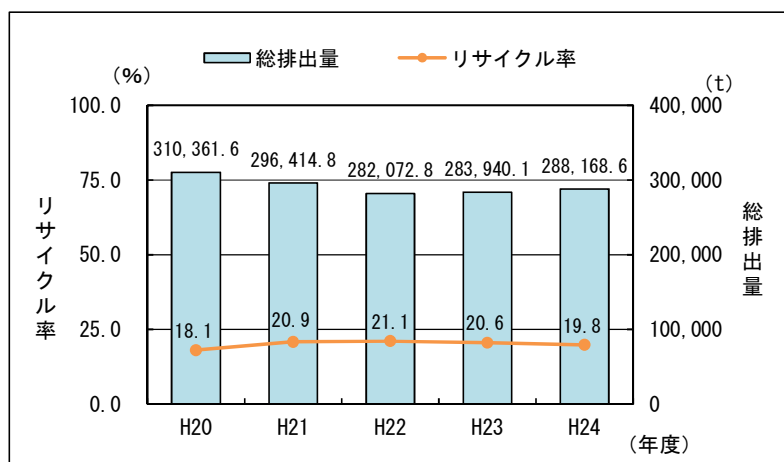
平成 24 年度のごみ総排出量は 288,168.9t、リサイクル率は 19.8%である。

また、過去 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）のごみ総排出量はやや減少傾向にあり、リサイクル率は平成 21 年度以降ほぼ横ばいで推移している。

表 2-3-17 ごみ排出量の状況（浜松市）

区 分	平成24年度
人口（人）	816,490
ごみ総排出量（t）	288,168.9
ごみ処理量（t）	267,400.9
リサイクル率（%）	19.8
最終処分量（t）	16,167.2

出典：「新清掃工場及び新破碎処理センター施設基本計画書」  
（平成 26 年、浜松市）

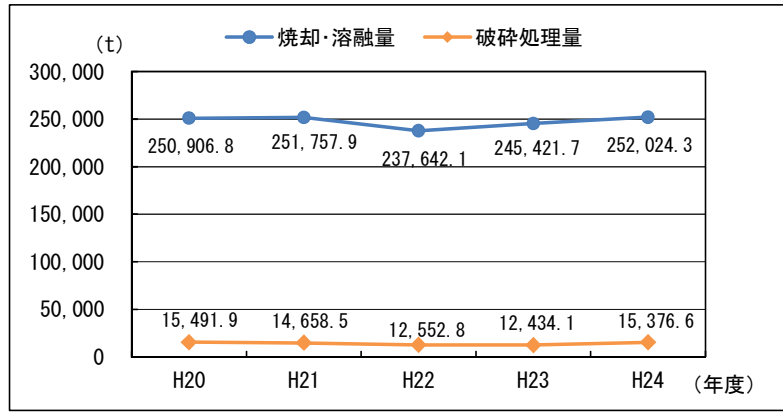


出典：「新清掃工場及び新破碎処理センター施設基本計画書」  
（平成 26 年、浜松市）

図 2-3-13 ごみ排出量及びリサイクル率の推移（浜松市）

浜松市で発生するごみは、浜松市南部清掃工場、浜松市西部清掃工場、平和清掃事業所及び天竜ごみ処理工場において、処理・処分されている。

これら施設での焼却・溶融処理量及び破碎処理量の過去 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）の推移は図 2-3-14 に示すとおりであり、焼却・溶融処理量及び破碎処理量ともに、平成 22 年度に減少するものの、その後は僅かに増加傾向を示している。



出典：「新清掃工場及び新破碎処理センター施設基本計画書」  
(平成 26 年、浜松市)

図 2-3-14 焼却・溶融処理量及び破碎処理量の推移（浜松市）

②産業廃棄物

浜松市における産業廃棄物排出量は表 2-3-18 及図 2-3-15 に示すとおりである。

平成 23 年度の産業廃棄物排出量は 874,161t で、がれき類が最も多くなっている。

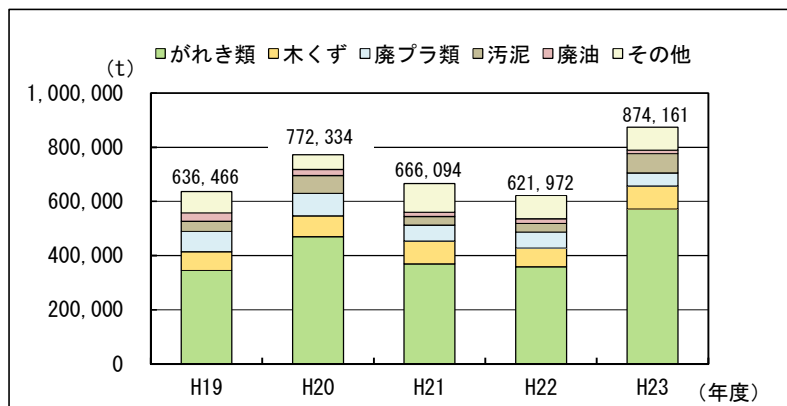
また、過去 5 年間（平成 19 年度～平成 23 年度）の産業廃棄物排出量は平成 22 年度までは減少傾向にあったが、平成 23 年度に大幅に増加している。

表 2-3-18 産業廃棄物排出量の状況（浜松市）

単位：t

区分	合計	がれき類	木くず	廃プラ類	汚泥	廃油	その他
H19年度	636,466	344,628	69,030	75,834	36,351	31,978	78,645
H20年度	772,334	470,368	76,408	83,754	65,705	22,248	53,851
H21年度	666,094	369,756	83,290	59,516	31,497	16,315	105,720
H22年度	621,972	359,058	68,951	59,049	31,384	17,001	86,529
H23年度	874,161	571,558	84,642	49,169	70,810	12,491	85,041

出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」（平成 26 年、浜松市）



出典：「浜松市統計書 平成 25 年版」（平成 26 年、浜松市）

図 2-3-15 産業廃棄物排出量の推移（浜松市）

### ③し尿

浜松市におけるし尿排出量は表 2-3-19 及び図 2-3-16 に示すとおりである。

平成 24 年度のし尿排出量は、し尿が 15,509.9kL、浄化槽汚泥が 106,394.8kL で合計 121,904.7kL である。

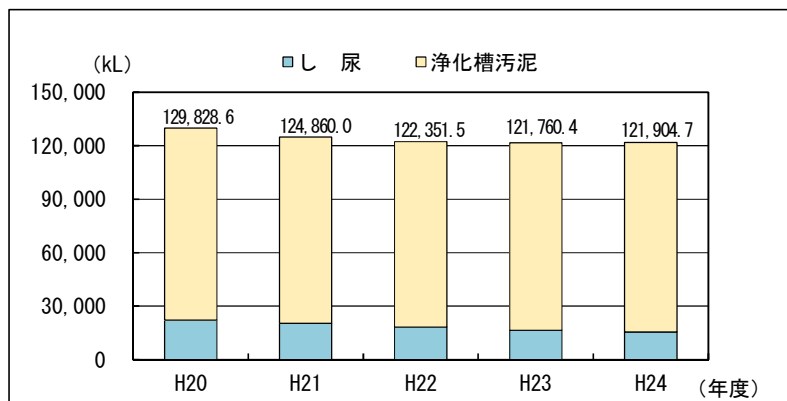
また、過去 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）のし尿排出量は減少傾向にある。

なお、浜松市天竜区のし尿は天竜衛生センターで処理されている。

表 2-3-19 し尿排出量の状況（浜松市）

区 分	し尿排出量 (kL)		
	し 尿	浄化槽汚泥	合計
H20年度	22,189.2	107,639.4	129,828.6
H21年度	20,405.5	104,454.5	124,860.0
H22年度	18,250.7	104,100.8	122,351.5
H23年度	16,478.2	105,282.2	121,760.4
H24年度	15,509.9	106,394.8	121,904.7

出典：「浜松市統計書 平成 24 年版」（浜松市ホームページ）  
「浜松市統計書 平成 25 年版」（平成 26 年、浜松市）



出典：「浜松市統計書 平成 24 年版」（浜松市ホームページ）  
「浜松市統計書 平成 25 年版」（平成 26 年、浜松市）

図 2-3-16 し尿排出量の推移（浜松市）

## 2.4 環境関係法令等に係る項目

### 1. 関係法令による指定、規制等

#### (1) 環境基準に係る項目

##### ① 大気汚染

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示38号、平成9年環境庁告示第4号、平成21年環境省告示第33号)は表2-4-1に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は表2-4-2に示すとおりである。

表 2-4-1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。)が、0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行うものとする。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わないこととしてその評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 長期基準(1年平均値)に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準(1日平均値)に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において1年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

備考)

- 1:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2:浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3:二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4:光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 5:ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 6:微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)  
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)  
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)  
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)  
「浜松市の環境の現状と対策(平成25年度版)」(浜松市ホームページ)



表 2-4-2 大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	媒体	基準値
ダイオキシン類	大気	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

備考)

1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2：基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

## ②騒音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）は表2-4-3に、調査対象地域の類型指定の状況は図2-4-1に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は類型の指定がされていない。

表 2-4-3 騒音に係る環境基準

区分	地域の類型	該当地域	時間の区分	
			昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
一般地域	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 浜北区の一部	55dB以下	45dB以下
	B	第1種住居地域（特別工業地区を除く。） 第2種住居地域（特別工業地区を除く。） 準住居地域 市街化調整区域（浜松飛行場を除く。） 旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部		
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 特別工業地区	60dB以下	50dB以下
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB以下	55dB以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下
幹線道路を担う道路に近接する空間（特例） <sup>※1</sup>			70dB以下	65dB以下

備考)

※1：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

注) 1：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2：「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路：15m
- ・2車線を超える車線を有する道路：20m

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「浜松市の環境の現状と対策（平成25年度版）」（浜松市ホームページ）

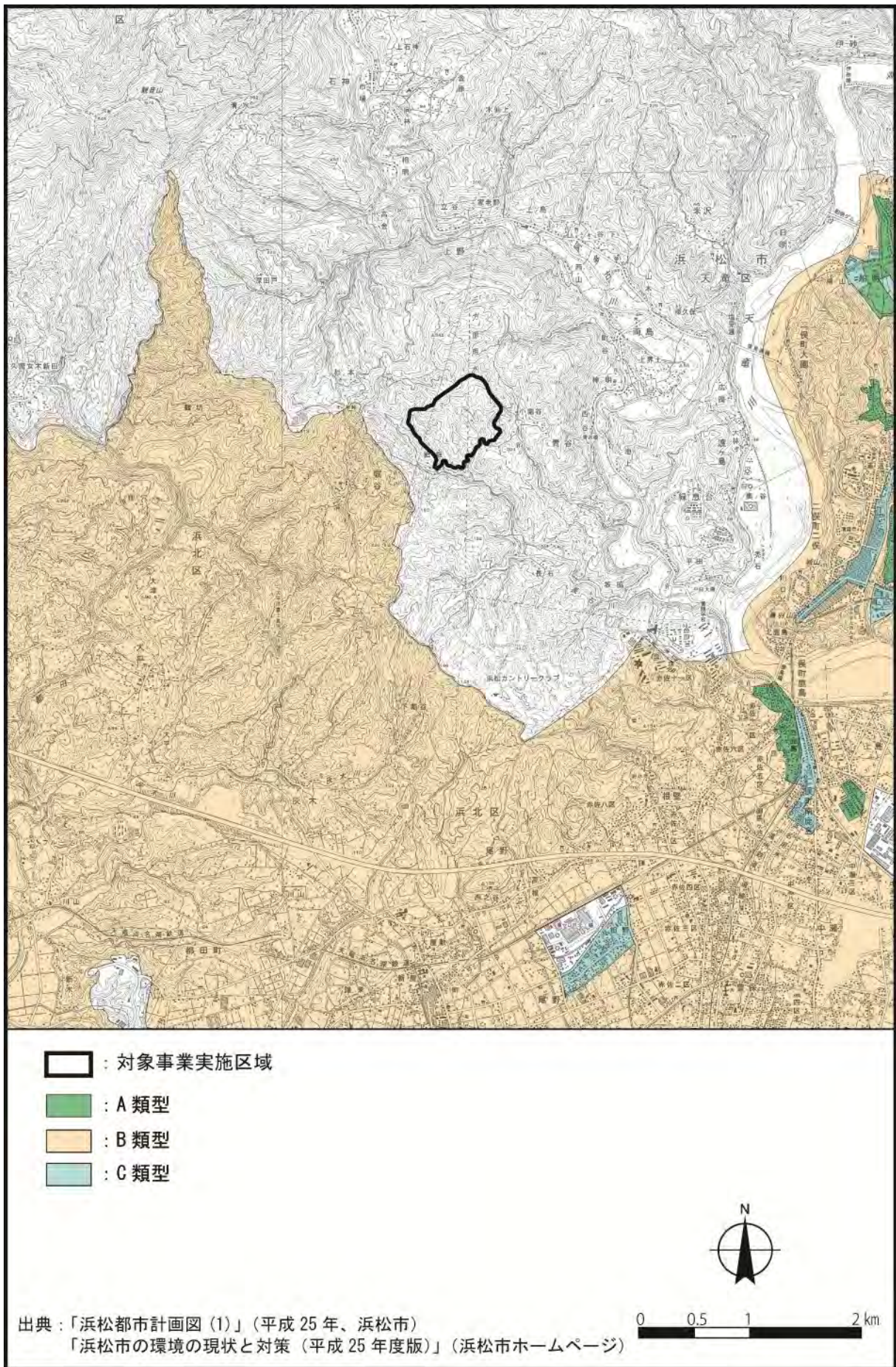


図 2-4-1 騒音に係る環境基準の類型指定状況

### ③水質

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）は、河川及び湖沼については表 2-4-4 及び表 2-4-5 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10 号）については表 2-4-6 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域周辺河川の類型指定は、天竜川上流及び天竜川下流が AA 類型、都田川が A 類型となっている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質及び水底の底質に係るダイオキシン類の環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）は表 2-4-7 に示すとおりである。

表 2-4-4 人の健康の保護に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考)	
1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2: 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該試験方法の定量限界を下回ることをいう。	
3: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-4-5(1) 生活環境の保全に係る環境基準

・河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考) 1:基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2:農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

注) 1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2:水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3:水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4:工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊な浄水操作を行うもの

5:環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

「浜松市の環境の現状と対策(平成25年度版)」(浜松市ホームページ)

表 2-4-5(2) 生活環境の保全に係る環境基準

・湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2,3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊がみとめられないこと	2mg/L 以上	—

備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1: 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
 2: 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2,3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3: 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4: 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの  
 5: 環境保全: 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)  
 「浜松市の環境の現状と対策(平成25年度版)」(浜松市ホームページ)

表 2-4-5(3) 生活環境の保全に係る環境基準

- ・湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道1,2,3級（特殊なものを除く。）・ 水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考) 1: 基準値は年間平均値とする。

2: 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3: 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注) 1: 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2: 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3: 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4: 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

「浜松市の環境の現状と対策（平成25年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-4-5(4) 生活環境の保全に係る環境基準（水生生物保全）

- ・河川及び湖沼

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

「浜松市の環境の現状と対策（平成25年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-4-6 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考)	
1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2: 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4: 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成25年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-4-7 水質及び水底の底質に係るダイオキシン類の環境基準

項目	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質	年間平均値が 1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考)

- 1: 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2: 水質の基準値は、年間平均値とする。

出典: 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

#### ④土壌

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準(平成 3 年環境庁告示第 46 号)は表 2-4-8 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌に係るダイオキシン類の環境基準は表 2-4-9 に示すとおりである。



表 2-4-8 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ひ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考)	<p>1:環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2:カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3:「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4:有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成25年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-4-9 土壌に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

備考)

- 1: 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2: 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 公害防止関係法令に係る項目

①大気質

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づくばい煙発生施設のうち廃棄物焼却炉に対する規制の概要は表2-4-10に、「大気汚染防止法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成10年条例第44号）（以下、「県生活保全条例」という。）に基づく一般粉じん発生施設の構造基準は表2-4-11に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出規制の概要は表2-4-12に示すとおりである。

表 2-4-10 廃棄物焼却炉に対する規制の概要

施設名	規制物質名	排出基準		
廃棄物焼却炉	硫黄酸化物	K値規制	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q : 硫黄酸化物の許容排出量 (Nm <sup>3</sup> /h) K : 地域別に定める定数：17.5 (旧浜松市以外の地域) He : 補正された排出口の高さ (煙突実高+煙上昇高：m)	
	ばいじん	焼却能力	4t/h以上	0.04g/Nm <sup>3</sup>
			2t/h以上 4t/h未満	0.08g/Nm <sup>3</sup>
			2t/h未満	0.15g/Nm <sup>3</sup>
	有害物質	塩化水素	—	700mg/Nm <sup>3</sup>
		窒素酸化物	浮遊回転燃焼式焼却炉（連続炉）	450ppm
			特殊廃棄物焼却炉 （連続炉、最大定格排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上）	250ppm
特殊廃棄物焼却炉 （連続炉、最大定格排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満）			700ppm	
	廃棄物焼却炉（上記以外）	250ppm		

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）  
 「大気汚染防止法施工令」（昭和43年政令第329号）  
 「浜松市の環境の現状と対策（平成25年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-4-11(1) 一般粉じん発生施設の構造基準

施設名	構造基準
ベルトコンベア バケットコンベア	①建屋内での設置 ②コンベアの積込部、積載部にフード、集じん機が設置され他の粉じんが飛散しやすい部分を散水、防じんカバーでおおう ③散水の実施 ④防じんカバーでおおう
破碎機、摩砕機	①建屋でおおう ②フード及び集じん機の設置
ふるい	③散水の実施 ④防じんカバーでおおう

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-4-11(2) 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準（県生活保全条例）

<p>次の各号の一に該当する措置その他当該施設に係る粉じんの飛散を防止するために有効な措置とする。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に当該施設が設置されていること。</p> <p>(2) 当該施設にフード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 当該施設に散水装置が設置されていること。</p> <p>(4) 当該施設が防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
---

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 11 年規則第 9 号）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-4-12 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の排ガス排出基準

施設名	施設規模 (焼却能力)	排出基準 (新 設)
廃棄物焼却炉	4t/h以上	0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
	2t/h以上 4t/h未満	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
	2t/h未満	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年総理府令第 67 号）

## ②騒音

### 1) 特定施設等の規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定施設等に係る規制基準(敷地境界上の値)は表2-4-13に、調査対象地域における区域の指定状況は図2-4-2に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、静岡県条例に基づく第2種区域となっている。

表 2-4-13 騒音に係る規制基準

区域の区分	該当区域		規制基準		
	静岡県条例	浜松市告示	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から 午前8時まで、 午後6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 浜北区の一部	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	第1種区域、第3種区域及び 第4種区域以外の区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 (特別工業地区を除く。) 第2種住居地域 (特別工業地区を除く。) 準住居地域 市街化調整区域 (浜松飛行場を除く。) 旧春野・旧佐久間・旧水窪及 び旧龍山地域自治区の一部	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 知事がこれらに準ずる地域と 認めて指定する地域 工業港区以外の分区 (用途地域内の区域を除く。)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区	65 dB	60 dB	55 dB
第4種区域	工業地域 工業専用地域 知事がこれらに準ずる地域と 認めて指定する地域 工業港区 (用途地域内の区域を除く。)	工業地域 工業専用地域 (県条例による。)	70 dB	65 dB	60 dB

備考)

- 1: 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。
- 2: 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。

出典:「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年静岡県規則第9号)

「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成17年浜松市告示第334号)

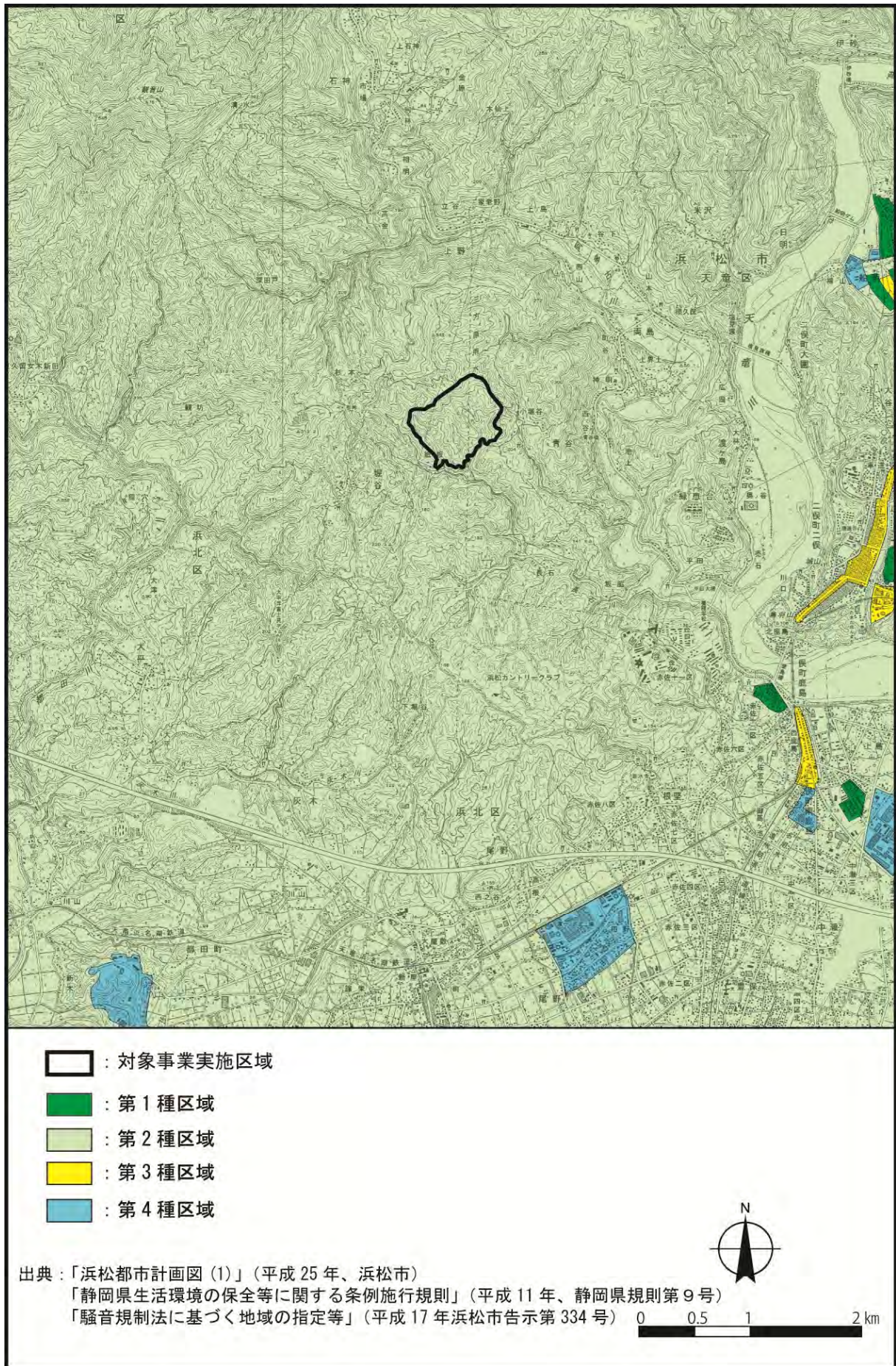


図 2-4-2 騒音に係る規制区域の指定状況

## 2) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表 2-4-14 に示すとおりである。  
 なお、対象事業実施区域は、区域の指定がされていない。

表 2-4-14 自動車騒音の要請限度

区域の区分	範囲 (道路端から)	時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	適用なし	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75dB	70dB
幹線交通を担う道路に近接する空間	2車線以下	75dB	70dB
	3車線以上		

備考) 区域は、次に掲げる地域とする。

a区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、浜北区の一部

b区域 第1種住居地域（特別工業地区を除く。）

第2種住居地域（特別工業地区を除く。）

準住居地域、市街化調整区域（浜松飛行場を除く。）

旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部

c区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
 （平成 12 年総理府令第 15 号）（昭和 43 年法律第 98 号）

「騒音規制法に基づく地域の指定等」（平成 17 年浜松市告示第 334 号）

## 3) 特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準及び特定建設作業の種類は表 2-4-15 に示すとおりであり浜松市内全域に適用される。

表 2-4-15(1) 特定建設作業の規制基準

作業の種別	区域の区分	作業の規制基準
作業の騒音	市内全域	特定建設作業の敷地の境界線において、85dBを超えないこと。
作業の時刻	市内全域※	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
作業の時間	市内全域※	1日の作業が10 時間を超えないこと。
作業の期間	市内全域	連続して6日を超えないこと
作業の日	市内全域	日曜日その他の休日でないこと。
備考)		
1: ※: 工業地域と工業専用地域のうち病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内を除いた区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。また、1日の作業が14時間を超えないこと。		
2: 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外の規定が設けられている。		
3: テスト打ちも特定建設作業に含まれる。		

出典: 「騒音規制法施行令」(昭和 43 年政令第 324 号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 11 年静岡県規則第 9 号)

「浜松市の環境の現状と対策 (平成 25 年度版)」(浜松市ホームページ)

表 2-4-15(2) 特定建設作業の種類

番号	特定建設作業	備 考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん(人力によるもの)を使用する作業を除く。
		圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。
		くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
		現場打ちくいの掘削工法を除く。
2	びょう打機を使用する作業	—
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続移動する作業であって、1日の移動範囲が50mをこえるものを除く。
4	空気圧縮機を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
		電動機を除く。
		原動機の定格出力が15kw未満のものを除く。
5	コンクリートプラントを設けて行う作業、アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 未満のものを除く。
		モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
		混練機の混練重量が200kg未満のものを除く。
6	バックホウを使用する作業	環境大臣が指定するもの及び原動機の定格出力が80kw未満のものを除く。
7	トラクターショベルを使用する作業	環境大臣が指定するもの及び原動機の定格出力が70kw未満のものを除く。
8	ブルドーザーを使用する作業	環境大臣が指定するもの及び原動機の定格出力が40kw未満のものを除く。

出典: 「騒音規制法施行令」(昭和 43 年政令第 324 号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 11 年静岡県規則第 9 号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例 (騒音規制法に基づく特定建設作業の種類)」

### ③振動

#### 1) 特定施設等に係る規制基準

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく特定施設等に係る規制基準(敷地境界上の値)は表2-4-16に、調査対象地域における区域の指定状況は図2-4-3に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、静岡県条例に基づく第1種区域その2となっている。

表 2-4-16 振動に係る規制基準

種別	区域の区分		規制基準	
	該当区域		昼間 (午前8時から 午後8時まで)	夜間 (午後8時から 翌日の午前8時まで)
	静岡県条例	浜松市告示		
第1種区域の1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 浜北区の一部	60 dB	55 dB
第1種区域の2	第1種区域の1、第2種区域の1 及び第2種区域の2以外の区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 (特別工業地区を除く。) 第2種住居地域 (特別工業地区を除く。) 準住居地域 市街化調整区域 (浜松飛行場を除く。) 旧春野・旧佐久間・旧水窪及 び旧龍山地域自治区の一部	65 dB	55 dB
第2種区域の1	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 知事がこれらに準ずる地域と 認めて指定する地域 工業港区以外の分区 (用途地域内の区域を除く。)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区	70 dB	60 dB
第2種区域の2	工業地域 工業専用地域 知事がこれらに準ずる地域と 認めて指定する地域 工業港区 (用途地域内の区域を除く。)	工業地域 工業専用地域 (県条例による。)	70 dB	65 dB

(備考)

1: 病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。

出典:「振動規制法施行令」(昭和51年政令第280号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年静岡県規則第9号)

「振動規制法に基づく地域の指定等」(平成17年浜松市告示第335号)



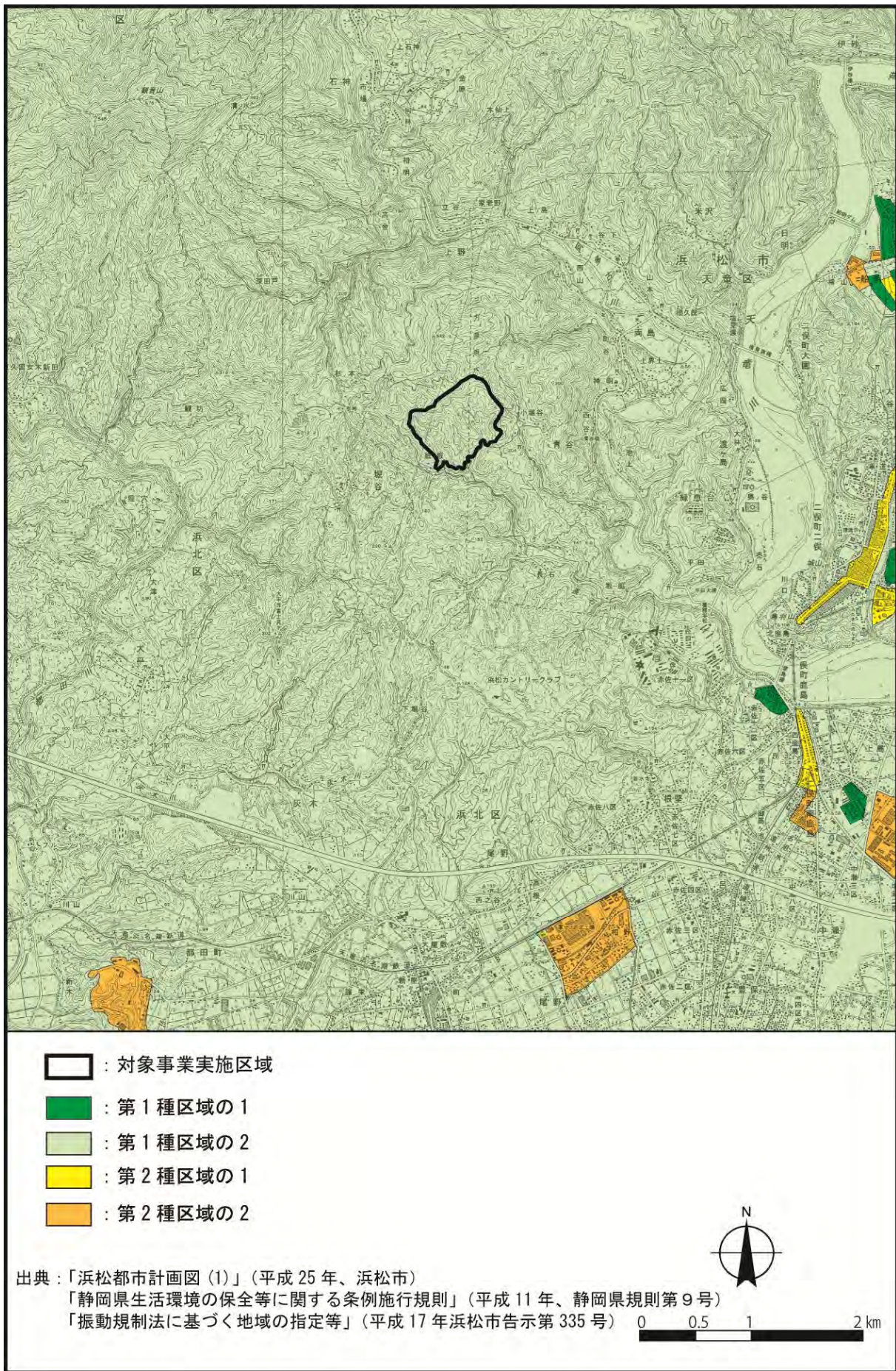


図 2-4-3 振動に係る規制区域の指定状況

## 2) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表 2-4-17 に示すとおりである。  
 なお、対象事業実施区域は、区域の指定がされていない。

表 2-4-17 道路交通振動の要請限度

地域の区分	時間の区分	
	昼間（午前8時～午後8時）	夜間（午後8時～午前8時）
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

備考) 区域は、次に掲げる地域とする。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域（特別工業地区を除く。）

第2種住居地域（特別工業地区を除く。）

準住居地域、市街化調整区域（浜松飛行場を除く。）

浜北区の一部、旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

「振動規制法に基づく地域の指定等」（平成 17 年浜松市告示第 335 号）

## 3) 特定建設作業の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準及び特定建設作業の種類は表 2-4-18 に示すとおりであり浜松市内全域に適用される。

表 2-4-18(1) 特定建設作業の規制基準

作業の種類別	区域の区分	作業の規制基準
作業の振動	市内全域	特定建設作業の敷地の境界線において、75dBを超えないこと。
作業の時刻	市内全域※	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
作業の時間	市内全域※	1日の作業が10時間を超えないこと。
作業の期間	市内全域	連続して6日を超えないこと
作業の日	市内全域	日曜日その他の休日でないこと。
備考)		
1: ※：工業地域と工業専用地域のうち病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内を除いた区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。また、1日の作業が14時間を超えないこと。		
2: 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外の規定が設けられている。		
3: テスト打ちも特定建設作業に含まれる。		

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号）

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 11 年静岡県規則第 9 号）

「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-4-18(2) 特定建設作業の種類

番号	特定建設作業	備 考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん（人力によるもの）を使用する作業を除く。
		油圧式くい抜機を使用する作業を除く。
		圧入式くい打機を使用する作業を除く。
		圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。 現場打ちくいの掘削工法を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続移動する作業であって、1日の移動範囲が50mをこえるものを除く。
4	ブレーカーを使用する作業	手持ち式のものを使用する作業を除く。
		作業地点が連続移動する作業であって、1日の移動範囲が50mをこえるものを除く。

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号）

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 11 年静岡県規則第 9 号）

「振動規制法に基づく特定建設作業の種類（静岡県生活環境の保全等に関する条例）」

#### ④悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく工場その他事業場(以下、「事業場等」という。)から発生する悪臭原因物の規制基準は表2-4-19に、調査対象地域における地域の指定状況は図2-4-4に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は都市計画区域外であり第2地域となっている。

表2-4-19 事業場等の敷地境界における悪臭に係る規制基準(1号規制:臭気指数)

市町村名	区分	規制地域	規制基準値
浜松市 (全域)	第1地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	臭気指数 10
	第2地域	近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域	臭気指数 13
	第3地域	準工業地域並びに工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50m以内の地域	臭気指数 15
	第4地域	工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50mを超える地域	臭気指数 17

注) 調整区域及び都市計画区域外の地域は第2地域

出典:「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号)

「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び第4条第2項の規定に基づく規制基準」

(平成21年浜松市告示第465号)

「浜松市の環境の現状と対策(平成25年度版)」(浜松市ホームページ)

また、気体排出口における臭気排出強度に係る規制基準(2号規制:排出口の実高さ15m以上))は、以下に示す式より算出した値とする。なお、実高さ15m未満の場合は、「悪臭防止法施行規則」第6条の2第2号に規定する方法で算出した臭気指数とする。

$$q_t = (60 \times 10^A) / (F_{\max})$$

$$A = (L) / (10) - 0.2255$$

$q_t$ : 排出ガスの臭気排出強度(単位:温度0度、圧力1気圧の状態に換算した $m^3$ /分)

$F_{\max}$ : 「悪臭防止法施行規則」の別表第三に定める式により算出される $F(x)$ の最大値。(s/ $m^3$ : 零度、1気圧)

ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が、 $q_t$ を排出ガスの流量で除した値を超えるときは、 $q_t$ を排出ガスの流量で除した値とする。

L: 「悪臭防止法」第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

(出典:「悪臭防止法施行規則第6条の2」)

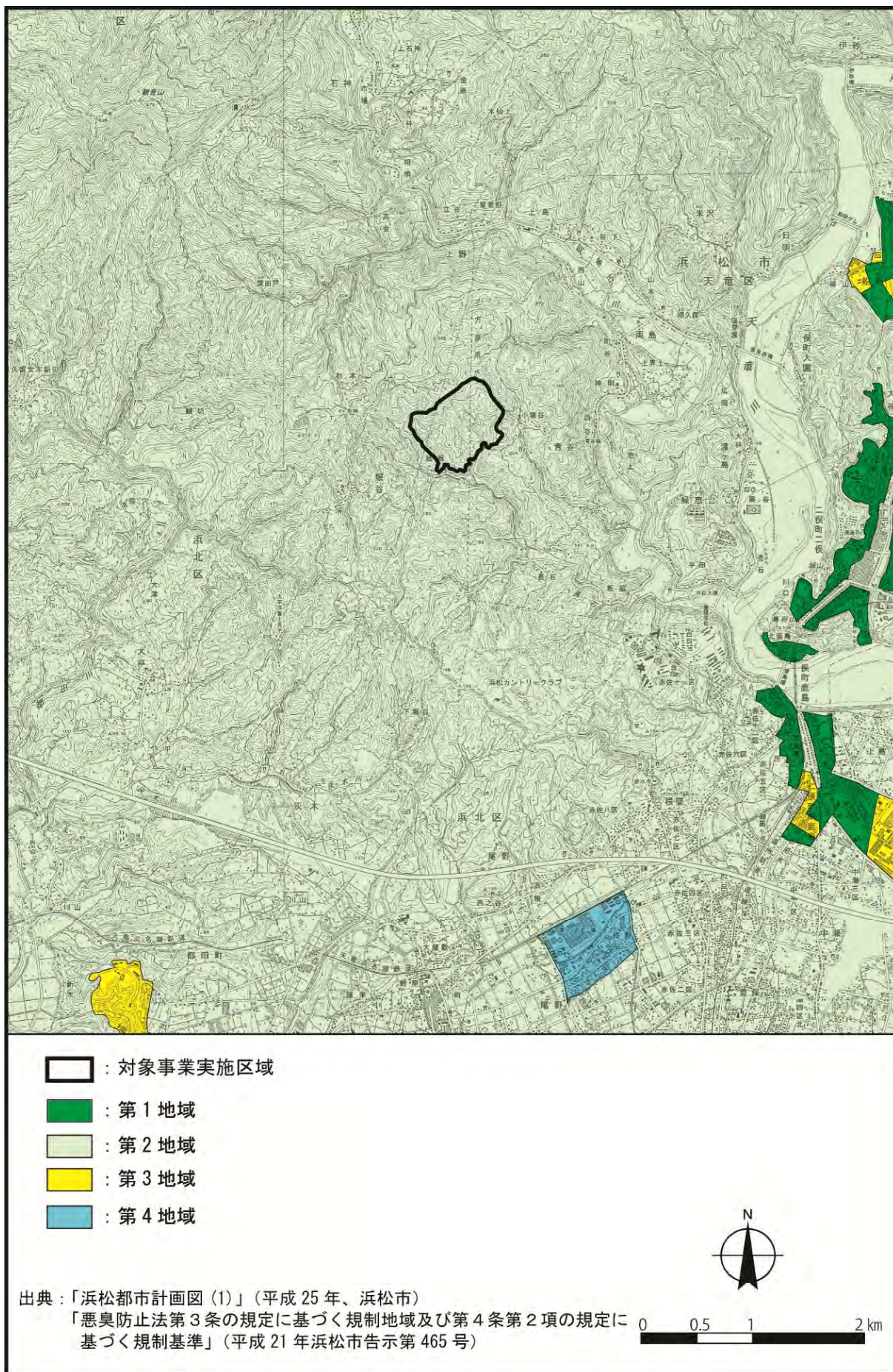


図 2-4-4 悪臭に係る規制地域の指定状況(1号規制)

## ⑤水質

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)に基づく排水基準は表2-4-20及び表2-4-21に示すとおり定められている。

また、「静岡県水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例」では、施設の種類及び排出水の量に応じて上乘せ基準が適用されている。

なお、一般廃棄物処理施設(焼却施設)の上乗せ基準は、表2-4-22に示すとおり定められている。

表2-4-20 排水基準(有害物質)

有害物質の種類		基準値
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L
シアン化合物		1mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L
六価クロム化合物		0.5mg/L
ひ素及びその化合物		0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.3mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L
ほう素及びその化合物	河川及び湖沼(海域以外の公共用水域)	10mg/L
	海域	230mg/L
ふっ素及びその化合物	河川及び湖沼(海域以外の公共用水域)	8mg/L
	海域	15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じた値、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

備考)

- 1:「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2:ひ素及びその化合物についての排水基準は、法施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 3:塩化ビニルモノマー及びトランス1,2-ジクロロエチレンについては、有害物質として定められているが、排水基準は無い。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)

「浜松市の環境の現状と対策(平成25年度版)」(浜松市ホームページ)

表 2-4-21 排水基準（一般項目）

項目	基準値
pH（水素イオン濃度）	河川及び湖沼（海域以外の公共用水域） 5.8～8.6
	海域 5.0～9.0
BOD（生物化学的酸素要求量）	最大 160mg/L（日間平均120mg/L）
COD（化学的酸素要求量）	最大 160mg/L（日間平均120mg/L）
SS（浮遊物質量）	最大 200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 最大5mg/L
	動植物油脂類 最大30mg/L
フェノール類含有量	最大 5mg/L
銅含有量	最大 3mg/L
亜鉛含有量	最大 2mg/L
溶解性鉄含有量	最大 10mg/L
溶解性マンガン含有量	最大 10mg/L
クロム含有量	最大 2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	最大 120mg/L（日間平均60mg/L）
燐含有量	最大 16mg/L（日間平均8mg/L）

備考)

- 1: 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2: この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3: 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4: 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5: 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6: 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。（浜名湖、佐鳴湖）
- 7: 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。（浜名湖、佐鳴湖、佐久間ダム貯水池、水窪ダム貯水池、津田川ダム貯水池）

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

「浜松市の環境の現状と対策（平成25年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-4-22 排水基準（上乘せ排水基準（天竜川水域 抜粋））

項目及び許容限度			排水水の区分		
			下水道処理区域内の水域に排出されるもの	その他の水域に排出されるもの	
				1日の平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上である特定事業場に係るもの	1日の平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 未満である特定事業場に係るもの
事業場業に又は係るもの	生物化学的酸素要求量 (BOD)	日間平均	20mg/L	30mg/L	-
		最大	25mg/L	40mg/L	-
	浮遊物質 (SS)	日間平均	40mg/L	70mg/L	-
		最大	50mg/L	90mg/L	-
	銅含有量	最大	3mg/L	1mg/L	3mg/L
	亜鉛含有量	最大	3mg/L	-	5mg/L
	クロム含有量	最大	2mg/L	-	2mg/L

備考

- 1 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 上乘せ排水基準（銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。）は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
- 4 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水については適用しない。
- 5 この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の2から第66号の7まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。
- 6 この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。）をいう。
- 7 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 8 一の特特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例（昭和47年条例第27号）



### (3) 自然環境関係法令等に係る項目

対象事業実施区域及び調査対象地域における自然関係法令等に基づく指定状況は表2-4-23に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域に係る指定は土砂災害警戒区域、農業地域、森林地域、地域森林計画対象民有林及び浜松市景観計画である。調査対象地域に係る自然関係法令等に基づく指定状況の詳細は次頁以降に示すとおりである。

表 2-4-23 自然関係法令等に基づく指定状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令	
		対象事業実施区域	調査対象地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	○	
		県立自然公園	×	×	静岡県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	静岡県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	○	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具(銃)使用禁止区域	×	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	
		狩猟鳥獣捕獲禁止区域	×	×	
		猟区	×	×	
登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約		
国土防災 関連	砂防指定地		×	○	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域		×	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域及びびばた山崩壊防止区域		×	×	地すべり等防止法
	保安林		×	○	森林法
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		×	○	
	土砂災害警戒区域		○	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	地下水採取に係る規制区域		×	×	工業用水法
×			×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地利用 関係	都市地域		×	○	国土利用計画法
	市街化区域		×	○	都市計画法
	市街化調整区域		×	○	
	その他の用途地域		×	×	
	農業地域		○	○	国土利用計画法
	農用地区域		×	○	農業振興地域の整備に関する法律
	森林地域		○	○	国土利用計画法
	国有林		×	○	森林法
	地域森林計画対象民有林		○	○	
	保安林		×	○	
景観保全	風致地区		×	×	都市計画法
	浜松市景観計画		○	○	景観法
	景観重要樹木		×	○	
	都市景観形成地区		×	×	浜松市景観条例
	保存樹・保存樹林		×	○	浜松市緑の保全及び育成条例

## ①自然公園

「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく自然公園の指定状況は図 2-4-5 に示すとおりである。

調査対象地域には、天竜奥三河国定公園がある。なお、対象事業実施区域に自然公園の指定はないが、対象事業実施区域の南側は天竜奥三河国定公園となっている。

## ②鳥獣保護区等

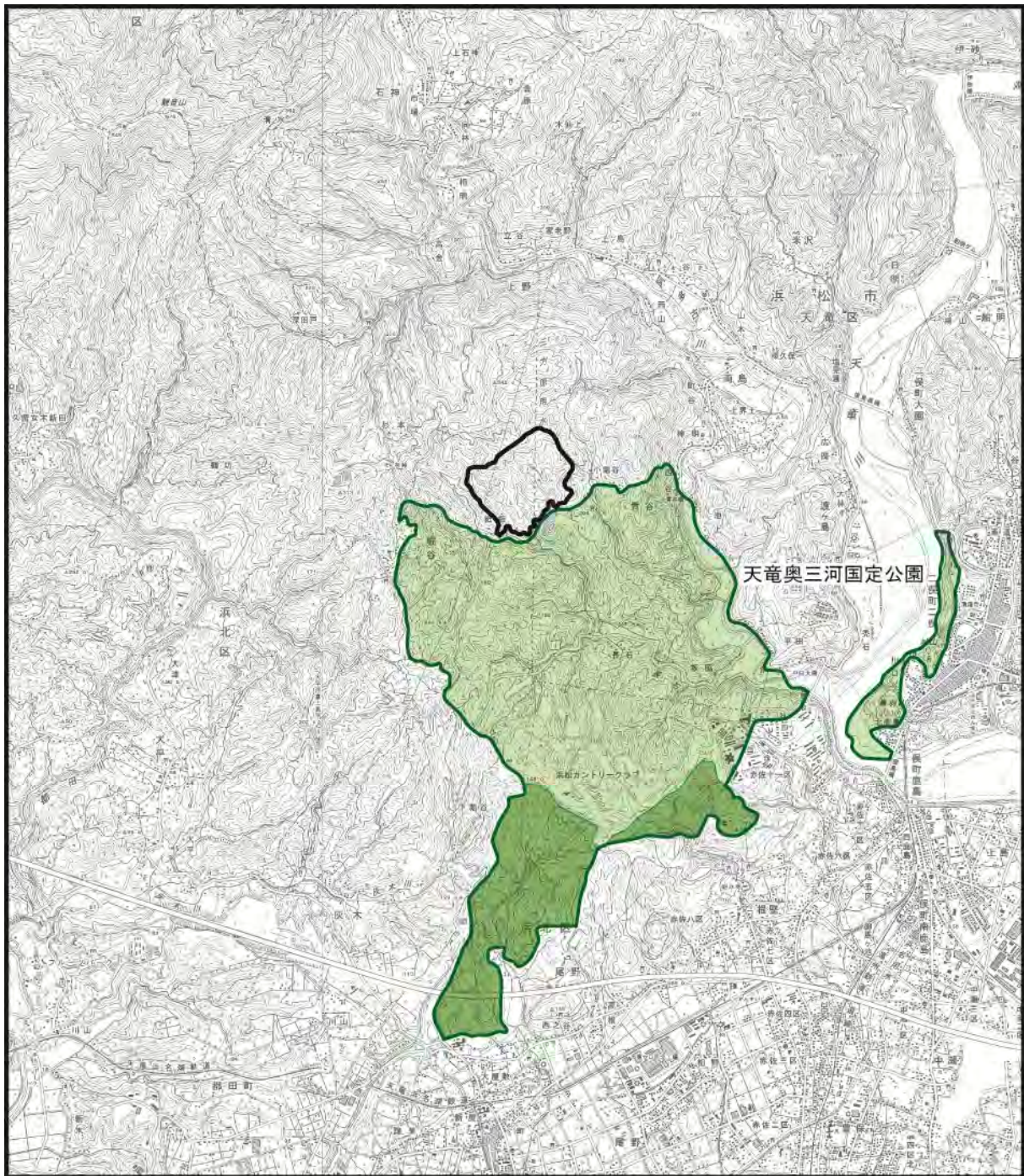
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区等の指定状況は表 2-4-24 及び図 2-4-6 に示すとおりである。

調査対象地域には特別保護地区が 1 箇所、鳥獣保護区が 4 箇所、特定猟具(銃)使用禁止区域が 3 箇所ある。なお、対象事業実施区域に鳥獣保護区等の指定はない。

表 2-4-24 鳥獣保護区等の状況

区 分	名 称	面 積 (ha)	期 限
特別保護地区	県立森林公園	35	H33. 10. 31
鳥獣保護区	県立森林公園	483	H33. 10. 31
	浜北北西部	822	H34. 10. 31
	二俣小学校	24	H34. 10. 31
	船明ダム湖	272	H31. 10. 31
特定猟具(銃) 使用禁止区域	渡ヶ島	120	H27. 10. 31
	三方原	4,418	H27. 10. 31
	観音山	327	H26. 10. 31

出典：「平成 25 年度 静岡県鳥獣保護区等位置図」(静岡県ホームページ)



-  : 対象事業実施区域
-  : 国定公園
-  : 第2種特別地域
-  : 第3種特別地域



出典：「天竜奥三河国定公園 公園区域及び公園計画図（静岡県地域）」  
 （静岡県ホームページ）

0 0.5 1 2 km

図 2-4-5 自然公園の指定状況

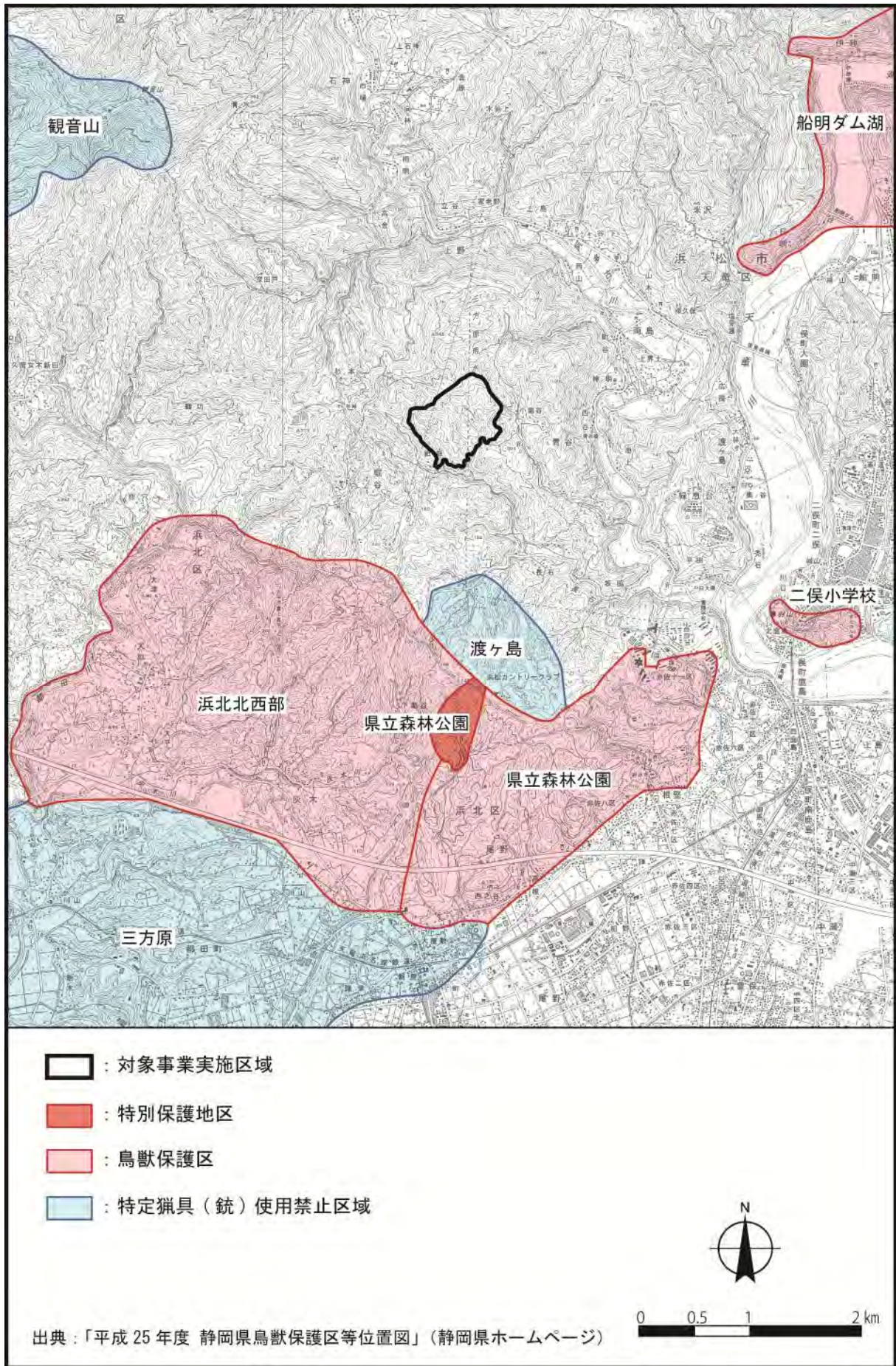


図 2-4-6 鳥獣保護区等の指定状況

### ③砂防指定地

「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地の指定状況は図 2-4-7 に示すとおりである。

調査対象地域には 9 箇所の砂防指定地がある。なお、対象事業実施区域に砂防指定地の指定はない。

### ④急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は図 2-4-7 に示すとおりである。

調査対象地域には 11 箇所の急傾斜地崩壊危険区域がある。なお、対象事業実施区域に急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

### ⑤保安林

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況は図 2-4-8 に示すとおりである。

調査対象地域には 15 箇所の保安林がある。なお、対象事業実施区域に保安林の指定はない。

### ⑥河川区域及び河川保全区域

調査対象地域を流れる天竜川、米沢川、阿多古川、長石川、二俣川、都田川及び灰ノ木川(前掲図 2-2-6 参照)は、「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川区域及び河川保全区域となっている。なお、対象事業実施区域に河川区域及び河川保全区域はない。

### ⑦土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域の指定状況は図 2-4-9 に示すとおりである。

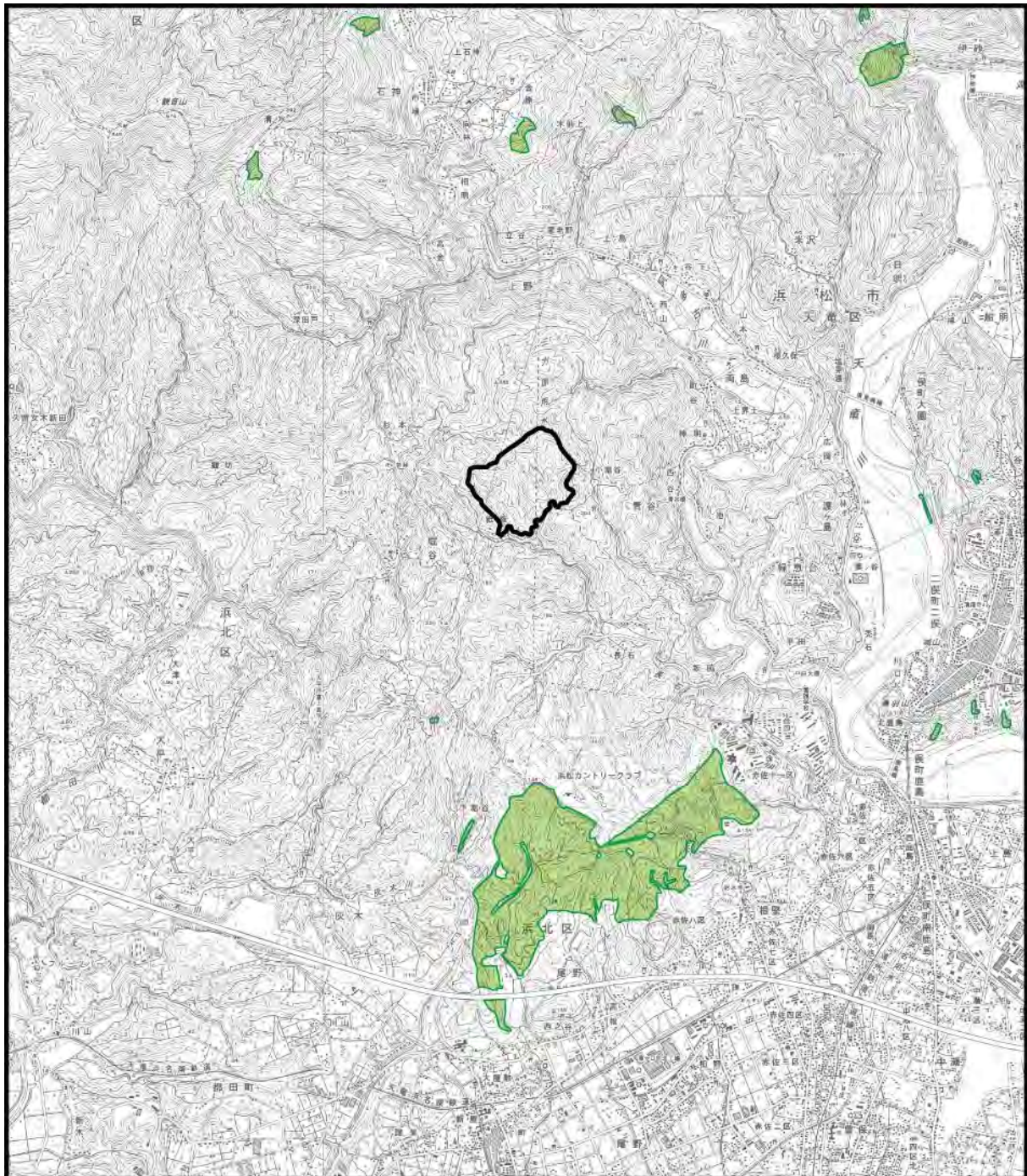
調査対象地域には土砂災害警戒区域の指定がある。なお、対象事業実施区域の南側の一部には土砂災害警戒区域の指定がある。

### ⑧地下水採取規制区域

調査対象地域の一部は、「静岡県地下水の採取に関する条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づく指定区域となっている。なお、対象事業実施区域に地下水採取規制区域の指定はない。



図 2-4-7 砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



□ : 対象事業実施区域

■ : 保安林



0 0.5 1 2 km

出典：「森林情報共有システム」（静岡県ホームページ）

図 2-4-8 保安林の指定状況

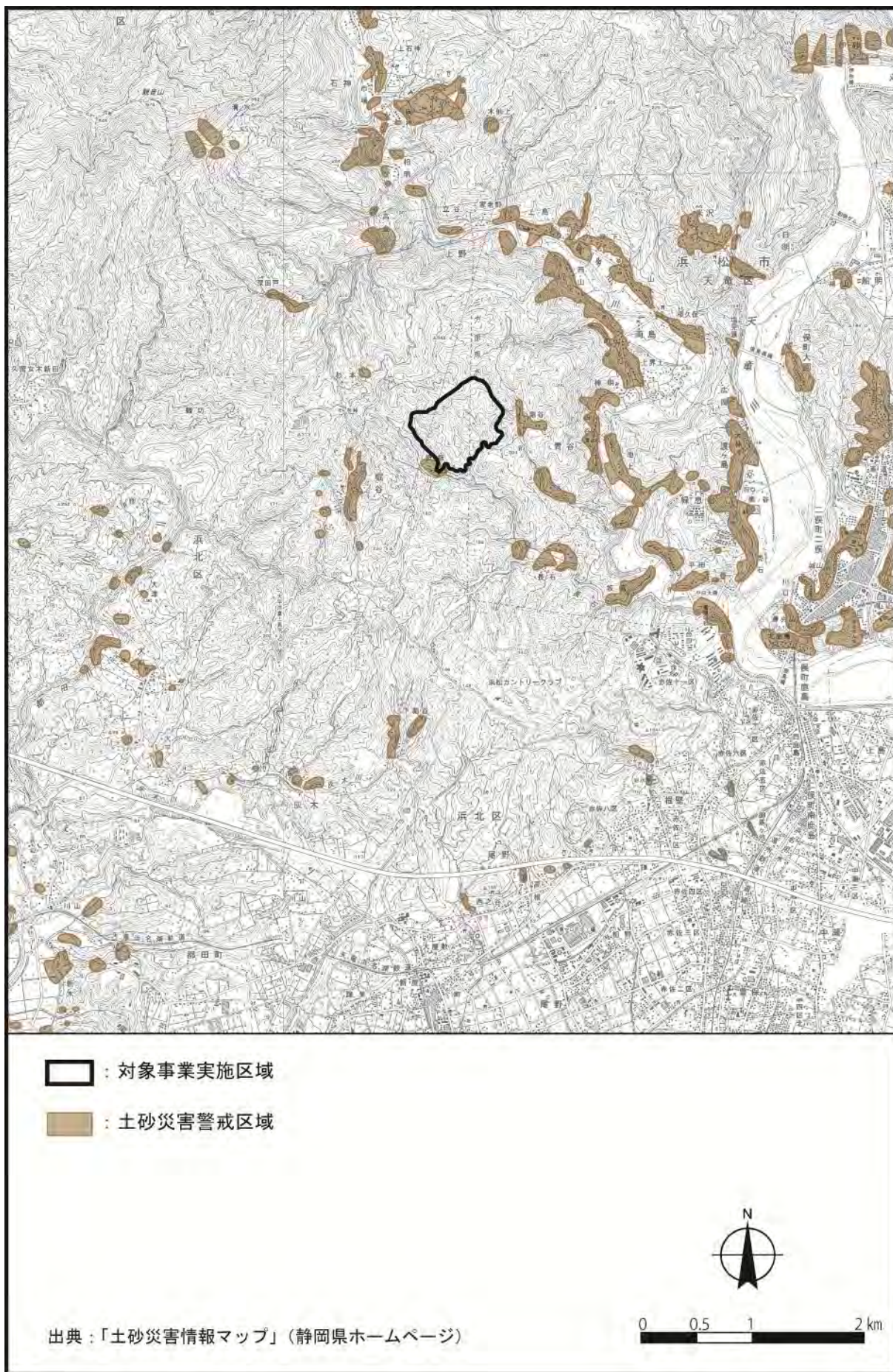


図 2-4-9 土砂災害警戒区域の指定状況



### ⑨都市地域

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく都市地域及び「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化区域及び市街化調整区域の指定状況は図 2-4-10 に示すとおりである。

調査対象地域には都市地域の指定がある。なお、対象事業実施区域に都市地域の指定はない。

### ⑩農業地域

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく農業地域及び「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農用地区域の指定状況は図 2-4-11 に示すとおりである。

調査対象地域には農業地域の指定がある。なお、対象事業実施区域の東側の一部は農業地域となっている。

### ⑪森林地域

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく森林地域及び「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく国有林、地域森林計画対象民有林及び保安林の指定状況は図 2-4-12 に示すとおりである。

調査対象地域には森林地域の指定がある。なお、対象事業実施区域は南側の一部を除き森林地域であり、地域森林計画対象民有林となっている。

### ⑫景観計画区域

浜松市では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき「浜松市景観計画」が策定されている。景観形成の目標は「水と緑とまち並みをはままつの心で織りなす景観づくり」であり、浜松市域全体が景観計画区域に指定されている。

### ⑬景観重要樹木

浜松市では、「景観法」に基づく「浜松市景観計画」により景観重要樹木を指定している。調査対象地域における景観重要樹木は図 2-4-13 に示すとおりである。

調査対象地域には景観重要樹木が 1 箇所（両島のスギ）ある。なお、対象事業実施区域に景観重要樹木はない。

### ⑭保存樹・保存樹林

「浜松市緑の保全及び育成条例」（昭和 62 年条例第 14 号）に基づく保存樹・保存樹林の状況は図 2-4-13 に示すとおりである。

調査対象地域には保存樹が 4 箇所、保存樹林が 2 箇所ある。なお、対象事業実施区域に保存樹及び保存樹林はない。

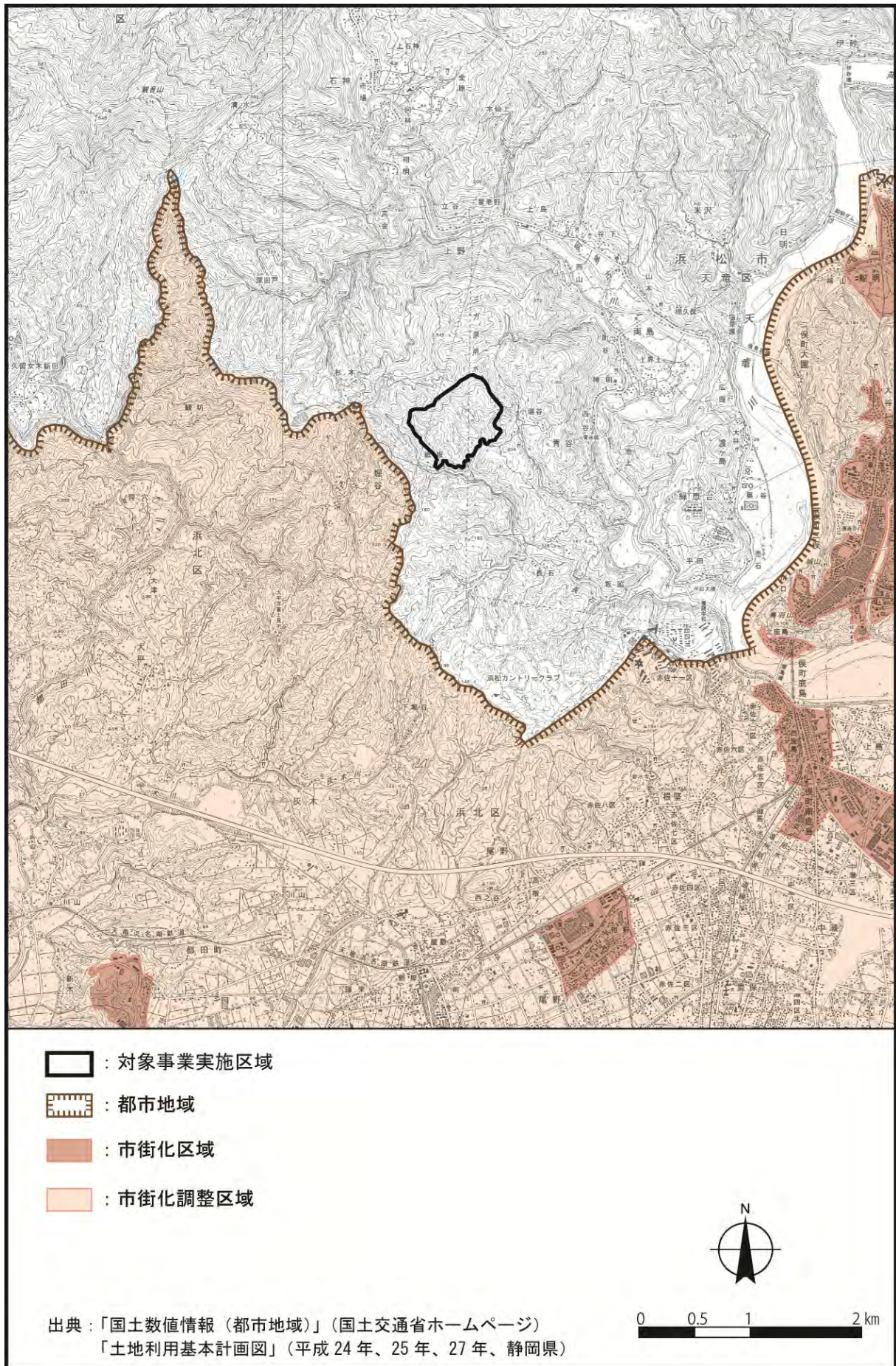
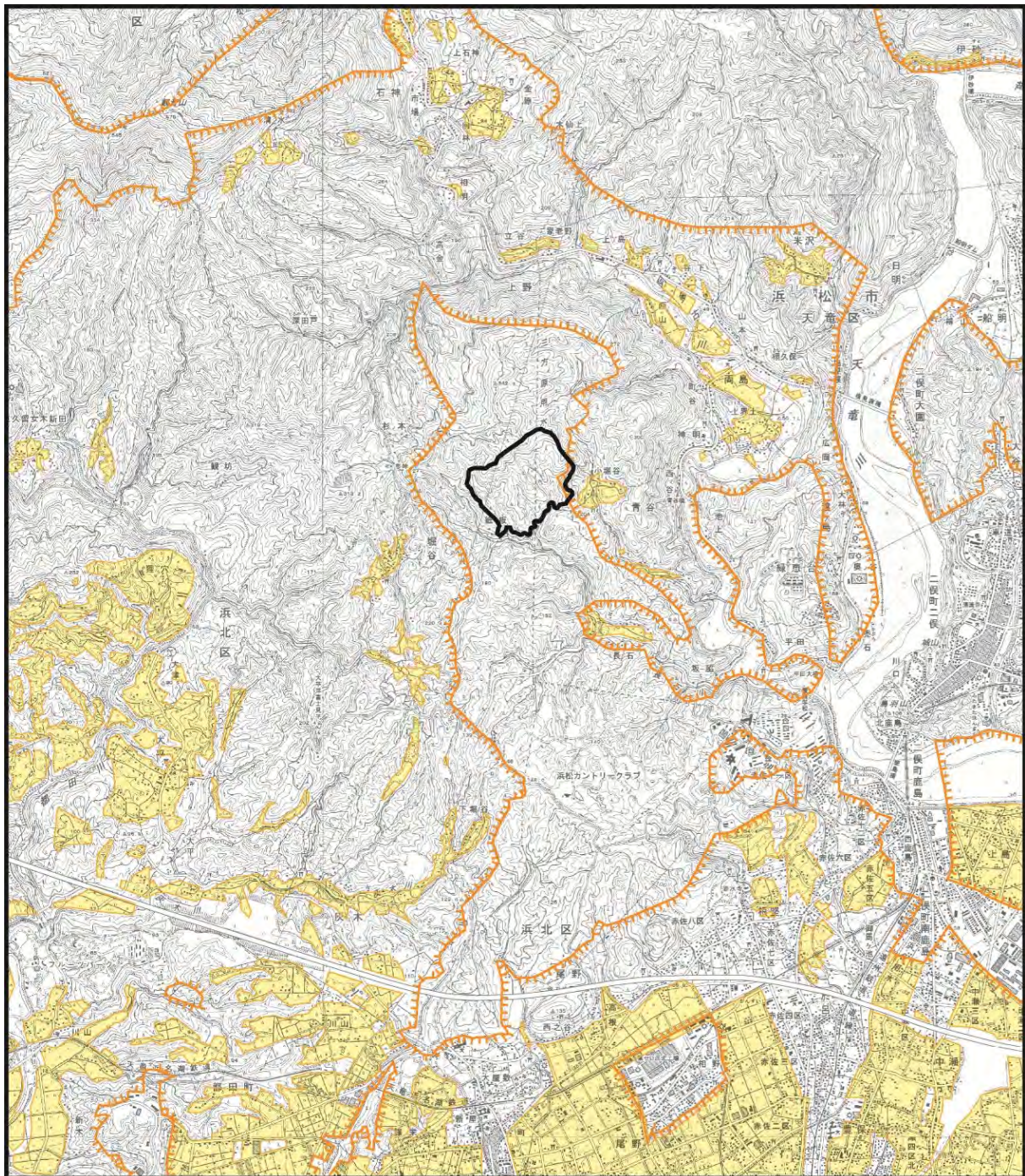


図 2-4-10 都市地域等の指定状況



□ : 対象事業実施区域

▨ : 農業地域

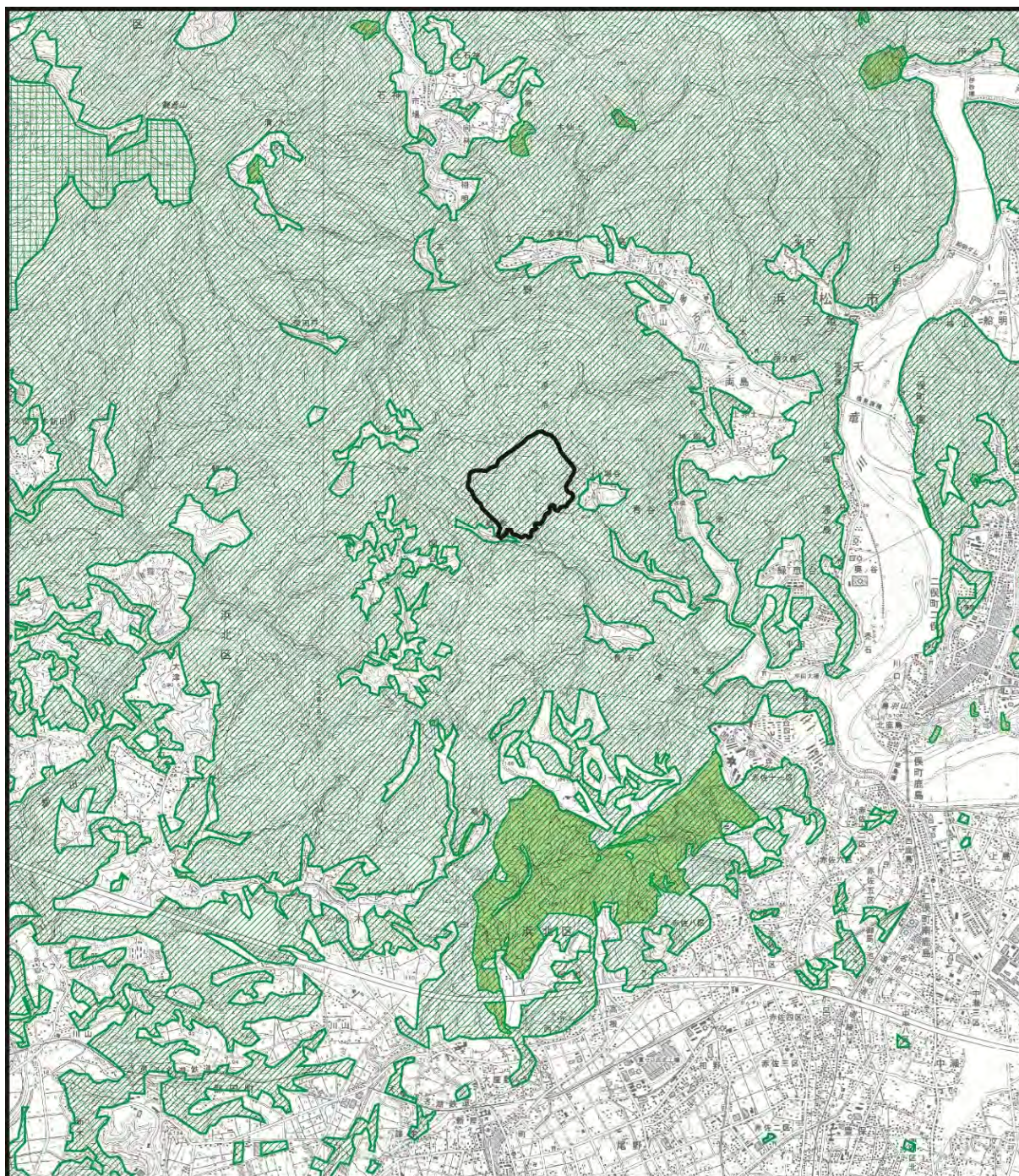
■ : 農用地区域



出典：「国土数値情報（農業地域）」（国土交通省ホームページ）  
「土地利用基本計画図」（平成 24 年、25 年、27 年、静岡県）

0 0.5 1 2 km

図 2-4-11 農業地域等の指定状況



- : 対象事業実施区域
- : 森林地域
- : 国有林
- : 地域森林計画対象民有林
- : 保安林

出典：「国土数値情報（森林地域）」（国土交通省ホームページ）  
「森林情報共有システム」（静岡県ホームページ）  
「土地利用基本計画図」（平成24年、25年、27年、静岡県）

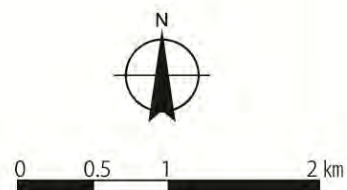


図 2-4-12 森林地域等の指定状況

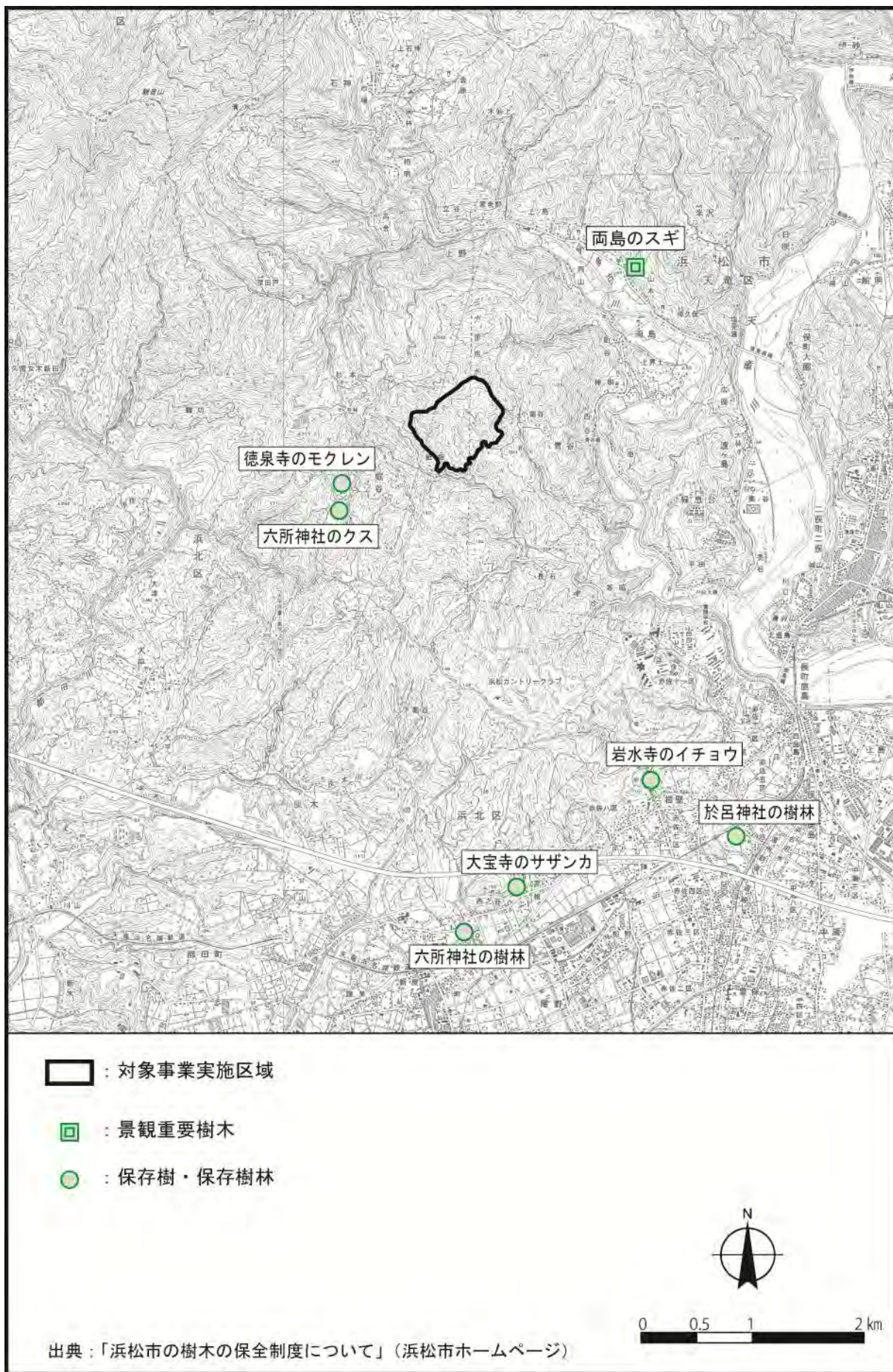


図 2-4-13 景観重要樹木及び保存樹・保存樹林の状況

## 2.5 生活環境の状況等

### 1. 大気質

対象事業実施区域に最も近い大気汚染常時監視測定局は、浜北測定局（一般環境大気測定局）である。

浜北測定局の位置は図 2-5-1 に、浜北測定局における常時監視項目は表 2-5-1 に示すとおりである。

表 2-5-1 浜北測定局の常時監視項目

二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	非メタン炭化水素
○	○	—	○	○	—	—

出典：「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）

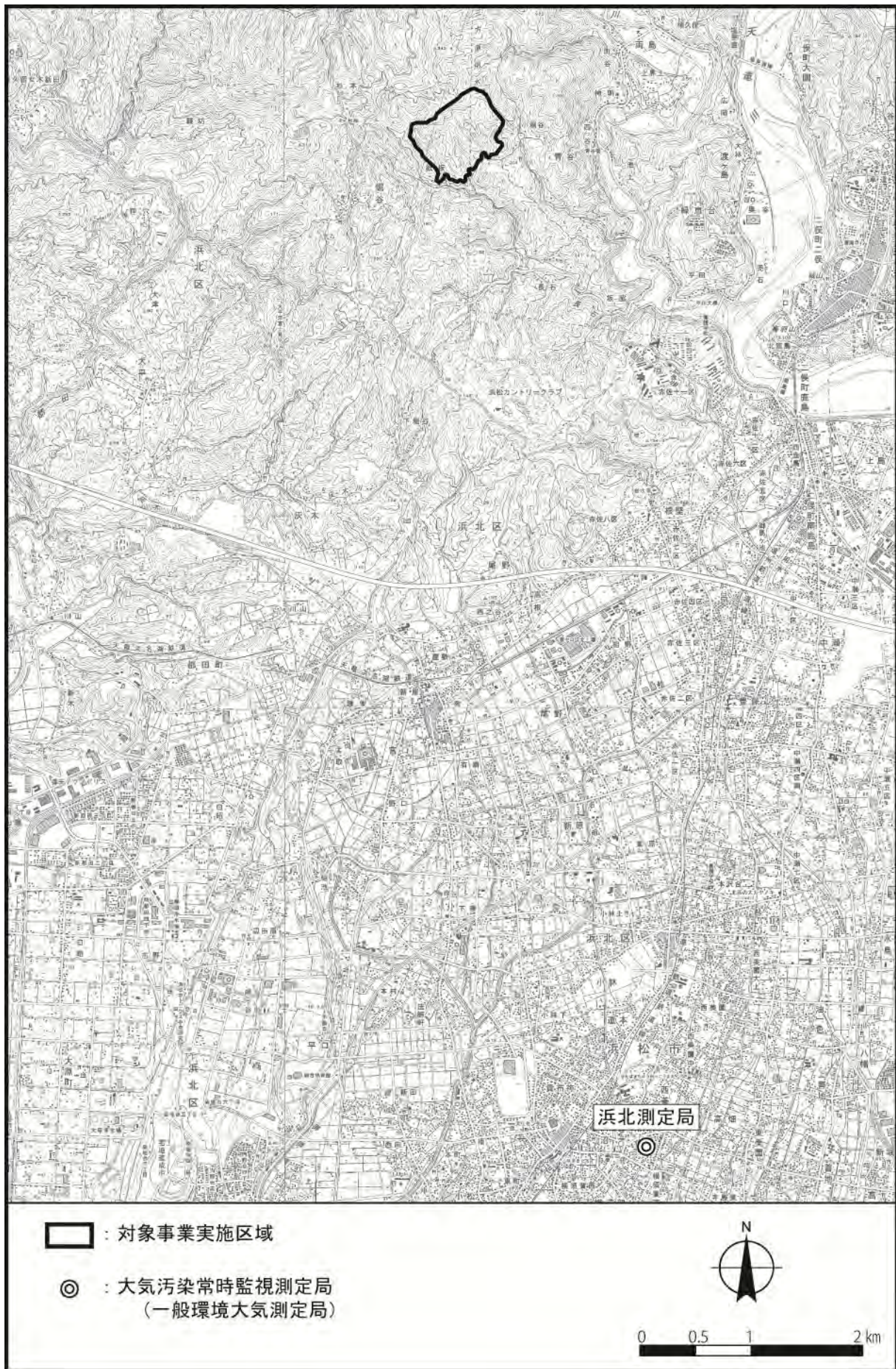


図 2-5-1 大気汚染常時監視測定局の位置

### (1) 二酸化硫黄

平成 24 年度の二酸化硫黄の測定結果は表 2-5-2 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

過去 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）の 2 % 除外値の推移は図 2-5-2 に示すとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

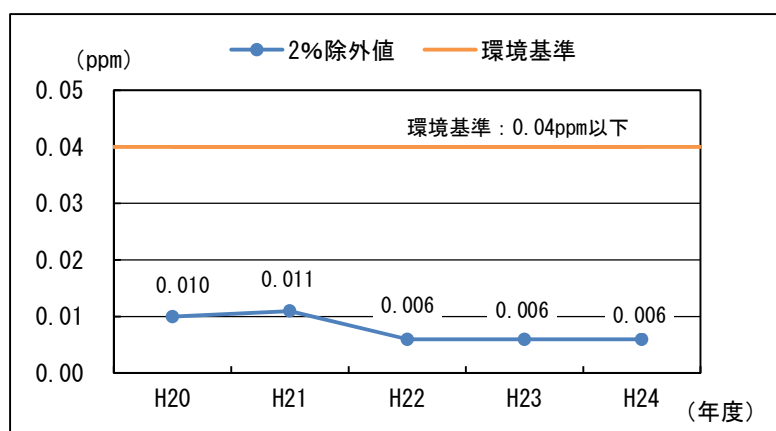
表 2-5-2 二酸化硫黄測定結果（平成 24 年度）

測定局	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	有:× 無:○	適:○ 否:×
浜北測定局	0.003	0.028	0.006	○	○

注) 1: 環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

2: 評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

出典:「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）



出典:「平成 20～24 年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況」（静岡県ホームページ）

図 2-5-2 二酸化硫黄の経年変化（2%除外値）



## (2) 二酸化窒素

平成 24 年度の二酸化窒素の測定結果は表 2-5-3 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

過去 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）の年間 98% 値の推移は図 2-5-3 に示すとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

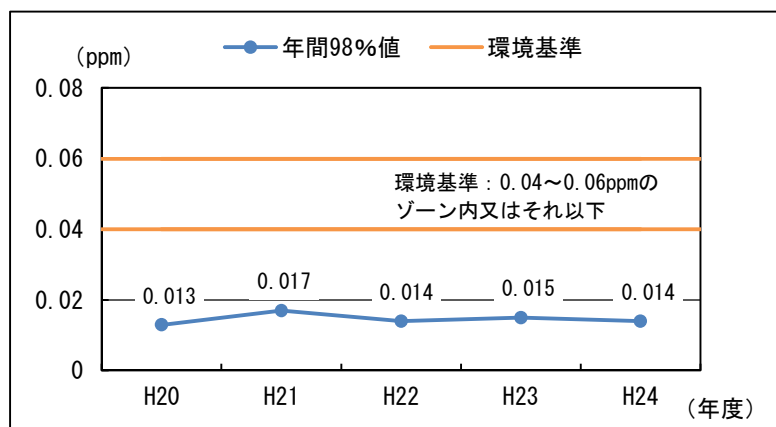
表 2-5-3 二酸化窒素測定結果（平成 24 年度）

測定局	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	環境基準の適否
	(ppm)	(ppm)	(日)	(ppm)	(日)	適:○ 否:×
浜北測定局	0.007	0.042	0.000	0.014	0	○

注)1：環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2：評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

出典：「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）



出典：「平成 20～24 年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況」（静岡県ホームページ）

図 2-5-3 二酸化窒素の経年変化（年間 98% 値）

### (3) 浮遊粒子状物質

平成 24 年度の浮遊粒子状物質の測定結果は表 2-5-4 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

過去 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）の 2% 除外値の推移は図 2-5-4 に示すとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

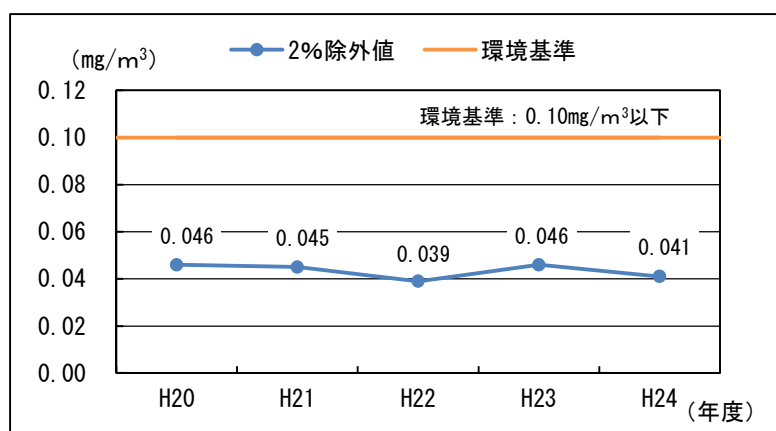
表 2-5-4 浮遊粒子状物質測定結果（平成 24 年度）

測定局	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否
	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	有:× 無:○	適:○ 否:×
浜北測定局	0.016	0.116	0.041	○	○

注)1: 環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。」である。

2: 評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m<sup>3</sup>以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

出典:「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）



出典:「平成 20～24 年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況」（静岡県ホームページ）

図 2-5-4 浮遊粒子状物質の経年変化（2%除外値）

#### (4) 光化学オキシダント

平成 24 年度の光化学オキシダントの測定結果は表 2-5-5 に示すとおりであり、環境基準を達成していない。なお、光化学オキシダントは、浜松市内の全測定局で環境基準を達成していない。

過去 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）の昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数の推移は図 2-5-5 に示すとおりであり、平成 21 年度をピークに、その後は減少している。

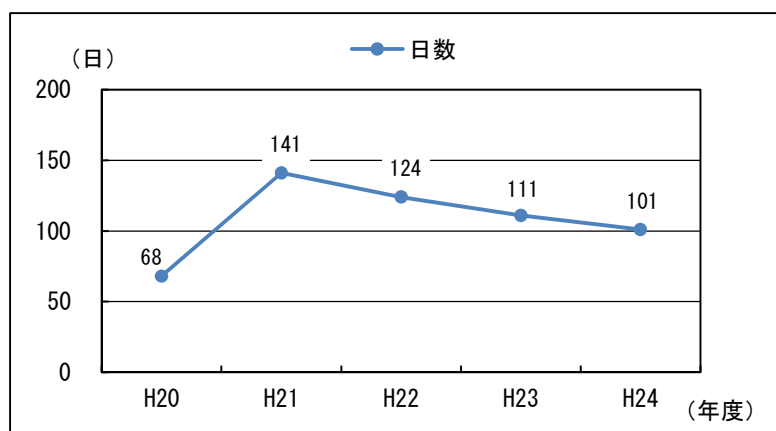
表 2-5-5 光化学オキシダント測定結果（平成 24 年度）

測定局	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の 1時間値 の最高値	環境基準 の適否  適：○ 否：×
	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	
浜北測定局	0.038	101	602	0.118	×

注)1：環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

2：評価方法は、「年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること、ただし 5時～ 20時の昼間時間帯について評価する。」である。

出典：「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）



出典：「平成 20～24 年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況」（静岡県ホームページ）

図 2-5-5 光化学オキシダントの経年変化  
(昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数)

#### (5) 微小粒子状物質

浜北測定局では微小粒子状物質の測定は行われていない。浜松市内での微小粒子状物質の測定は浜松中央測定局（一般環境大気測定局（浜松市中区鴨江二丁目 17 番 1 号））で行われており、平成 24 年度の測定結果は環境基準を達成している。

（出典：「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ））

#### (6) 有害大気汚染物質

浜北測定局では有害大気汚染物質の測定は行われていない。浜松市内での有害大気汚染物質の測定は、北部測定局（一般環境大気測定局（浜松市中区高丘東三丁目 51 番 1 号））、及び R-257 測定局（自動車排ガス測定局（浜松市中区伝馬町交差点））で行われており、平成 24 年度の測定結果では両測定局ともにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの環境基準を達成している。

（出典：「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ））

#### (7) ダイオキシン類

浜北測定局（北浜小学校）における平成 24 年度のダイオキシン類の測定結果は  $0.010\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  であり、環境基準を達成している。

（出典：「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ））

### 2. 騒音

調査対象地域で環境騒音及び自動車騒音の調査は行われていない。

### 3. 振動

調査対象地域で環境振動及び自動車振動の調査は行われていない。

### 4. 悪臭

調査対象地域で悪臭の調査は行われていない。

## 5. 水質

### (1) 河川

調査対象地域では天竜川、二俣川、阿多古川、都田川及び灰ノ木川で水質調査が行われている。調査地点は図 2-5-6 に、調査結果は表 2-5-6 に示すとおりである。

平成 24 年度の調査結果は、生活環境項目では、天竜川鹿島橋の SS（浮遊物質）及び大腸菌群数を除く全地点、全項目で環境基準を達成している。

なお、健康項目は全地点とも全項目で環境基準に適合している。

また、過去 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）の経年変化は図 2-5-7 に示すとおりである。

全地点ともに pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）及び DO（溶存酸素量）は、ほぼ横ばいで推移しているが、SS（浮遊物質）及び大腸菌群数は鹿島橋で値の高い年度がある。

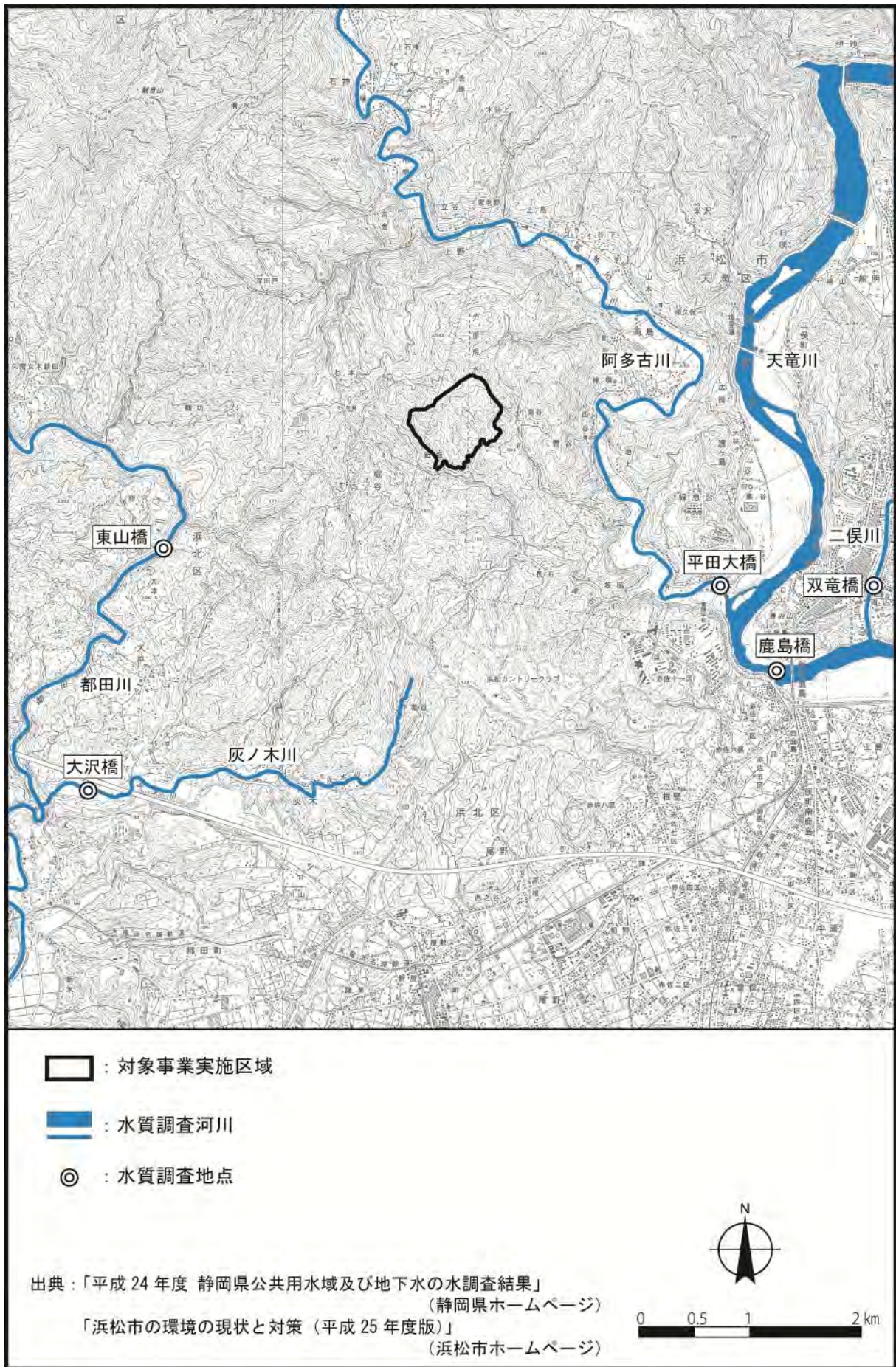


図 2-5-6 水質調査地点

表 2-5-6(1) 水質調査結果（平成 24 年度：生活環境項目）

区 分	天竜川	二俣川	阿多古川	都田川	灰ノ木川
	鹿島橋	双竜橋	平田大橋	東山橋	大沢橋
	AA類型	—	—	A類型	—
pH	7.7	7.8	7.7	7.7	7.8
BOD (mg/L)	<0.5	0.5	<0.5	0.9	0.7
DO (mg/L)	10	11	10	10	10
SS (mg/L)	8	1	3	2	1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000	—	—	—	—
全窒素 (mg/L)	0.73	0.74	0.54	—	—
全燐 (mg/L)	0.022	0.013	0.007	—	—
全亜鉛 (mg/L)	0.003	0.015	0.006	—	—

注)1:調査結果は、日間平均値の平均値(BODは日間平均値の75%値)である。

2:網掛けは、環境基準を超えた検体があったことを示す。

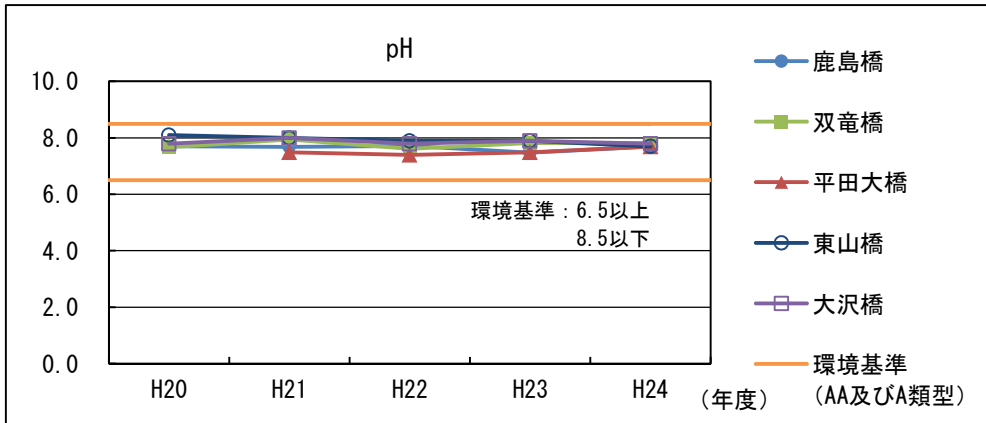
出典：「平成 24 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（静岡県ホームページ）  
「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-5-6(2) 水質調査結果（平成 24 年度：健康項目）

区 分	天竜川	二俣川	阿多古川
	鹿島橋	双竜橋	平田大橋
カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン (mg/L)	ND	ND	ND
鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02
ひ素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル (PCB) (mg/L)	ND	—	—
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002
ふっ素 (mg/L)	0.08	<0.08	<0.08
ほう素 (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.66	0.56	0.49
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	—	—

出典：「平成 24 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」

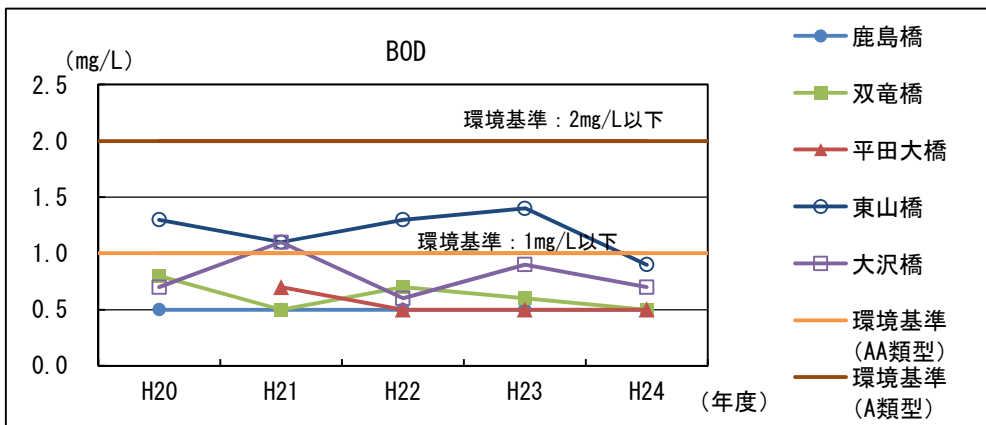
(静岡県ホームページ)



注) 平田大橋の測定は、平成21年度からとなっている。

出典：「平成 24 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(静岡県ホームページ)  
「浜松市の水質測定状況」(浜松市ホームページ)

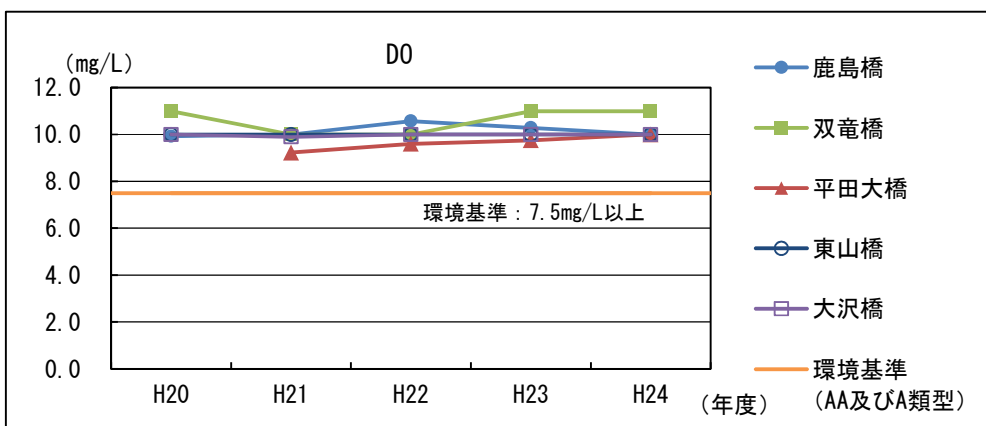
図 2-5-7(1) pH の経年変化 (年平均値)



注) 平田大橋の測定は、平成21年度からとなっている。

出典：「平成 24 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(静岡県ホームページ)  
「浜松市の水質測定状況」(浜松市ホームページ)

図 2-5-7(2) BOD の経年変化 (75%値)

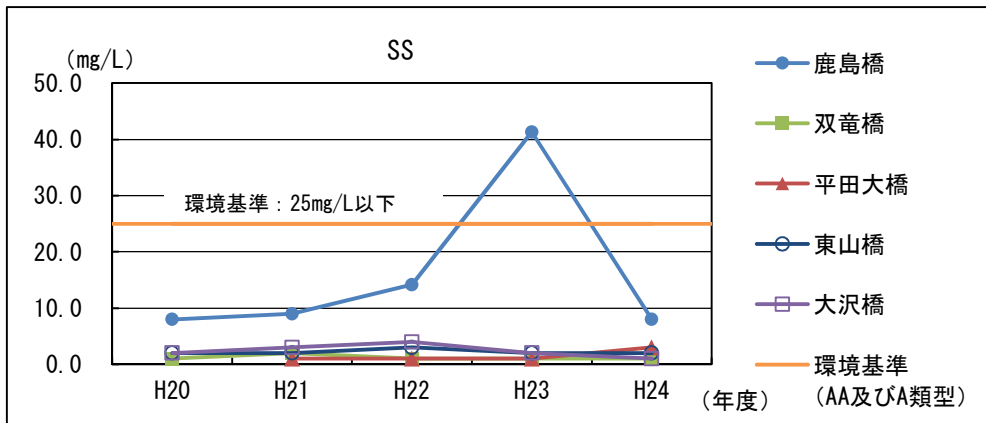


注) 平田大橋の測定は、平成21年度からとなっている。

出典：「平成 24 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(静岡県ホームページ)  
「浜松市の水質測定状況」(浜松市ホームページ)

図 2-5-7(3) DO の経年変化 (年平均値)

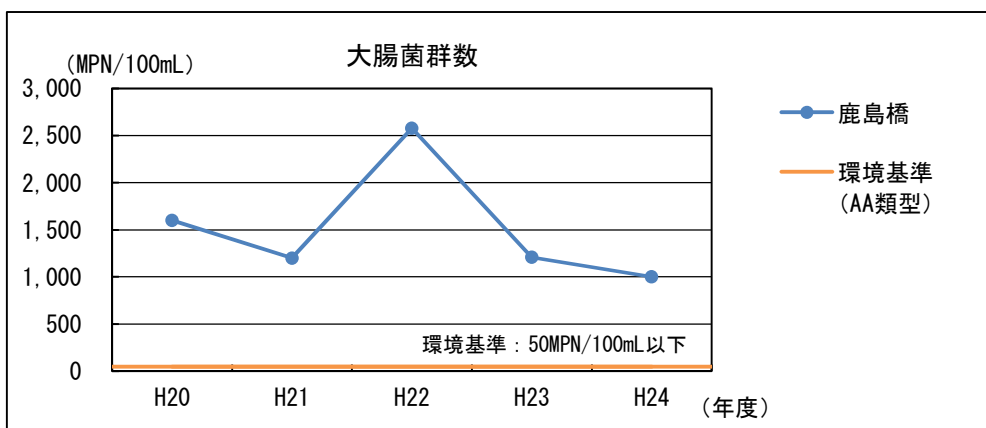




注) 平田大橋の測定は、平成21年度からとなっている。

出典：「平成 24 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(静岡県ホームページ)  
「浜松市の水質測定状況」(浜松市ホームページ)

図 2-5-7 (4) SS の経年変化 (年平均値)



出典：「平成 24 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(静岡県ホームページ)  
「浜松市の水質測定状況」(浜松市ホームページ)

図 2-5-7 (5) 大腸菌群数の経年変化 (年平均値)

## (2) 地下水

調査対象地域では浜松市天竜区青谷で、地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定項目（ダイオキシン類を除く）を対象に、地下水の水質調査が行われており、平成 24 年度の調査では全ての項目で環境基準を達成している。

また、浜松市浜北区中瀬地区及び浜松市浜北区於呂地区ではトリクロロエチレン等 5 項目を対象に定点モニタリング調査が行われており、平成 24 年度の調査では全ての項目で環境基準を超過した井戸はなかった。

（「浜松市の環境の現状と対策（平成 25 年度版）」（浜松市ホームページ））

## 6. 土壌

調査対象地域で土壌の調査は行われていない。

## 7. 地盤沈下

浜松市における地盤沈下調査は平成 19 年度に行われており、最大沈下量は 3.8 mm/年となっている。

（「地下水調査（地盤沈下調査）」（静岡県ホームページ））

## 8. 公害苦情件数

浜松市における過去5年間（平成20年度～平成24年度）の公害苦情件数は表2-5-7に示すとおりである。

公害苦情件数はやや増加傾向にあり、項目別では悪臭に関する公害苦情件数の増加が目立っている。

また、平成24年度の発生源別の公害苦情件数は表2-5-8に示すとおりであり、製造業の公害苦情件数が最も多く、特に騒音に関するものが多くなっている。

表 2-5-7 公害苦情件数

区 分	大気汚染	悪 臭	騒 音	振 動	水質汚濁	その他	計
H20年度	59	87	74	1	40	20	281
H21年度	35	137	92	5	49	19	337
H22年度	43	117	112	5	54	11	342
H23年度	55	172	93	3	41	11	375
H24年度	37	171	106	6	40	3	363

出典：「浜松市の環境の現状と対策（平成25年度版）」（浜松市ホームページ）

表 2-5-8 発生源別公害苦情件数（平成24年度）

区 分	大気汚染	悪 臭	騒 音	振 動	水質汚濁	その他	計
農業	0	8	0	0	1	1	10
林業	0	1	0	0	0	0	1
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	15	12	13	1	0	0	41
製造業	7	15	32	1	11	2	68
電気・ガス・熱供給 ・水道業	0	0	1	0	0	0	1
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	0	3	5	0	0	0	8
卸売業・小売業	0	7	6	0	0	0	13
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業	0	1	9	0	3	0	13
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	0	0	1	0	0	0	1
複合サービス事業	1	0	5	0	0	0	6
サービス業 （他に分類されないもの）	1	12	9	1	2	0	25
公務 （他に分類されないもの）	0	2	1	2	0	0	5
分類不能の産業	1	0	5	0	2	0	8
その他	12	110	19	1	21	0	163

出典：「浜松市の環境の現状と対策（平成25年度版）」（浜松市ホームページ）